大多喜町地域防災計画

資　料　編

令和３年度修正

大多喜町防災会議

目　　次

〔防災関係機関〕
大多喜町防災関係機関等一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 1
災害時優先電話一覧表・・・ 資 － 3
消防組織及び消防施設の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 4

〔防災施設〕
ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表・・・・ 資 － 7
応急仮設住宅建設候補地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 7
指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 8

〔医療関係等〕
町内医療機関一覧表・・ 資 － 9
県が確保する災害拠点病院一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 9
町内薬局薬店一覧表・・ 資 － 10

〔災害情報関係〕
気象等観測施設一覧表・・ 資 － 11
町防災行政無線局の設置場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 12
大雨、洪水注意報及び警報基準表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 13

〔物資関係〕
防災備蓄倉庫の状況・・ 資 － 14
応急給水資機材保有状況一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 15
浄水場（補給水利施設）の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 15

〔輸送関係〕
町有車両一覧表・・ 資 － 16

〔協力関係業者等〕
建設関係業者等一覧表・・ 資 － 18
大多喜町指定水道工事店（町内工事事業者）一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 19
町内における食料品調達業者一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 20
町内における物資調達先一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資 － 20

〔災害危険箇所等〕

主な河川の状況･･･ 資 - 21
土砂災害警戒区域等一覧表･･ 資 - 22
土石流危険渓流一覧表･･ 資 - 29
山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）一覧表･･･ 資 - 30
道路の路肩決壊及び法面崩壊による危険箇所等一覧表･･････････････････ 資 - 32
除雪路線･･･ 資 - 35
町の重要水防区域一覧表･･ 資 - 35
防災重点農業用ため池一覧表･･･ 資 - 36

〔文化財〕

町内文化財一覧表･･･ 資 - 37

〔災害救助法関係〕

災害救助法の適用基準･･ 資 - 48
災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表･････････････････････ 資 - 50
千葉県災害救助法施行細則（別表第一）･･････････････････････････････ 資 - 54

〔その他〕

大多喜町自主防災組織一覧表･･･ 資 - 61
要配慮者利用施設一覧表 ･･ 資 - 62
火災・災害等即報要領･･ 資 - 63

〔協定書、様式等〕

協定・覚書等一覧表･･ 資 - 85
被害調査集計表･･･ 資 - 88
被害状況箇所別調査表･･･ 資 - 89
被害状況報告書･･･ 資 - 90
災害時の医療救護活動についての協定書･････････････････････････････ 資 - 91
緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等･ 資 - 96
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）･････････････････････ 資 - 114
災害救助用米穀の引渡要請書等の様式･････････････････････････････････ 資 - 116
自衛隊災害派遣要請依頼書･･･ 資 - 122
自衛隊災害派遣部隊撤収要請依頼書･･･････････････････････････････････ 資 - 123
首都直下地震対策大綱･･･ 資 - 124
義援金品の関係様式･･･ 資 - 159

〔条例等〕

大多喜町防災会議条例…… 資 － 160
大多喜町災害対策本部条例…… 資 － 162
大多喜町災害見舞規程…… 資 － 163
大多喜町防災行政無線局管理運用規程…… 資 － 165
大多喜町り災証明書交付要綱…… 資 － 170

〔防災関係機関〕

○大多喜町防災関係機関等一覧表

名　　称	所　在　地	電話番号
大多喜町役場	大多喜町大多喜 93	82-2111
夷隅郡市広域市町村圏 事務組合消防本部	〃　船子 73-2	80-0119
夷隅地域振興事務所	〃　猿稲 14 （千葉県夷隅合同庁舎）	82-2211
夷隅土木事務所	いすみ市大原 8513 - 1	62-3311
夷隅土木事務所 大多喜出張所	大多喜町猿稲 14 （千葉県夷隅合同庁舎）	82-2614
夷隅農業事務所	〃	82-4956
東上総教育事務所 夷隅分室	〃	82-2411
夷隅健康福祉センター （夷隅保健所）	勝浦市出水 1224	73-0145
県土整備部河川環境課	千葉市中央区市場町 1-1	043-223-3156
勝浦警察署	勝浦市沢倉 515-6	73-0110
大多喜幹部交番	大多喜町猿稲 147	82-2024
老川駐在所	〃　小田代 148-2	85-0039
西畑駐在所	〃　市川 68-1	83-0074
総元駐在所	〃　大戸 642-2	82-3009
南部林業事務所	鴨川市広場 820	04-7092-1318
農林水産省関東農政局 千葉拠点	千葉市中央区本千葉町 10-18	043-224-5611
関東森林管理局 千葉森林管理事務所 上野森林事務所	勝浦市上野 503-2	76-0254
千葉県森林組合	千葉市中央区長洲 1-15-7	043-227-8233
銚子地方気象台	銚子市川口町 2-6431	0479-23-7705
陸上自衛隊習志野駐屯地 第１空挺団本部	船橋市薬円台 3-20-1	047-466-2141
陸上自衛隊下志津駐屯地 高射学校警備課	千葉市若葉区若松町 902	043-422-0221
陸上自衛隊木更津駐屯地 第１ヘリコプター団	木更津市吾妻地先	0438-23-3411

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
陸上自衛隊松戸駐屯地 需品学校	松戸市五香六実 17	047-387-2171
大多喜郵便局	大多喜町大多喜 68-1	82-2635
西畑郵便局	〃　市川 67	83-0001
老川簡易郵便局	〃　大田代 1229-2	85-0001
総元簡易郵便局	〃　黒原 208	84-0001
東日本電信電話㈱ 千葉事業部	千葉市美浜区中瀬 1-6	043-211-8652
㈱ＮＴＴドコモ千葉支店	千葉市中央区新町 1000	043-301-0500
日本赤十字社千葉県支部 大多喜町分区	大多喜町新丁 163 （大多喜町社会福祉協議会事務局）	82-4969
日本放送協会千葉放送局	千葉市中央区千葉港 5-1	043-203-1001
東京電力パワーグリッド㈱ 木更津支社	木更津市貝渕 3-13-40	0120-995-007 （コンタクトセンター）
日本通運㈱千葉支店	千葉市中央区今井 1-14-22	043-226-7600
大多喜ガス㈱茂原事業所	茂原市茂原 661	0475-24-2890
一般社団法人 千葉県ＬＰガス協会	千葉市中央区中央港 1-13-1	043-246-1725
小湊鐵道㈱	市原市五井中央東 1-1-2	0436-21-6771
小湊バス長南営業所	長生郡長南町長南 2119	0475-46-3581
小湊バス大多喜車庫	大多喜町新丁 16-1	82-2821
いすみ鉄道㈱	〃　大多喜 264	82-2161
一般社団法人 千葉県トラック協会	千葉市美浜区新港 212-10	043-247-1131
一般社団法人 千葉県バス協会	千葉市中央区市場町 7-9	043-215-8805
大多喜町社会福祉協議会	大多喜町大多喜 486-10 （大多喜町立中央公民館内）	82-4969
いすみ農業協同組合 大多喜支所	大多喜町八声 639-1	82-2421
大多喜町商工会	〃　大多喜 231-2	82-2538

○ 災 害 時 優 先 電 話 一 覧 表

番号	名　　称
1	大多喜町総務課
2	大多喜町建設課
3	大多喜町宿直室
4	大多喜町ＦＡＸ
5	老人福祉センター
6	中央公民館
7	学校給食センター
8	老川出張所
9	つぐみの森保育園
10	西小学校
11	大多喜小学校
12	旧上瀑小学校
13	大多喜中学校

○ 消 防 組 織 及 び 消 防 施 設 の 状 況

1　非常備消防・常備消防

非常備消防組織図

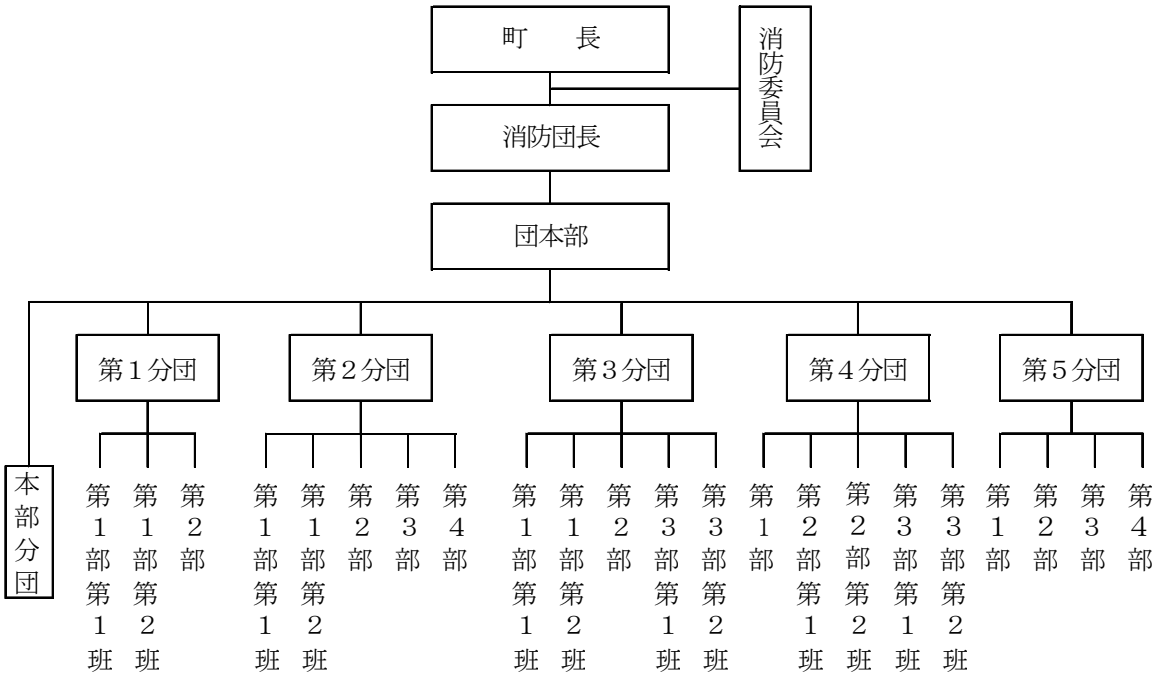

常備消防組織図

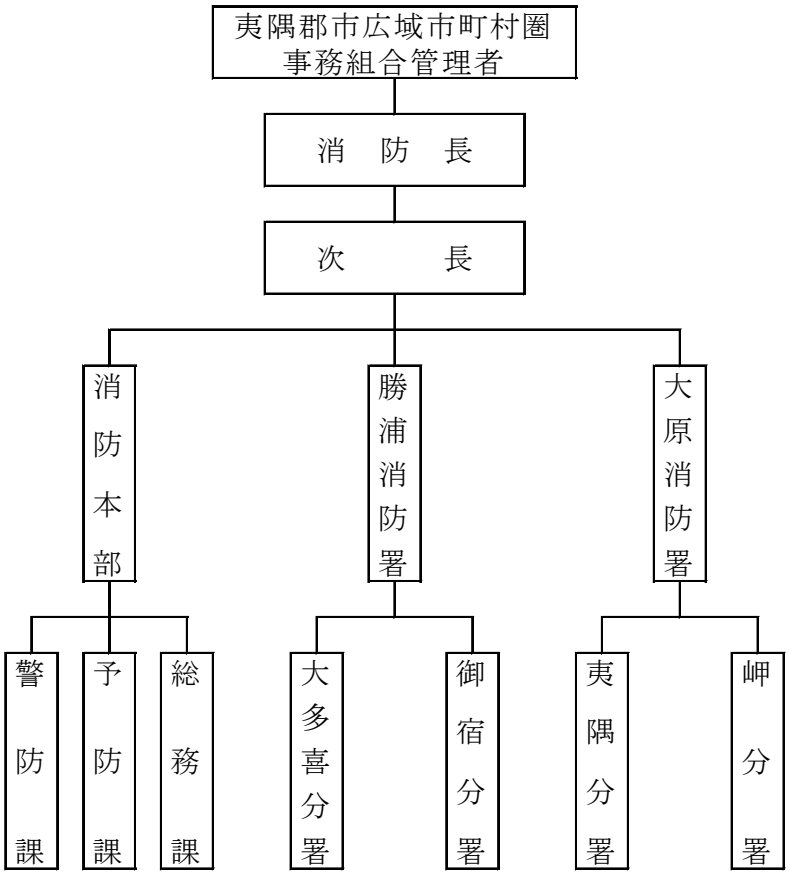

2　消防団の定数

（単位：人）

合計	消防団員								
	団長	副団長	本部長	分団長	副分団長	部長	副部長	班長	一般団員
380	1	2	1	6	11	16	16	34	293

3　分団の担当行政区域

名　称		団員定数（人）	担当行政区域
本部分団		15	大多喜町一円
第1分団	第1部	29	筒森、大田代、小田代、葛藤
	第2部	24	会所、粟又、小沢又、面白
第2分団	第1部	38	伊保田、板谷、市川、中野新町、中野本村、堀切、紙敷
	第2部	14	三条、田代、弓木
	第3部	19	平塚、湯倉、小苗、松尾、庄司、弥喜用、百鉾
	第4部	26	平沢、宇筒原、押沼、笛倉、小内、川畑
第3分団	第1部	27	黒原、三又、久我原
	第2部	15	石神、大戸
	第3部	26	堀之内、八声、部田、小谷松
第4分団	第1部	15	柳原、西部田、上原
	第2部	28	新丁、桜台、船子、外廻、森宮
	第3部	29	大多喜、久保、猿稲、田丁、紺屋、鍛冶、泉水、栗山
第5分団	第1部	15	伊藤、横山
	第2部	14	小土呂
	第3部	13	台、高谷
	第4部	14	峯之越、田代

4　消防力等

設　　備	水槽付きポンプ車	0
	ポンプ自動車	5
	小型動力ポンプ積載車	19
	その他消防車輌	5 （指揮車・防災広報車・バイク３台）
施　　設	消火栓	183
	防火水槽	248
	その他水利	85

5　町消防団消防器具置場一覧表

分団	部	班	所　在　地	備　考
本部			大多喜町大多喜 93	大多喜町役場
1	1	1	〃　筒森 662 - 7	
		2	〃　小田代 539 - 1	
	2		〃　粟又 731	ふるさと館
			〃　小沢又 476	
2	1	1	〃　中野 455 - 7	
		2	〃　紙敷 1428 - 1	生活改善センター
	2		〃　弓木 54 - 2	
	3		〃　湯倉 181 - 1	
	4		〃　宇筒原 25	
3	1	1	〃　三又 263 - 3	
		2	〃　久我原 681	
	2		〃　大戸 272	
	3	1	〃　八声 160 - 2	
		2	〃　部田 341 - 2	
4	1		〃　上原 1572 - 2	
	2	1	〃　新丁 174 - 4	
		2	〃　船子 105 - 9	
	3	1	〃　大多喜 271 - 5	
		2	〃　泉水 652 - 8	
5	1		〃　横山 579 - 2	
	2		〃　小土呂 776 - 3	
	3		〃　下大多喜 819 - 3	
	4		〃　下大多喜 3399	

〔防災施設〕

○ヘリコプター臨時離発着場適地及び県有施設ヘリサイン設置場所一覧表

【指定臨時ヘリポート】

離発着場名称	所在地		施設管理者	広さ		最寄消防署から(m)	避難所との競合
	地名・地番	座標		巾×長さ(m)	区分		
多目的広場	大多喜 486-16	N: 35, 16, 54 E:140, 14, 21	教育委員会	195×105	中	1, 720	B & G 海洋センター

【その他臨時ヘリポート（受入予定場所）】

離発着場名称	所在地	施設管理者・占有者	広さ	最寄り消防署から	備考
旧老川小学校	小田代 524-1	町　長	67×31	18 分	指定緊急避難場所、指定避難所
西小学校	松尾 277	学校長	62×51	10 分	指定緊急避難場所、指定避難所
旧総元小学校	大戸 433	町　長	98×43	8 分	指定緊急避難場所、指定避難所
旧上瀑小学校	下大多喜 100	町　長	66×46	8 分	指定緊急避難場所、指定避難所
三育学院中学校(旧西中学校)	中野 589	学校長	100×82	13 分	指定緊急避難場所、指定避難所
大多喜中学校	船子 197	学校長	91×85	1 分	指定緊急避難場所、指定避難所
大多喜高等学校	大多喜 481	学校長	145×105	4 分	指定緊急避難場所、指定避難所

【県有施設ヘリサイン設置場所】

施設名称	所在地		ヘリサイン(表示名称)	表示色
	地名・地番	座標		
大多喜高等学校	大多喜 481	N: 35, 17, 07 E:140, 17, 24	大多喜高	オレンジ

○ 応急仮設住宅建設候補地

候補地の名称(通称)	所在地(地名地番)	土地所有者	仮設住宅建設可能区域面積(㎡)	建設可能戸数(戸)
大多喜町多目的広場	大多喜 486-15, 16	町所有	19, 000	181
旧西畑小学校　田代分校	弓木 50	町所有	612	6
旧上瀑小学校	下大多喜 100	町所有	3, 200	32
計			22, 812	219

○指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

No.	名　　称	所　在　地	管理者	指定緊急避難場所	指　定避難所	連絡先	面積(㎡)	指定緊急避難場所収容人員	指定避難所収容人員	対応災害							耐震性	備考
										洪水	土砂	高潮	地震	津波	火災	その他	有・無・不明	
1	老川基幹集落センター	大多喜町大田代1229－2	大多喜町	○	○	0470－85－0002	200	330	100	○	○	○	○	○	○		有	
2	旧老川小学校	大多喜町小田代524－1	大多喜町	○	○	0470－85－0011	600	400	300	○		○	○	○	○		有	
3	旧老川小学校会所分校	大多喜町筒森1791	大多喜町	○		0470－85－0255	130	80		○	○	○		○	○		無	緊急のみ
4	西小学校	大多喜町松尾277	大多喜町	○	○	0470－83－0004	1,000	660	500	○	○	○	○	○	○		有	
5	農村コミュニティーセンター	大多喜町三条440－1	大多喜町	○	○	0470－83－0244	1,100	660	500	○	○	○	○	○	○		有	
6	旧西畑小学校田代分校	大多喜町弓木55－1	大多喜町	○		0470－83－0773	200	130		○	○	○		○	○		無	緊急のみ
7	旧西畑小学校宇筒原分校（宇筒原ふれあいセンター）	大多喜町宇筒原262－1	大多喜町	○		0470－84－0044	200	130		○	○	○		○	○		無	緊急のみ
8	三育学院中学校（旧西中学校）	大多喜町中野589	大多喜町	○	○	0470－83－0830	1,400	930	700	○	○	○	○	○	○		有	
9	つぐみの森保育園	大多喜町中野260	大多喜町	○	○	0470－83－1411	1,200	800	600	○		○	○	○	○		有	
10	旧総元小学校	大多喜町大戸433	大多喜町	○	○		800	530	400	○	○	○	○	○	○		有	
11	大多喜小学校	大多喜町大多喜12	大多喜町	○	○	0470－82－2804	1000	660	500	○	○	○	○	○	○		有	
12	大多喜中学校	大多喜町船子197	大多喜町	○	○	0470－82－2914	1,200	800	600	○	○	○	○	○	○		有	
13	みつば保育園	大多喜町船子838－2	大多喜町	○	○	0470－82－5530	2,400	1,600	1,200		○	○	○	○	○		有	
14	中央公民館	大多喜町大多喜486－10	大多喜町	○	○	0470－82－3188	400	260	200	○		○	○	○	○		有	
15	海洋センター	大多喜町大多喜486－12	大多喜町	○	○	0470－82－2462	300	200	150	○		○	○	○	○		有	
16	老人福祉センター	大多喜町新丁163	大多喜町	○		0470－82－2101	160	100	80		○	○		○	○		無	緊急のみ
17	大多喜高校	大多喜町大多喜481	千葉県	○	○	0470－82－2621	1,600	1,060	800	○		○	○	○	○		有	
18	旧上瀬小学校（上瀬ふれあいセンター）	大多喜町下大多喜100	大多喜町	○	○	0470－82－2841	800	530	400		○	○	○	○	○		有	
19	特別養護老人ホーム	大多喜町新丁173－2	大多喜町	○	○	0470－82－2901					○	○	○	○	○		有	福祉避難所

〔医療関係等〕

○ 町 内 医 療 機 関 一 覧 表

名　　称	所　在　地	電 話 番 号	種 別
川 崎 病 院	〃　泉水 674	82-2008	病院
大 多 喜 病 院	〃　上原 786	82-2714	病院
いすみ医療センター	いすみ市苅谷 1177	86-2311	病院
君 塚 医 院	〃　弥喜用 134	83-0012	診療所
大多喜整形外科	〃　猿稲 147-5	82-5575	診療所
小 髙 外 科 内 科	〃　大多喜 62	82-2511	診療所
大 多 喜 眼 科	〃　久保 166	64-6245	診療所
若 菜 歯 科 医 院	〃　大多喜 248	82-2918	歯科診療所
おおたき歯科医院	〃　船子 124-1	82-3411	歯科診療所
さとう歯科医院	〃　新丁 99	82-2884	歯科診療所
竹 馬 接 骨 院	〃　大多喜 50	82-2301	整骨院
小 坂 整 骨 院	〃　新丁 43	82-4021	整骨院
おおたき鍼灸整骨院	〃　船子 856	62-5539	整骨院
リーフ大多喜整骨院	〃　船子 861(ｵﾘﾌﾞ内)	80-1213	整骨院

○ 県 が 確 保 す る 災 害 拠 点 病 院 一 覧 表

医 療 圏	医 療 機 関 名	電 話 番 号
山武長生夷隅	○地方独立行政法人 東金九十九里地域医療センター 東千葉メディカルセンター	0475－50－1199
千　　葉	○千葉大学医学部附属病院	043－222－7171
	○千葉県救急医療センター	043－279－2211
	○千葉市立海浜病院	043－277－7711
	○千葉市立青葉病院	043－227－1131
	○独立行政法人 国立病院機構千葉医療センター	043－251－5311
東 葛 南 部	○船橋市立医療センター	047－438－3321
	○東京歯科大学市川総合病院	047－322－0151
	○順天堂大学医学部附属浦安病院	047－353－3111
	○東京女子医科大学八千代医療センター	047－450－6000
	○東京ベイ・浦安市川医療センター	047－351－3101
	○千葉県済生会習志野病院	047－473－1281
東 葛 北 部	○松戸市立総合医療センター	047－712－2511
	○医療法人徳洲会 千葉西総合病院	047－384－8111
	○東京慈恵会医科大学附属柏病院	04－7164－1111
印　　旛	◎日本医科大学千葉北総病院	0476－99－1111

医　療　圏	医　療　機　関　名	電　話　番　号
	○日本赤十字社成田赤十字病院	0476－22－2311
	○東邦大学医療センター佐倉病院	043－462－8811
香　取　海　匝	◎地方独立行政法人 総合病院国保旭中央病院	0479－63－8111
	○千葉県立佐原病院	0478－54－1231
安　　房	◎医療法人鉄蕉会 亀田総合病院	04－7092－2211
	○社会福祉法人太陽会 安房地域医療センター	0470－25－5111
君　　津	◎国保直営総合病院 君津中央病院	0438－36－1071
市　　原	○千葉県循環器病センター	0436－88－3111
	○帝京大学ちば総合医療センター	0436－62－1211
	○独立行政法人 労働者健康安全機構 千葉ろうさい病院	0436－74－1111

※　◎基幹災害医療センター／○地域災害医療センター

○ 町 内 薬 局 薬 店 一 覧 表

名　　称	住　　所	電　話　番　号
髙　橋　薬　局 くすりのたかはし	大多喜町紺屋 23-4 〃　船子 861	82-2690 80-1218
き　ら　ら　薬　局	〃　泉水 651	82-5454
みどりヶ丘薬局 大多喜店	〃　久保 109-8	82-5272
ヤックスドラッグ 大多喜店	〃　船子 855	82-5535
ウエルシア 大多喜船子店	〃　船子 865-1	80-0501

〔災害情報関係〕

○ 気 象 等 観 測 施 設 一 覧 表

1　気象庁気象官署一覧表

(1)　気象官署

官　署　名	所　在　地
銚 子 地 方 気 象 台	銚子市川口町 2-6431
千葉特別地域気象観測所	千葉市中央区中央港 1-12-2
勝浦特別地域気象観測所	勝浦市墨名 708-1
館山特別地域気象観測所	館山市長洲賀 76-1

(2)　地域気象観測所・地域雨量観測所一覧表

観 測 所 名	所　在　地
大多喜	大多喜町　松尾

※　上記観測所は、降水量のみ。

2　部外観測所一覧表（大多喜町内）

千葉県

ア　雨量観測所

観 測 所 名	位　　置
夷隅土木事務所	大多喜町猿稲 14-1
大多喜出張所	
久 我 原 橋	〃　久我原 1812

イ　水位観測所

河　川　名	観 測 所 名	位　　置
夷　隅　川	大　多　喜	大多喜町久保 198-6
西　畑　川	西　　畑	〃　笛倉 38-1
夷　隅　川	久 我 原 橋	〃　久我原 1812

ウ　ダムテレメーター（雨量）

観 測 所 名	位　　置	備　　考
檜　川　橋	大多喜町粟又字下桧川 211-3	水位局併設

エ　ダムテレメーター（水位）

河　川　名	観 測 所 名	位　　置
養　老　川	檜　川　橋	大多喜町粟又字下桧川 211-3

○町防災行政無線局の設置場所

No.	名　　称	所　在　地	備　　考
1	大多喜町役場	大多喜 93	
2	小土呂青年館	小土呂 457	
3	旧上瀑小学校	下大多喜 100	
4	鍛治青年館	横山 1131-3	
5	田代青年館	下大多喜 3402-5	
6	中央公民館	大多喜 486-10	
7	小谷松友愛館	小谷松 289-2	
8	旧総元小学校	大戸 433	
9	久我原青年館	久我原 681	
10	旧宇筒原分校	宇筒原 263-1	
11	平沢協同館	平沢 1121-5	再送信子局を含む
12	西小学校	松尾 277	
13	紙敷改善センター	紙敷 1400-1	
14	旧田代分校	弓木 55-1	
15	三育学院中学校	中野 589	
16	旧会所分校	筒森 1791	
17	伊保田照明会館	伊保田 21	
18	粟又ふるさと館	粟又 731	
19	葛藤旧道入口	葛藤 578-4	
20	筒森もみじ館	筒森 476-5	
21	平沢上バス停	平沢 1230-36	
22	基幹集落センター	大田代 1229-2	再送信子局を含む

○大雨、洪水注意報及び警報基準表

気象業務法に基づく大多喜町における気象等の予報及び警報の種類及び発表基準は、次のとおりである。

（令和３年６月８日現在）

大多喜町	府県予報区	千葉県	
	一次細分区域	南部	
	市町村等をまとめた地域	夷隅・安房	
警　報	大　雨（浸水害）	表面雨量指数基準	20
	大　雨（土砂災害）	土壌雨量指数基準	137
	洪　水	流域雨量指数基準	夷隅川流域=26，西畑川流域=14.8，養老川流域=15.8
		複合基準※1	夷隅川流域=（9，23.4），西畑川流域=（9，13.3）
		指定河川洪水予報による基準	―
	暴　風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	波　浪	有義波高	
	高　潮	潮位	
注意報	大　雨	表面雨量指数基準	13
		土壌雨量指数基準	102
	洪　水	流域雨量指数基準	夷隅川流域=20.8，西畑川流域=11.8，養老川流域=12.6
		複合基準※1	夷隅川流域=（9，16.6），西畑川流域=（9，9.4）
		指定河川洪水予報による基準	―
	強　風	平均風速	13m/s
	風　雪	平均風速	13m/s 雪を伴う
	大　雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm
	波　浪	有義波高	
	高　潮	潮位	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融　雪		
	濃　霧	視程	100m
	乾　燥	最小湿度30％で、実効湿度60％	
	なだれ		
	低　温	夏季低温のため、農作物に著しい被害が予想される場合	
	霜	4月1日～5月31日最低気温3℃以下	
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合	
記録的短時間大雨情報		１時間雨量	100mm

※1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。　　資料：銚子地方気象台

〔物資関係〕

○ 防 災 備 蓄 倉 庫 の 状 況

１　防災備蓄倉庫所在地及び名称

No.	名　　称	所　在　地
1	役場	大多喜93
2	旧老川小学校	小田代 524-1
3	三育学院中学校（旧西中学校）	中野589
4	西小学校	松尾277
5	旧総元小学校	大戸433
6	大多喜小学校	大多喜12
7	Ｂ＆Ｇ海洋センター脇倉庫	大多喜486-12
8	旧上瀑小学校	下大多喜100
9	大多喜中学校	船子 197
10	農村コミュニティーセンター	三条 440-1
11	味の研修館	大戸 589
12	大多喜高校	大多喜 481

２　千葉県が設置した防災備蓄倉庫

名　　称：夷隅地域防災備蓄倉庫

設置場所：大多喜町森宮 8-3（旧千葉県立大多喜女子高等学校敷地内）

○応急給水資機材保有状況一覧表

種　　類	容　　量	保　有　数	所　　管
給水タンク	2.0㎥	1	防災倉庫
給水タンク	0.5㎥	4	環境水道課
給水タンク	0.3㎥	1	〃
ポリタンク	20ℓ	24	〃
ポリ袋	6ℓ	808	〃

○浄水場（補給水利施設）の現況

施設名	場　　所	施設能力(㎥/日)	水源地	水源種別	備　考
面白浄水場	大多喜町面白377	1,000	養老川	表流水	上水道
横山浄水場	〃　横山1637-7	1,512		地下水	
伊藤浄水場	〃　横山1857	12		地下水	飲料水供給施設

〔輸送関係〕

○ 町 有 車 両 一 覧 表

（令和４年３月１日現在）

課　　名	車　　種	台数	備　　考
議会事務局	小型乗用自動車	1	議会車
総務課	普通乗用自動車	2	町長車・電気自動車
	軽自動車(四輪乗用)	1	青色防犯パトロール車
	特殊用途自動車	2	指揮車・防災広報車
企画課	小型乗用自動車	1	
	軽自動車(四輪貨物)	1	
	軽自動車(四輪乗用)	1	
財政課	普通乗用自動車	1	
税務住民課	軽自動車(四輪貨物)	1	
	軽自動車(四輪乗用)	1	
健康福祉課	軽自動車(特殊用途)	1	
	軽自動車(四輪乗用)	1	
	軽自動車(四輪貨物)	2	
建設課	普通貨物自動車	2	3 トンダンプ・4 トンダンプ
	小型貨物自動車	2	2 トンダンプ・AD バン
	特殊用途自動車	1	パトロール車
	軽自動車(四輪乗用)	1	
	軽自動車(四輪貨物)	2	
	小型特殊自動車	4	バックホウ×2・ローラー・ミニホイールローダー
農林課	小型乗用自動車	2	
	軽自動車(四輪乗用)	1	
	軽自動車(四輪貨物)	5	
商工観光課	小型貨物自動車	1	
	軽自動車(四輪貨物)	2	
特別養護老人ホーム	普通乗用自動車	1	ハイエース
	軽自動車(四輪乗用)	1	
	特殊用途自動車	2	セレナ・ハイエース

課　　名	車　　種	台数	備　　考
環境水道課	小型貨物自動車	3	
	軽自動車(四輪乗用)	1	
	軽自動車(四輪貨物)	6	
	大型特殊自動車	1	タイヤショベル
	小型特殊自動車	1	フォークリフト
教育課	小型乗用自動車	1	
	小型貨物自動車	1	
	軽自動車(四輪貨物)	3	
生涯学習課	小型乗用自動車	1	
	軽自動車(四輪貨物)	1	軽ダンプ
	小型特殊自動車	2	トラクター・乗用芝刈機
消防団	消防ポンプ自動車	5	
	小型動力ポンプ積載車	19	
	緊急自動二輪車	3	225cc
計		91	

〔協力関係業者等〕

○ 建 設 関 係 業 者 等 一 覧 表

名　　称	所　在　地	電 話 番 号
㈲アンザイ工務所	小土呂 424	82-2043
飯島設備工業㈱	船子 893-3	82-5500
㈲伊嶋土木資材	横山 1352	80-1870
㈲市川工務店	西部田 173	82-3817
㈲宇野沢楽只堂	船子 297	82-2727
岡本建築	粟又 480	85-0509
小倉土建㈱	上原 25-2	82-2145
㈲上総電設	船子 89	82-2253
㈲苅米工務店	原内 162	83-0321
酒井豊建設	八声 39	82-3101
㈲佐川商店	葛藤 568	85-0751
㈲三鈴工業	西部田 6-1	62-5740
㈲鈴木建設	小田代 1212	85-0501
㈲大永建材	猿稲 3	82-2320
㈱大磐	中野 332-1	83-1002
大雄造園土木	湯倉 119	83-0393
太陽機建㈱	横山 1276-1	82-2520
田辺商事	小土呂 214	82-3336
㈱仲潮組	久保 113	82-2646
一入工業㈱	上原 427-1	82-4757
平林建設㈱	森宮 109-1	82-4982
㈲本吉重機	小谷松 290	82-4111
森設備	下大多喜 1846 - 5	82-2162
山岸建設	下大多喜 651	82-3848
山本建設㈱	中野 281	83-0009
丸藤建設㈲	上原 25-1	82-2179

○大多喜町指定水道工事店（町内工事事業者）一覧表

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号
㈲佐川商店	298-0267	葛藤 629	85-0023
細谷工業㈱	298-0264	大田代 311	85-0040
末吉屋商店	298-0271	中野 478-2	83-0017
市原電機商会	298-0271	中野 488	83-0064
山本建設㈱	298-0271	中野 281	83-0009
末吉設備	298-0255	黒原 213-1	84-0016
㈲長谷電気商会	298-0222	八声 602	82-3072
㈲江沢機建工業所	298-0228	小谷松 61	82-3391
大越工務店	298-0214	新丁 25	82-2948
㈲カマデン	298-0215	久保 427-2	82-4128
飯島設備工業㈱	298-0204	船子 893-3	82-5500
協同電設	298-0202	下大多喜 186	82-3700
浅野水道	298-0202	下大多喜 1141-1	82-2508
森設備	298-0202	下大多喜 1846-5	82-2162

○ 町内における食料品調達業者一覧表

１　町内米穀小売販売業者

名　　称	所　在　地	電話番号
米冨ライス	大多喜町桜台 48	82-2828
篠崎商店㈱	〃　　〃	82-2743

２　パン・製めん・製粉業者

会社名等	所　在　地	電話番号
焼きたてパンじゅん	大多喜町船子 887 - 1	82-5554
君塚製麺	〃　市川 57 - 2	83-0168

○ 町内における物資調達先一覧表

１　燃料・石油・ガソリン

会社名等	所　在　地	電話番号	備　考
ＥＮＥＯＳ大多喜サービスステーション	大多喜町横山 1268-1	82-2810	
㈲オグラ産業	〃　船子 885-3	82-8550	
㈲佐川商店 コスモ石油佐川給油所	〃　葛藤 568	85-0751	
丸石油㈱	〃　船子 124-9	82-2745	
大多喜液化ガス	〃　小谷松 624	82-2957	ＬＰＧ協会 長夷支部
吉野商店	〃　黒原 214-2	84-0017	〃
黒原ガス事業所	〃　黒原 191	84-0134	ＬＰＧ協会 農協支部
國際油化㈱ オブリステーション大多喜	〃　船子 852-1	80-0039	

〔災害危険箇所等〕

○ 主 な 河 川 の 状 況

1　河川法二級河川

区　　分	水　系　名	河　川　名	指　定　延　長
二 級 河 川	夷　隅　川	夷　隅　川	左・右岸各　65,063m
〃	〃	久　保　川	左・右岸各　52m
〃	〃	西 部 田 川	左・右岸各　1,080m
〃	〃	沢　山　川	左・右岸各　2,160m
〃	〃	西　畑　川	左・右岸各　6,982m
〃	〃	平　沢　川	左・右岸各　4,473m
〃	養　老　川	養　老　川	左・右岸各　73,391m

○ 土 砂 災 害 警 戒 区 域 等 一 覧 表

1　土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）一覧表

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	Ⅰ-1611	田代	田代字田代台	H21.10.16	千第718号	千第719号
2	Ⅰ-0946	横山1	横山字部田	H22.3.16	千第155号	千第158号
3	Ⅰ-0947	横山2	横山字南越	H22.3.16	千第155号	千第158号
4	Ⅰ-0949	久我原	久我原字西畑	H22.3.16	千第155号	千第158号
5	Ⅰ-0950	下大多喜	下大多喜字高谷	H22.3.16	千第155号	千第158号
6	Ⅰ-0952	小土呂1	小土呂字金谷	H22.3.16	千第155号	千第158号
7	Ⅰ-0955	上原2	上原字中里	H22.3.16	千第155号	千第158号
8	Ⅰ-0957	泉水1	泉水字部田	H22.3.16	千第155号	千第158号
9	Ⅰ-0959	台	下大多喜字台	H22.3.16	千第155号	千第158号
10	Ⅰ-0961	大田代	大田代字部田	H22.3.16	千第155号	千第158号
11	Ⅰ-0962	中野	中野字中野	H22.3.16	千第155号	千第158号
12	Ⅰ-0964	峯之越	下大多喜字峯越	H22.3.16	千第155号	千第158号
13	Ⅰ-0953	小土呂2	小土呂字堀上	H25.3.8	千第114号	千第115号
14	Ⅱ-4474	小土呂7	小土呂字金谷	H25.3.8	千第114号	千第115号
15	Ⅱ-4422	面白1	面白字下川	H25.3.8	千第114号	千第115号
16	Ⅱ-4423	面白2	面白字高畑	H25.3.8	千第114号	千第115号
17	Ⅱ-4424	大田代2	大田代字ビヤクビ	H25.3.8	千第114号	千第115号
18	Ⅱ-4458	小谷松1	小谷松字横吹	H25.3.8	千第114号	千第115号
19	Ⅱ-4464	下大多喜1	下大多喜字宮谷	H25.3.8	千第114号	千第115号
20	Ⅱ-4467	泉水3	泉水字堂谷	H25.3.8	千第114号	千第115号
21	Ⅱ-4466	泉水4	泉水字泉森	H25.3.8	千第114号	千第115号
22	Ⅱ-4468	横山3	横山字蛍ヶ谷	H25.3.8	千第114号	千第115号
23	Ⅰ-0948	葛藤1	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
24	Ⅰ-0951	葛藤2	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
25	Ⅱ-4445	葛藤3	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
26	Ⅱ-131375	葛藤4	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
27	Ⅱ-131376	葛藤5	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
28	Ⅱ-131377	葛藤6	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
29	Ⅱ-131378	葛藤7	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
30	Ⅱ-131385	葛藤8	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
31	Ⅱ-131386	葛藤9	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
32	Ⅲ-0422	葛藤10	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号
33	Ⅱ-131716	葛藤11	葛藤	R3.3.19	千第165号	千第169号

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
34	Ⅰ-0954	上原1	上原	R3.3.19	千第165号	千第169号
35	Ⅱ-4448	上原3	上原	R3.3.19	千第165号	千第169号
36	Ⅱ-4449	上原4	上原	R3.3.19	千第165号	千第169号
37	Ⅰ-0956	西部田	西部田	R3.3.19	千第165号	千第169号
38	Ⅱ-4459	西部田2	西部田	R3.3.19	千第165号	千第169号
39	Ⅱ-4460	西部田3	西部田	R3.3.19	千第165号	千第169号
40	Ⅰ-0958	泉水2	泉水、横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
41	Ⅱ-130134	泉水5	泉水、横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
42	Ⅱ-131713	泉水6	泉水	R3.3.19	千第165号	千第169号
43	Ⅱ-131383	泉水7	泉水	R3.3.19	千第165号	千第169号
44	Ⅰ-0963	八声1	八声	R3.3.19	千第165号	千第169号
45	Ⅱ-4475	八声2	八声	R3.3.19	千第165号	千第169号
46	Ⅲ-0420	八声3	八声	R3.3.19	千第165号	千第169号
47	Ⅱ-130118	八声4	八声、小谷松	R3.3.19	千第165号	千第169号
48	Ⅱ-4469	横山4	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
49	Ⅰ-131021	横山6	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
50	Ⅱ-131714	横山7	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
51	Ⅱ-131715	横山8	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
52	Ⅱ-131680	横山10	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
53	Ⅱ-131681	横山11	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
54	Ⅱ-131807	横山13	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
55	Ⅰ-0965	横山14	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
56	Ⅱ-131381	横山15	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
57	Ⅱ-131738	横山16	横山	R3.3.19	千第165号	千第169号
58	Ⅲ-1222	大多喜1	大多喜	R3.3.19	千第165号	千第169号
59	Ⅰ-131001	大多喜2	大多喜	R3.3.19	千第165号	千第169号
60	Ⅰ-131002	大多喜3	大多喜	R3.3.19	千第165号	千第169号
61	Ⅱ-131387	大多喜4	大多喜	R3.3.19	千第165号	千第169号
62	Ⅰ-2040	大多喜5	大多喜	R3.3.19	千第165号	千第169号
63	Ⅱ-4436	小田代1	小田代	R3.3.19	千第165号	千第169号
64	Ⅱ-4437	小田代2	小田代	R3.3.19	千第165号	千第169号
65	Ⅱ-130135	小田代3	小田代	R3.3.19	千第165号	千第169号
66	Ⅰ-131022	小田代5	小田代	R3.3.19	千第165号	千第169号
67	Ⅰ-131023	小田代6	小田代	R3.3.19	千第165号	千第169号
68	Ⅱ-131718	小田代7	小田代、大田代	R3.3.19	千第165号	千第169号

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
69	Ⅱ-131720	小田代 9	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
70	Ⅱ-131721	小田代 10	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
71	Ⅱ-131722	小田代 11	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
72	Ⅱ-131724	小田代 13	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
73	Ⅱ-131739	小田代 16	小田代、面白	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
74	Ⅱ-131740	小田代 17	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
75	Ⅰ-2041	小田代 18	小田代、面白	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
76	Ⅱ-131717	小田代 19	小田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
77	Ⅱ-4462	船子 2	船子、森宮	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
78	Ⅱ-4463	船子 3	船子、森宮	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
79	Ⅰ-131019	船子 4	船子、森宮	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
80	Ⅱ-131372	船子 5	船子、森宮	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
81	Ⅰ-131020	森宮 2	森宮	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
82	Ⅱ-131371	森宮 3	森宮、船子	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
83	Ⅱ-4476	粟又 1	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
84	Ⅱ-4477	粟又 2	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
85	Ⅱ-4478	粟又 3	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
86	Ⅱ-4479	粟又 4	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
87	Ⅱ-4480	粟又 5	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
88	Ⅰ-131024	粟又 6	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
89	Ⅰ-131025	粟又 7	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
90	Ⅰ-131030	粟又 8	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
91	Ⅱ-131408	粟又 11	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
92	Ⅱ-131409	粟又 12	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
93	Ⅱ-131410	粟又 13	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
94	Ⅱ-131743	粟又 15	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
95	Ⅱ-131744	粟又 16	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
96	Ⅱ-131745	粟又 17	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
97	Ⅱ-131747	粟又 19	粟又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
98	Ⅱ-4427	宇筒原 1	宇筒原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
99	Ⅰ-131026	宇筒原 2	宇筒原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
100	Ⅱ-4421	小沢又 1	小沢又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
101	Ⅱ-131405	小沢又 2	小沢又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
102	Ⅱ-131746	小沢又 3	小沢又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
103	Ⅱ-131742	小沢又 4	小沢又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
104	Ⅱ-4425	大田代 3	大田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
105	Ⅱ-131418	大田代 4	大田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
106	Ⅱ-4426	押沼 1	押沼	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
107	Ⅱ-131413	押沼 3	押沼	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
108	Ⅱ-4429	押沼 5	押沼	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
109	Ⅱ-4428	笛倉 1	笛倉、馬場内	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
110	Ⅱ-131411	笛倉 3	笛倉、押沼	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
111	Ⅱ-4430	平沢 1	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
112	Ⅱ-131414	平沢 2	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
113	Ⅲ-0437	平沢 3	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
114	Ⅱ-131416	平沢 4	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
115	Ⅱ-131696	平沢 9	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
116	Ⅱ-131697	平沢 10	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
117	Ⅱ-131698	平沢 11	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
118	Ⅱ-131809	平沢 12	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
119	Ⅲ-0430	平沢 13	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
120	Ⅲ-0431	平沢 14	平沢	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
121	Ⅱ-4431	三条 1	三条	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
122	Ⅱ-4433	伊保田 1	伊保田	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
123	Ⅱ-4434	伊保田 2	伊保田	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
124	Ⅱ-4435	伊保田 3	伊保田	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
125	Ⅲ-0425	伊保田 4	伊保田	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし
126	Ⅱ-4438	石神 1	石神	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
127	Ⅱ-4439	馬場内 1	馬場内	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
128	Ⅱ-4440	庄司 1	庄司	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
129	Ⅲ-0417	松尾 1	松尾	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
130	Ⅱ-131404	松尾 3	松尾	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
131	Ⅱ-4441	松尾 5	松尾	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
132	Ⅱ-4442	小苗 1	小苗	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
133	Ⅱ-4443	小苗 2	小苗、弥喜用	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
134	Ⅱ-4444	堀切 1	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
135	Ⅱ-131398	堀切 2	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
136	Ⅱ-131399	堀切 3	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
137	Ⅱ-131401	堀切 5	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
138	Ⅱ-131402	堀切 6	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
139	Ⅱ-131403	堀切 7	堀切、中野	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
140	Ⅱ-131432	堀切 9	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
141	Ⅱ-131433	堀切 10	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
142	Ⅱ-131741	堀切 11	堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
143	Ⅲ-0424	堀切 14	堀切、伊保田	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
144	Ⅱ-4446	大戸 1	大戸	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
145	Ⅲ-0415	大戸 3	大戸	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
146	Ⅱ-4450	紙敷 1	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
147	Ⅱ-4451	紙敷 2	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
148	Ⅱ-4453	紙敷 4	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
149	Ⅱ-4454	紙敷 5	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
150	Ⅱ-4455	紙敷 6	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
151	Ⅱ-4456	紙敷 7	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
152	Ⅱ-4457	紙敷 8	紙敷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
153	Ⅱ-4465	下大多喜 2	下大多喜	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
154	Ⅱ-131660	下大多喜 3	下大多喜	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
155	Ⅱ-4470	小土呂 3	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
156	Ⅱ-4471	小土呂 4	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
157	Ⅱ-4472	小土呂 5	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
158	Ⅱ-4473	小土呂 6	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
159	Ⅱ-131085	小土呂 8	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
160	Ⅱ-131086	小土呂 9	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
161	Ⅱ-131087	小土呂 10	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
162	Ⅱ-131089	小土呂 12	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
163	Ⅱ-131090	小土呂 13	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
164	Ⅱ-131091	小土呂 14	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
165	Ⅱ-131092	小土呂 15	小土呂、横山	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
166	Ⅱ-131373	新丁 1	新丁、船子	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
167	Ⅱ-131374	新丁 2	新丁	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
168	Ⅱ-131434	面白 3	面白	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
169	Ⅱ-131748	面白 5	面白	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
170	Ⅱ-131684	板谷 3	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
171	Ⅱ-131685	板谷 4	板谷、堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
172	Ⅱ-131688	板谷 6	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
173	Ⅱ-131689	板谷 7	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
174	Ⅱ-131690	板谷 8	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
175	Ⅱ-131692	板谷 10	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
176	Ⅱ-131808	板谷 11	板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
177	Ⅱ-131686	板谷 12	板谷、堀切	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
178	Ⅱ-131693	中野 1	中野、板谷	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
179	Ⅱ-4452	中野 2	中野	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし
180	Ⅱ-131695	田代 2	田代、弓木	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
181	Ⅲ-0434	会所 2	会所	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
182	Ⅲ-0435	会所 3	会所	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
183	Ⅱ-131700	会所 4	会所	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
184	Ⅱ-131701	会所 5	会所	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
185	Ⅲ-0439	会所 6	会所	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
186	Ⅱ-131702	筒森 3	筒森	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
187	Ⅱ-131810	筒森 4	筒森	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
188	Ⅲ-0441	筒森 5	筒森	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
189	Ⅲ-0421	久我原 2	久我原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
190	Ⅱ-4447	久我原 3	久我原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
191	Ⅲ-0423	弥喜用 1	弥喜用	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
192	Ⅲ-0412	弥喜用 2	弥喜用	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
193	Ⅲ-0433	弓木 2	弓木	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
194	Ⅰ-0967	正立寺 1	森宮	R3.3.23	千第 187 号	千第 189 号

２　土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	Ⅰ-44100201	高滝沢	粟又	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし
2	Ⅱ-44100402	弓木沢 1	弓木	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし
3	Ⅰ-44100501	弓木沢 2	弓木	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし
4	Ⅰ-44100701	宇筒原沢	宇筒原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
5	Ⅰ-44100801	石神沢	石神	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
6	Ⅰ-44100901	大戸巌田川	大戸	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
7	Ⅰ-44101001	大戸巌田川 左支流	大戸	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
8	Ⅱ-44101102	八声沢 1	八声	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
9	Ⅰ-44101201	八声沢 2	八声	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
10	Ⅱ-44101302	八声沢 3	八声	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
11	Ⅱ-44101502	八声沢 4	八声	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
12	Ⅰ-44101601	栗山沢 1	田丁	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
13	Ⅰ-44101701	栗山沢 2	田丁	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
14	Ⅰ-44101801	羽黒川	横山	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
15	Ⅱ-44100102	宇野辺沢	面白	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
16	Ⅱ-44100302	小沢又沢	小沢又	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
17	Ⅱ-44100602	田代沢	田代	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
18	Ⅱ-44101902	横山沢	横山	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
19	Ⅱ-44102002	小土呂沢 1	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
20	Ⅱ-44102102-a	小土呂沢 2	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
21	Ⅱ-44102102-b	小土呂沢 3	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
22	Ⅱ-44102302	小土呂沢 4	小土呂	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号
23	Ⅱ-44102202	久我原沢 2	久我原	R3.3.19	千第 165 号	千第 169 号

３　土砂災害警戒区域等（地すべり）一覧表

NO.	箇所番号	区域名	所在地	告示日	警戒区域 告示番号	特別警戒区域 告示番号
1	207	筒森	筒森、大田代	R3.3.19	千第 165 号	特別警戒 区域なし

○ 土 石 流 危 険 渓 流 一 覧 表

1　危険渓流Ⅰ

（所轄：夷隅土木事務所）

渓流番号	渓流名	水系名	河川名	位置	
				町	字
44100201	高滝沢	養老川	養老川	大多喜町	高滝
44100501	弓木沢（2）	夷隅川	西畑川	〃	弓木
44100701	宇筒原沢	夷隅川	平沢川	〃	宇筒原
44100801	久我原沢	夷隅川	夷隅川	〃	久我原
44100901	大戸巌田川	夷隅川	夷隅川	〃	大戸
44101001	大戸巌田川左支流	夷隅川	夷隅川	〃	大戸
44101201	八声沢（2）	夷隅川	夷隅川	〃	八声
44101601	栗山沢（1）	夷隅川	夷隅川	〃	栗山
44101701	栗山沢（2）	夷隅川	夷隅川	〃	栗山
44101801	羽黒川	夷隅川	夷隅川	〃	横山

2　危険渓流Ⅱ

（所轄：夷隅土木事務所）

渓流番号	渓流名	水系名	河川名	位置	
				町	字
44100102	宇野辺沢	養老川	養老川	大多喜町	高滝
44100302	小沢又沢	養老川	養老川	〃	宇野辺
44100402	弓木沢（1）	夷隅川	西畑川	〃	小沢又
44100602	田代沢	夷隅川	西畑川	〃	弓木
44101102	八声沢（1）	夷隅川	夷隅川	〃	田代
44101302	八声沢（3）	夷隅川	夷隅川	〃	八声
44101402	小谷松沢	夷隅川	夷隅川	〃	八声
44101502	八声沢（4）	夷隅川	夷隅川	〃	小谷松
44101902	横山沢	夷隅川	夷隅川	〃	八声
44102002	小土呂沢（1）	夷隅川	夷隅川	〃	横山
44102102	小土呂沢（2）	夷隅川	夷隅川		小土呂

○山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区・崩壊土砂流出危険地区）一覧表

1　山腹崩壊危険地区（民有林）一覧表

№	危険地区番号	位置			№	危険地区番号	位置		
		町	大字	字			町	大字	字
1	2	大多喜町	紙敷	針紋	43	60	大多喜町	面白	谷之内
2	3	〃	横山	竹之谷	44	62	〃	筒森	物見塚下
3	4	〃	横山	太夫畑	45	63	〃	小田代	畑谷
4	5	〃	泉水	部田	46	64	〃	平沢	芳ヶ堀
5	6	〃	西部田	中村	47	65	〃	平沢	荒関
6	8	〃	八声	屋敷台	48	66	〃	弓木	不居包
7	10	〃	大戸	行立	49	67	〃	平沢	南沢
8	13	〃	湯倉	坂下	50	68	〃	平沢	大防
9	14	〃	紙敷	南向上台	51	69	〃	小田代	山方
10	15	〃	紙敷	椴ノ木	52	72	〃	大田代	星井畑
11	16	〃	紙敷	垢清水	53	74	〃	小田代	清水平
12	17	〃	紙敷	御行堀	54	75	〃	板谷	平四郎畑
13	18	〃	紙敷	十良畑	55	77	〃	柳原	沢山
14	19	〃	紙敷	半夏草	56	79	〃	笛倉	向山
15	20	〃	小苗	シシクラ	57	80	〃	大戸	高根
16	21	〃	中野	方丈谷	58	81	〃	大戸	杉谷
17	22	〃	庄司	サク	59	87	〃	田代	神向
18	25	〃	板谷	上ノ台	60	88	〃	筒森	小金室
19	28	〃	葛藤	向	61	89	〃	筒森	泉沢
20	29	〃	葛藤	西之代	62	90	〃	粟又	合
21	30	〃	面白	大北	63	92	〃	面白	久保
22	32	〃	小田代	藤平田	64	93	〃	面白	岩井代
23	33	〃	面白	見掛	65	94	〃	粟又	亀ノ尻
24	34	〃	小沢又	宮原	66	95	〃	平沢	足古
25	35	〃	田代	堀込	67	96	〃	平沢	足古
26	36	〃	田代	田代台	68	97	〃	小土呂	堂前
27	38	〃	田代	ﾏｸﾞﾛ部田	69	98	〃	小土呂	吉原
28	39	〃	弓木	大杭根	70	99	〃	小土呂	市部
29	41	〃	弥喜用	漆窪	71	100	〃	小土呂	塩ノ谷
30	42	〃	押沼	登之塚	72	101	〃	小土呂	正木谷
31	45	〃	川畑	井戸谷	73	102	〃	小土呂	春地
32	46	〃	平沢	三坂	74	103	〃	小土呂	作畑
33	47	〃	平沢	桑木澤	75	104	〃	横山	薙畑
34	48	〃	平沢	表	76	105	〃	横山	伊南
35	49	〃	平沢	中堀	77	106	〃	横山	新馬場
36	51	〃	平沢	荒関	78	107	〃	泉水	卒高
37	53	〃	平沢	細尾	79	108	〃	横山	山之越
38	54	〃	平沢	深川	80	109	〃	下大多喜	鍛冶畑
39	55	〃	弓木	橋渡	81	110	〃	下大多喜	高谷
40	56	〃	平沢	東七曲	82	111	〃	下大多喜	丸ヶ谷
41	57	〃	平沢	市之台	83	112	〃	下大多喜	観音下
42	58	〃	弓木	猿渡喰	84	113	〃	大多喜	久半谷

No.	危険地区番号	位置			No.	危険地区番号	位置		
		町	大字	字			町	大字	字
85	114	大多喜町	大多喜	久半谷	121	150	大多喜町	伊保田	桜谷
86	115	〃	西部田	久保	122	151	〃	堀切	下関谷
87	116	〃	大多喜	三ノ丸	123	152	〃	三条	長者原
88	117	〃	横山	神明	124	153	〃	田代	川野田
89	118	〃	舟子	台	125	154	〃	三条	塚越
90	119	〃	森宮	明知行	126	155	〃	田代	田代台
91	120	〃	下大多喜	明生谷	127	156	〃	笛倉	表畑
92	121	〃	紙敷	笹之谷	128	157	〃	石神	枇杷落
93	122	〃	紙敷	椴ノ木	129	158	〃	大田代	春釜
94	123	〃	柳原	ｸﾓﾝﾌﾞｼ	130	159	〃	筒森	高塚
95	124	〃	入会地	沢山	131	160	〃	筒森	東作堀
96	125	〃	入会地	沢山	132	161	〃	面白	高畑
97	126	〃	上原	上代	133	162	〃	面白	由谷
98	127	〃	上原	西谷	134	163	〃	面白	前田
99	128	〃	西部田	半関	135	164	〃	田代	平田
100	129	〃	上原	桑曽根	136	165	〃	平沢	出水沢
101	130	〃	小谷松	横吹	137	166	〃	平沢	上之台
102	131	〃	小谷松	山下	138	167	〃	筒森	物見塚上
103	132	〃	八声	地獄沢	139	168	〃	筒森	細野
104	133	〃	八声	井戸谷	140	169	〃	粟又	滝ノ上
105	134	〃	八声	居山	141	170	〃	粟又	滝ノ上
106	135	〃	八声	居山	142	171	〃	粟又	居廻り
107	136	〃	八声	将墓	143	172	〃	面白	上之代
108	137	〃	板谷	草敷畑	144	173	〃	面白	岩下
109	138	〃	板谷	平野	145	174	〃	田代	宇ノ沢
110	139	〃	庄司	開ノ元	146	175	〃	弓木	上川面
111	140	〃	小苗	牛畑	147	176	〃	弓木	馬之瀬谷
112	141	〃	大戸	愛野山	148	177	〃	平沢	谷渡
113	142	〃	大戸	岩田	149	178	〃	平沢	見立
114	143	〃	部田	上山下	150	179	〃	大田代	川下
115	144	〃	堀ノ内	細通	151	180	〃	弓木	菅野谷
116	145	〃	小田代	清水代	152	181	〃	大多喜	久半谷
117	146	〃	小田代	清水代	153	182	〃	大多喜	久半谷
118	147	〃	小田代	平野	154	183	〃	西部田	台田
119	148	〃	小田代	畑谷	155	184	〃	大田代	出口
120	149	〃	葛藤	上之代					

２　崩壊土砂流出危険地区（民有林）一覧表

No.	危険地区番号	位置			No.	危険地区番号	位置		
		町	大字	字			町	大字	字
1	1	大多喜町	大多喜	久半谷	6	6	大多喜町	小田代	塚越
2	2	〃	上原	竹ノ沢	7	7	〃	小田代	番匠屋敷
3	3	〃	横山	伊藤	8	8	〃	小田代	上川面
4	4	〃	横山	伊藤	9	9	〃	弥喜用	湯倉沢
5	5	〃	紙敷	針絞	10	10	〃	川畑	間野

○道路の路肩決壊及び法面崩壊による危険箇所等一覧表

１　一般国道（異常気象時通行規制区間等）

路線名	担当事務所名	規制区間	延長(km)	規制基準(規制基準値(mm))	危険内容
465 号	夷隅土木事務所	大多喜町小田代	3.2	通行止め 時間雨量　30 連続雨量　150	落石 土砂崩落 トンネル

２　一般県道（異常気象時通行規制区間等）

路線名	担当事務所名	規制区間	延長(km)	規制基準(規制基準値(mm))	危険内容
大多喜里見線	夷隅土木事務所	大多喜町伊藤	2.0	通行止め 時間雨量　30 連続雨量　150	トンネル 土砂崩落 落石
小田代勝浦線	〃	大多喜町粟又	6.3	通行止め 時間雨量　30 連続雨量　150	トンネル 土砂崩落 落石

３　一般県道（特殊通行規制区間等）

路線名	担当事務所名	規制区間	延長(km)	規制条件(通行止)	危険内容
大多喜里見線	夷隅土木事務所	大多喜町泉水 伊藤	0.7	道路パトロールによる	落石 路肩決壊

４　町道（１・２級路線）

路線番号	路線名	規制条件	危険内容
0101	増田小土呂線	道路パトロールによる	土砂崩落等
0102	旧千葉勝浦線	〃	〃
0103	茂原線	〃	〃
0105	大多喜一宮線	〃	〃
0106	中野大多喜線	〃	〃
0107	桜台 297 号線	〃	〃
0108	上原西部田線	〃	〃
0109	松尾宇筒原線	〃	〃
0110	黒原上野線	〃	〃
0111	三又 297 号線	〃	〃
0112	会所麻面原線	〃	〃
0151	自動車練習所線	〃	〃
0152	大多喜城線	〃	〃
0153	大多喜高校線	〃	〃

路線番号	路線名	規制条件	危険内容
0154	久保大多喜線	〃	〃
0155	大中線	〃	〃
0156	久保新丁線	〃	〃
0157	総元停車場線	〃	〃
0158	中野停車場線	道路パトロールによる	土砂崩落等
0159	西部田浄水場線	〃	〃
0160	会所弓木線	〃	〃
0161	弓木平沢線	〃	〃
0162	老川線	〃	〃
0163	上原紙敷線	〃	〃
0201	横山小土呂線	〃	〃
0202	紺屋円照寺線	〃	〃
0203	船子峯之越線	〃	〃
0204	船子峰之越２号線	〃	〃
0205	田代越口線	〃	〃
0207	大手通り線	〃	〃
0208	大多喜新丁線	〃	〃
0209	新丁行徳線	〃	〃
0210	八声大月原線	〃	〃
0211	部田堀之内線	〃	〃
0212	石神大戸線	〃	〃
0213	石神荒木根線	〃	〃
0214	久我原陸橋線	〃	〃
0215	久我原線	〃	〃
0216	黒原佐野線	〃	〃
0218	湯倉西部田線	〃	〃
0219	松尾紙敷線	〃	〃
0221	紙敷線	〃	〃
0222	堀切牛久線	〃	〃
0223	葛藤筒森線	〃	〃
0224	老津線	〃	〃
0226	伊保田線	〃	〃
0227	宇野辺当月川線	〃	〃
0228	田代線	〃	〃
0229	森宮線	〃	〃
0251	高谷田代線	〃	〃
0252	横山南越城前線	〃	〃
0253	鍛治住宅内岡台線	〃	〃
0254	紺屋横山線	〃	〃

路線番号	路線名	規制条件	危険内容
0255	大中東線	〃	〃
0256	白銀線	〃	〃
0257	久半谷線	〃	〃
0258	堀之内八声線	〃	〃
0259	三育学院線	道路パトロールによる	土砂崩落等
0260	紙敷柏ノ木台線	〃	〃
0261	紙敷御行堀線	〃	〃
0262	葛藤雪之畑線	〃	〃
0263	小田代植木堀線	〃	〃
0264	星井畑線	〃	〃
0265	面白旧県道線	〃	〃
0266	弥喜用宇筒原線	〃	〃
0267	旧紙敷線	〃	〃
0268	小谷松西部田線	〃	〃
0269	八声線	〃	〃
0270	新丁金谷線	〃	〃
0271	上南郭線	〃	〃
0274	大多喜ﾋﾞｼﾞﾀｰ線	〃	〃
0275	松尾狐原線	〃	〃
0276	森宮田代線	〃	〃
0277	田代寺下線	〃	〃
0278	三又中央線	〃	〃
0279	深沢線	〃	〃

５　農道

路線番号	路線名	規制条件	危険内容
0301	基幹農道 （川畑～田代）	道路パトロールによる	土砂崩落等

○ 除 雪 路 線

道路種別	路線名	総延長(m)	うち重用延長(m)	実延長(m)	区間
1級町道	増田小土呂線	3,273	41	3,232	全線
	旧千葉勝浦線	676		676	山二林産㈱～県道大多喜里見線
	茂原線	100		100	全線
	大多喜一宮線	478		478	全線
	中野大多喜線	3,901	21	3,880	湯倉西部田線～県道大多喜里見線
	松尾宇筒原線	1,936		1,936	全線
	黒原上野線	5,427		5,427	R465 号～弓木平沢線
	三又 297 号線	977		977	全線
	弓木平沢線	1,108		1,108	全線
小計	9	17,876	62	17,814	
2級町道	紺屋円照寺線	949		949	全線
	八声大月原線	1,284		1,284	R297 号～増田製作所前
	湯倉西部田線	1,685		1,685	全線
	松尾紙敷線	1,314		1,314	全線
	葛藤筒森線	1,584		1,584	県道市原天津小湊線～蕪来夕木線
	老津線	2,917		2,917	R465 号～大田代線、 星井畑線～横瀬線
	伊保田線	1,232		1,232	全線
	宇野辺当月川線	1,585		1,585	県道小田代勝浦線～宇野辺ﾄﾝﾈﾙ
	星井畑線	2,168		2,168	全線
小計	9	14,718	0	14,718	
その他町道	伊藤線	1,919		1,919	全線
	岩井原線	1,061		1,061	全線
	大田代線	125		125	老津線～岩井原線
	小倉野線	2,695		2,695	全線
	物見塚線	836		836	全線
小計	5	6,636	0	6,636	
合計	23	39,230	62	39,168	

○ 町 の 重 要 水 防 区 域 一 覧 表

河川名	箇所名	管轄分団名	水防施設の有無
二級夷隅川	三又地先	第3分団	
	八声地先	第3分団	水門
	久保、猿稲地先	本部分団	水門及び内水排水機
	田丁地先	第4分団	
	鍛冶地先	第4分団	
二級養老川	葛藤地先	第1分団	水門

※　水門及び内水排水機の操作については、管轄する分団によるものとする。

○ 防 災 重 点 農 業 用 た め 池 一 覧 表

No.	ため池名称	所　在　地	堤高（m）	総貯水量（㎥）
1	寺の谷	小土呂 33・34・36	5.2	2,300
2	白谷	猿稲 216	3.5	7,100
3	田丁茅野谷	田丁字茅野谷 217	12	12,000
4	正元谷	泉水 526	5.5	4,300
5	堂之谷上	泉水字堂谷 459	5.5	4,300
6	堂之谷下	泉水字堂谷 450	7	11,700
7	関藤	大戸字関藤 698	10.2	20,000
8	関谷新堰	笛倉 378-7	11	10,600
9	茗荷沢	小土呂字茗荷沢 1160	5.35	13,600
10	四ッ縄	下大多喜字四ッ縄 1020	1.7	11,900
11	稲附	下大多喜字稲附 1513	9	70,000
12	新堰	森宮字大谷 524	3.1	9,200
13	小堰谷	森宮字小堰谷 501	5	2,700
14	後堰	森宮字向谷 516	4.1	7,000
15	鴻巣	三又字新道 1620	9.4	17,600
16	中里	上原 581	5.5	4,500
17	藤谷	笛倉 377-2	10	18,000
18	穴の沢	田代 941	13.2	18,600
19	岩の谷	横山 210	6	5,000
20	猿田上	笛倉 338	2.2	1,900
21	猿田下	笛倉 338	3	1,300
22	堀田	粟又 285	4.4	2,100
23	洲軽田	船子 817	0	28,900

〔文化財〕

○ 町 内 文 化 財 一 覧 表

1　国指定文化財

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
1	渡邉家住居附絵図面二枚	久保	個人	S44. 6.20	1棟 2枚	有建
2	大薙刀（無銘　伝法城寺）	大多喜481	千葉県	S34. 6.27	1口	有工

2　県指定文化財

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
1	木造虚空像菩薩坐像	泉水201	大山祇神社 （泉水区）	S30.12.15	1躯	有彫
2	木造馬頭観世音菩薩立像	紺屋84	紺屋区	〃	〃	〃
3	六所神社本殿	泉水120	六所神社 （泉水区）	S42. 3. 7	1棟	有建
4	上総大多喜城本丸跡附薬医門・大井戸	大多喜481	千葉県	S41. 5.20	1棟	記史
5	鋳銅製釣燈籠	中央博物館 大多喜城分館	個人	S63. 3.30	1基	有工
6	紙本著色本多忠勝画像	〃	宗教法人 良玄寺	H元. 3.10	1幅	有絵
7	木造釈迦如来坐像及び両脇侍坐像	田丁232	円照寺	H3. 2.15	3躯	有彫
8	紙本著色観心十界図	中央博物館 大多喜城分館	宝聚院	H9. 3.21	1幅	有民
9	吉原三王遺跡出土墨書土器資料群	森宮8-3	千葉県	H23.3.18	176点	有古
10	有吉南貝塚354号跡出土埋葬関連遺物	森宮8-3	千葉県	H26. 3. 4	3点	有古
11	半円方格帯乳神獣鏡	非公開	非公開	不明	1面	重美

３　町指定文化財

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
1	紺糸威具足	中央博物館 大多喜城分館	大多喜町	S30. 4.12	1領	有工
2	茶糸威具足	〃	〃	〃	〃	〃
3	紺糸威具足	〃	〃	〃	〃	〃
4	大多喜城主本多忠勝書状	〃	宗教法人 良玄寺	S32. 7.25	1枚	有書
5	大多喜城主本多忠朝寄進状	〃	〃	〃	〃	〃
6	大多喜城主本多政朝寄進状	〃	〃	〃	〃	〃
7	紺紙金泥大般若経	紺屋	紺屋区	S32. 7.25	600巻	有書
8	本多忠勝・夫人・忠朝墓石	新丁	宗教法人 良玄寺	〃	1基	記史
9	大多喜城御城山大絵図	大多喜481	中央博物館 大多喜城分館	〃	1枚	有絵
10	絹本著色釈迦涅槃図	中央博物館 大多喜城分館	円照寺	〃	1幅	〃
11	木造観世音菩薩立像	泉水201	大山祇神社 (泉水区)	〃	1躯	有彫
12	木造不動明王立像	〃	〃	S39. 3.31	〃	〃
13	木造如意輪観世音菩薩坐像	小沢又	水月寺	〃	〃	〃
14	木造虚空蔵菩薩坐像	大田代	大田代区	〃	〃	〃
15	木造「牡丹、竜」欄間	堀之内	堀之内区	〃	3面	〃
16	絹本著色釈迦涅槃図	新丁125	妙福寺	〃	1幅	有絵
17	蓬莱鏡	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	1面	有工
18	白磁製マリア観音像	下大多喜	台区	〃	1躯	有彫
19	日惶聖人補任状及び御消息	中央博物館 大多喜城分館	妙厳寺	〃	2巻	有書

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
20	里見義頼朱印文書	〃	〃	〃	1枚	〃
21	大多喜城主本多忠朝書状	新丁125	妙福寺	〃	〃	〃
22	大多喜藩主松平正久書状	〃	〃	〃	〃	〃
23	棟札	中央博物館 大多喜城分館	妙厳寺	〃	2枚	有考
24	上総大多喜城下大絵図	久保126	個人	〃	1幅	有絵
25	題目板碑	大多喜481	中央博物館 大多喜城分館	S39. 3.31	1基	有考
26	白糸威具足	久保126	個人	S39.12. 8	1領	有工
27	紺糸威具足	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	〃	〃
28	紺糸威具足	〃	神明神社	〃	〃	〃
29	木造薬師如来坐像	〃	青竜寺	〃	1躯	有彫
30	木造薬師如来立像	板谷345	東福寺御庵	〃	〃	〃
31	上総国伊北之庄(慶長二年) 山中郷御縄打水帳	中央博物館 大多喜城分館	堀之内区	〃	7冊	有歴
32	上総国伊保庄(慶長二年) 泉水寺村御縄打水帳	泉水	泉水区	〃	2冊	〃
33	西畑之内平澤村(文禄三年) 坪入改帳	中央博物館 大多喜城分館	平沢区	〃	1冊	〃
34	西畑之内小苗村(文禄三年) 坪入改帳	中央博物館 大多喜城分館	小苗区	〃	〃	〃
35	慶長八年 キリシタン禁止の制札	〃	妙厳寺	〃	1枚	有考
36	青銅製懸仏	〃	青竜寺	S42. 3. 1	1躯	有彫
37	木彫大日如来坐像	〃	猿稲区	〃	〃	〃

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
38	木造大光禅師開山像	田丁 232	円照寺	〃	〃	〃
39	木造普明中峰国師像	〃	〃	〃	〃	〃
40	木造阿弥陀如来立像	新丁	良玄寺	〃	〃	〃
41	板絵馬著色、白馬・宝船	泉水 201	泉水地区	〃	2 面	民有
42	絹本著色荻生徂徠画像	久保 126	個人	S42. 3. 1	1 幅	有絵
43	制札大政官大多喜県庁布告	中央博物館 大多喜城分館	〃	〃	1 面	有考
44	制札官軍大多喜城下 進軍布告制札	〃	個人	〃	〃	〃
45	上総伊保の荘 山中郷貴船大明神棟札	堀之内	妙光寺	〃	1 枚	有絵
46	官軍大多喜城下進軍布告文	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	〃	有書
47	日親上人大曼荼羅	堀之内	妙光寺	〃	1 幅	有絵
48	日調上人写経紺紙金泥 天台略法華経	〃	〃	〃	〃	有書
49	日重上人大曼荼羅	堀之内	妙光寺	〃	1 幅	有絵
50	大多喜城主本多忠勝位牌	新丁	宗教法人 良玄寺	〃	1 枚	有考
51	本多忠勝夫人位牌	〃	〃	〃	〃	〃
52	大多喜城主本多忠朝位牌	〃	〃	〃	〃	〃
53	大多喜藩主(初代) 松平(大河内)正久位牌	田丁 232	円照寺	〃	〃	〃
54	大多喜藩主(二代) 松平(大河内)正貞位牌	〃	〃	〃	〃	〃
55	大多喜藩主(三代) 松平(大河内)正温位牌	〃	〃	〃	〃	〃

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
56	大多喜藩主(四代) 松平(大河内)正升位牌	〃	〃	〃	〃	〃
57	大多喜藩主(五代) 松平(大河内)正路位牌	〃	〃	〃	〃	〃
58	大多喜藩主(六代) 松平(大河内)正敬位牌	〃	〃	〃	〃	〃
59	大多喜藩主(七代) 松平(大河内)正義位牌	〃	〃	〃	〃	〃
60	大多喜藩主(八代) 松平(大河内)正和位牌	〃	〃	〃	〃	〃
61	大多喜藩主(九代) 松平(大河内)正質位牌	〃	〃	〃	〃	〃
62	松平正網位牌	〃	〃	〃	〃	〃
63	松平正信位牌	〃	〃	〃	〃	〃
64	大多喜藩主 松平(大河内)家童子位牌	〃	〃	〃	〃	〃
65	大多喜根古屋城主 武田信清位牌	〃	東長寺	〃	〃	〃
66	石造阿弥陀如来立像	新丁 174	大円寺	〃	1 基	有彫
67	石造地蔵菩薩立像	桜台	個人	〃	〃	〃
68	馬頭観音厨子	紺屋	紺屋区	〃	〃	有工
69	常滑焼酒壷	久保 126	個人	〃	1 口	〃
70	麻織九条袈裟	中央博物館 大多喜城分館	東長寺	〃	1 枚	〃
71	絡子	〃	〃	〃	〃	〃
72	松平家紋所付御膳	〃	円照寺	〃	1 式	有工
73	大多喜城大絵図額	大多喜 481	中央博物館 大多喜城分館	〃	1 面	有絵

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
74	大多喜水道水路大絵図	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	1幅	有絵
75	大多喜根古屋城主 武田氏系譜	中央博物館 大多喜城分館	東長寺	S42. 3. 1	1巻	有書
76	本多忠勝画像由来記	〃	宗教法人 良玄寺	〃	〃	〃
77	蜀江錦法衣	〃	東長寺	〃	1枚	有工
78	木造普賢菩薩坐像	田丁	〃	〃	1躯	有彫
79	木造阿弥陀如来立像	新丁174	大円寺	〃	〃	〃
80	〃	〃	〃	〃	〃	〃
81	木造文殊菩薩坐像	田丁	東長寺	〃	〃	〃
82	木造釈迦如来坐像	〃	〃	〃	〃	〃
83	青銅製茶湯器	中央博物館 大多喜城分館	〃	〃	2個	有工
84	金襴袈裟	〃	〃	〃	1枚	〃
85	折敷	田丁	〃	〃	〃	〃
86	本多家紋所付高蒔絵 四椀膳並櫃	中央博物館 大多喜城分館	〃	〃	1式	〃
87	経文箱	紺屋	紺屋区	〃	1個	〃
88	鉄眼和尚開板 大般若経(寛延本)	板谷	東福寺	〃	600巻	有書
89	大滝三口橋碑	新丁	新丁区	S47. 3.23	1基	記史
90	史跡大多喜城郭一部	大多喜	大多喜町	〃	8,321㎡	記史
91	薬師堂半鐘	下大多喜	薬師堂	〃	1口	有工

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
92	梵鐘	中央博物館 大多喜城分館	大多喜町	S47. 3.23	1口	有工
93	木造　武志伊八郎作 昇龍　松笹　欄間	横山33	宝聚院	〃	3面	有工
94	日蓮聖人大曼荼羅	湯倉	中郷千部講	〃	1幅	有絵
95	大覚大僧正大曼荼羅	〃	〃	〃	〃	〃
96	六所神社御神体	泉水	泉水区	〃	3体	有工
97	上総大多喜城天守絵図	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	1枚	有絵
98	旧上総大多喜城 大手門鬼瓦	久保126	〃	〃	2枚	有考
99	大多喜藩主着用の陣羽織	中央博物館 大多喜城分館	大多喜町	〃	1枚	有工
100	石造地蔵菩薩立像	桜台	桜谷寺	〃	1基	有彫
101	日朗上人大曼荼羅	新丁17	個人	〃	1幅	有絵
102	仁王門	泉水	泉水区	S49. 6.25	1棟	有建
103	キヨスミミツバつつじ	老川地域		〃		記天
104	ヒカゲつつじ	〃		〃		〃
105	日続上人大曼荼羅	久我原684	乗泉寺	S49.11.27	1幅	有絵
106	日蓮聖人大曼荼羅	紙敷102	妙長寺	〃		〃
107	日調上人大曼荼羅	久我原684	乗泉寺	S49.11.27	1幅	有絵
108	麻綿原天拝園	筒森 (麻綿原)	妙法生寺	〃	〃	記名
109	豊臣秀吉禁制文書	部田16	徳性寺	S51.11.29	1通	有書

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
110	豊臣秀次朱印状	〃	〃	〃	〃	有歴
111	筒森神楽舞	筒森	筒森区	〃	1団体	
112	夷隅神社杜殿	新丁63	夷隅神社	〃	1棟	有建
113	八声囃子	八声	八声区	〃	1団体	
114	不動堂	森宮210	個人	〃	1棟	有建
115	法受山妙厳寺祖師堂	平沢235	妙厳寺	〃	〃	〃
116	川崎家住居	泉水674	個人	〃	1棟	〃
117	木造薬師如来及び両脇侍	下大多喜	台区	〃	3躯	有彫
118	天明飢饉飢人書上帳	笛倉164	個人	S53. 3.27	1通	有歴
119	椎の巨木	小田代	日枝神社	〃	2樹	記天
120	紙本著色飛天奏楽図	部田220	妙典寺	S58. 6.27	4面	有絵
121	懸仏	伊保田 熊野神杜	伊保田区	〃	1躯	有彫
122	宝篋印塔	小田代	小田代区	〃	1基	有建
123	鋳銅鰐口	上原	西光寺	〃	1口	有工
124	鏡天井水墨淡彩飛竜図	〃	〃	〃	1面	有絵
125	木造阿弥陀如来立像附厨子	〃	〃	〃	1躯	有彫
126	木造金剛力士立像	泉水	泉水区	S59. 3.29	2躯	〃
127	鐘楼	大多喜 (二の丸公園内)	大多喜町	S60. 6.11	1棟	有建

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
128	梵鐘	〃	〃	〃	1口	有工
129	天正八年里見義頼 朱印文書	板谷	板谷区	S62. 3.20	1通	有書
130	文禄三年板屋村坪入 御改帳	〃	〃	〃	1冊	有歴
131	大多喜県庁制札	三又559	個人	S62. 4.16	1面	有考
132	上総国伊保庄筒森之郷 御縄打水帳	小沢又	小沢又区	S63. 3.30	2冊	有歴
133	上総国伊保庄筒森之郷 御縄打水帳	〃	〃	〃	1冊	〃
134	疫神遠離秘法	三条173	個人	〃	1幅	有書
135	君塚家古文書(書状)	〃	〃	〃	1通	〃
136	君塚家古文書(請納)	〃	〃	〃	〃	〃
137	文禄三年西之畑之内三条村 坪入改帳	〃	〃	〃	1冊	有歴
138	大泉堂暘龍先生碑	横山33	宝聚院	H2. 7.20	1基	記史
139	紙本水墨画、旧藩主歸國入 部之図	中央博物館 大多喜城分館	個人	〃	1幅	有歴
140	大多喜藩主松平氏(八代)正 和書	〃	〃	〃	〃	有書
141	里見義頼朱印書状	大多喜398	〃	〃	〃	有古
142	上原神楽囃子	上原	上原区	H14.9.7	1団体	
143	中野囃子	中野	中野区	〃	〃	
144	元禄十六年上・下久我原村 検地水帳	久我原	久我原区	H5. 3. 8	6冊	有書
145	村箱(書類等格納庫)	久我原	久我原区	H5. 3. 8	1箱	有工

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
146	日蓮の書状写し	押沼 110	個人	〃	1 巻	有書
147	開山大光禅師語録並行略	中央博物館 大多喜城分館	円照寺	〃	2 冊	〃
148	常滑焼壷	〃	大多喜町	〃	1 口	有考
149	上総国夷隅郡大井湊開発 仕様帳並南河新湊之図	大多喜 398	個人	H8. 5.14	1 冊 1 枚	有歴
150	上総国夷隅郡根小屋領并 外、伊南領の件	〃	〃	〃	1 枚	有古
151	大多喜城地御拝領の節之覚 書	〃	〃	〃	1 冊	〃
152	御城内所々掟扣	〃	〃	〃	〃	〃
153	天王祭礼御式天王祭禮出役 之式	〃	〃	〃	2 冊	〃
154	大般若経 600 巻	横山 33	宝聚院	〃	1 式	有典
155	半鐘	板谷 345	東福寺	〃	1 個	有工
156	半鐘	平沢 235	妙厳寺	〃	〃	〃
157	小土呂坂開道碑	小土呂	小土呂区	H9.10.27	1 基	有歴
158	「横山鬘」扁額	中央博物館 大多喜城分館	旧上瀑小学校	H10. 6. 1	1 画	〃
159	關八州輿地路程全圖 　附　幕末砲台位置圖	久保 126	個人	〃	1 枚	〃
160	異国船御手当書附	伊保田 28	〃	〃	1 冊	〃
161	御年貢米請取帳	葛藤 144	〃	H13. 3.16	〃	〃
162	上総国大多喜根古屋地詰帳	大多喜 62	〃	H13. 3.16	1 冊	有歴
163	大多喜町市場関係文書 （６点）	中央博物館 大多喜城分館	〃	H14.12. 6	1 式	有古

番号	名　　称	所在地 指定地 伝承地	所有者 又は 伝承者	指定年月日	員数 (面積)	区分
164	鈴木家文書(６点)	笛倉 164	〃	H16. 6.15	〃	〃
165	森鷗外書簡・封書	葛藤 144	〃	H17.11.15	1 通	〃
166	「大中」扁額　副島種臣書	大多喜 481	千葉県立大多喜高等学校	H20.11.27	1 面	〃
167	勝浦藩裁許絵図	伊保田 28	個人	H27.4.3	1 面	有絵
168	紙本著色釈迦涅槃図	新丁 174	大圓寺	H30.5.30	1 幅	有絵

・有彫－有形文化財彫刻　・有建－有形文化財建造物　・有工－有形文化財工芸品
・有書－有形文化財書跡　・有絵－有形文化財絵画　・有歴－有形文化財歴史資料
・有考－有形文化財考古資料　・有民－有形文化財民俗資料　・記史－史跡
・記天－天然記念物　・記名－名勝　・有典－有形文化財典籍
・有民－有形民俗文化財　・有古－有形文化財古文書　・無形民俗文化財は除く。

4　登録有形文化財（文化財保護法第 57 条）

番号	名　　称	所在地	所有者	登録年月日	登録基準
1	大屋旅館	新丁 64	個人	H11. 3.19	(一)
2	豊乃鶴酒造主屋	新丁 88	〃	H11.11.18	(二)
3	伊勢幸酒店店舗兼主屋	久保 132	〃	H21.5.14	(一)
4	宍倉弥兵衛商店店舗兼主屋	大多喜 60-1	〃	〃	〃
5	豊乃鶴酒造店舗	新丁 88	〃	H23.7.15	〃
6	豊乃鶴酒精米所及び貯蔵庫	〃	〃	〃	〃
7	豊乃鶴酒造工場	〃	〃	〃	〃
8	豊乃鶴酒造酒蔵	〃	〃	〃	〃
9	豊乃鶴酒造煙突	〃	〃	〃	〃
10	大多喜町役場中庁舎	大多喜 93	大多喜町	H27.8.4	(二)
11	塩田家住宅主屋	小土呂 197-1	個人	H27.8.4	(二)

※　登録基準

(一)　国土の歴史景観に寄与しているもの

(二)　造形の規範となっているもの

〔災害救助法関係〕

○ 災 害 救 助 法 の 適 用 基 準

災害救助法による救助は、災害救助法施行令で定める程度の災害が発生した市町村（特別区を含む）の区域内において当該災害にかかり、被災者が現に救助を必要とする状態にある者に対して行われる。

災害救助法施行令
〔災害の範囲〕
第１条　災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第２条に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。
（１）当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市にあっては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第１に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第１（第１条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
５，０００人未満		３０
５，０００人以上	１５，０００人未満	４０
１５，０００人以上	３０，０００人未満	５０
３０，０００人以上	５０，０００人未満	６０
５０，０００人以上	１００，０００人未満	８０
１００，０００人以上	３００，０００人未満	１００
３００，０００人以上		１５０

（２）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第２に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であって、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第３に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。

別表第２（第１条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
１，０００，０００人未満		１，０００
１，０００，０００人以上	２，０００，０００人未満	１，５００
２，０００，０００人以上	３，０００，０００人未満	２，０００
３，０００，０００人以上		２，５００

別表第３（第１条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
５，０００人未満		１５
５，０００人以上	１５，０００人未満	２０
１５，０００人以上	３０，０００人未満	２５
３０，０００人以上	５０，０００人未満	３０
５０，０００人以上	１００，０００人未満	４０
１００，０００人以上	３００，０００人未満	５０
３００，０００人以上		７５

（３）当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第４に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情があって、多数の世帯の住家が滅失したこと。

別表第４（第１条関係）

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
１，０００，０００人未満		５，０００
１，０００，０００人以上	２，０００，０００人未満	７，０００
２，０００，０００人以上	３，０００，０００人未満	９，０００
３，０００，０００人以上		１２，０００

（４）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当すること。

２　前項第１号から第３号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもつて、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもつて、それぞれ住家が滅失した１の世帯とみなす。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間一覧表

（令和3年6月18日現在）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置（法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する	（基本額） 避難所設置費 1人１日当たり　330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	災害発生の日から７日以内	１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む ２　避難に当たっての輸送費は別途計上 ３　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル･旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
避難所の設置（法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 1人１日当たり　330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	１　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 ２　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急仮設住宅 １　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実状、世帯構成等に応じて設定 ２　基本額　一戸当たり 5,714,000円以内 ３　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内着工	１　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内であればよい。 ２　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） ３　高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 ４　供与期間は２年以内

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th colspan="2">対象</th><th colspan="4">費用の限度額</th><th>期間</th><th colspan="2">備考</th></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td colspan="4">○賃貸型応急住宅

1　規模
　建設型仮設住宅に準じる

2　基本額
　地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td colspan="2">1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること
2　供与期間は建設型仮設住宅と同様</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td colspan="2">1　避難所に収容された者
2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td colspan="4">1日1人当り
1,160円以内</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td colspan="2">食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td colspan="2">現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td colspan="4">当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td colspan="2">輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td colspan="2" rowspan="2">全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営む事が困難な者</td><td colspan="4">1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する
2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td colspan="2">1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2　現物支給に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td rowspan="2">全　壊
全　焼
流　失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半　壊
半　焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医療</td><td colspan="2">医療の途を失った者（応急的処置）</td><td colspan="4">1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3　施術者
　協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td colspan="2">患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td colspan="2">災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者</td><td colspan="4">1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費
2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分娩した日から7日以内</td><td colspan="2">妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2　生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2　輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1　住宅が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分１世帯当たり 1　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 2　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から３ヶ月以内（災害対策基本法第23条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６ヶ月以内）	
学用品の給与	住宅の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1　教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学生　4,500円以内 中学生　4,800円以内 高校生　5,200円以内	災害発生の日から （教科書） １ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして、実際に埋葬を実施する者に支給	１体当たり 大人（12才以上） 215,200円以内 小人（12才未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情から既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1　輸送費、人件費は別途計上 2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	（洗浄、消毒等） １体当たり3,500円以内 （一時保存） ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 １体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　運送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活上支障があり、自力除去ができない者	１世帯当たり 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第４条第１項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費（法第４条第２項）	１　被災者の避難に係る支援 ２　医療及び助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	１　災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者 ２　災害救助法施行令第４条第５号から第10号までに規定する者	１人１日当たり 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術、建築技術者 15,300円以内 大工 21,200円以内 左官 21,800円以内 とび職 21,600円以内 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の３の額を加算した額以内とすること。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料：災害救助法の救助項目及び救助の程度、方法及び期間（内閣府）

○千葉県災害救助法施行細則（別表第一）

別表第一（第六条）

1　避難所及び応急仮設住宅の供与

一　避難所

イ　避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものとする。

ロ　避難所は、原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施するものとする。

ハ　避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費として、1人1日当たり330円以内とする。

ニ　福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。）を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。

ホ　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。

ヘ　避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。

二　応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの（以下「建設型応急住宅」という。）、民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの（以下「賃貸型応急住宅」という。）又はその他適切な方法により供与するものとする。

イ　建設型応急住宅

（イ）　建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。

（ロ）　一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000円以内とする。

（ハ）　建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置することができ、50戸未満の場合であっても戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。

（ニ）　福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置することができる。

（ホ）　建設型応急住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。

（ヘ）　建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとする。

（ト）　建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とする。

ロ　賃貸型応急住宅

（イ）　賃貸型応急住宅の１戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(ロ)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。

（ロ）　賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借り上げ、提供しなければならない。

（ハ）　賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(ヘ)と同様の期間とする。

２　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

一　炊き出しその他による食品の給与

イ　炊き出しその他による食品の給与は、避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものとする。

ロ　炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ　炊き出しその他による食品の給与を実施するために支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として１人１日当たり 1,160 円以内とする。

ニ　炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

二　飲料水の供給

イ　飲料水の供給は、災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。

ロ　飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ　飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から７日以内とする。

３　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

一　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住する

ことができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。

二　生活必需品の給与等は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

イ　被服、寝具及び身の回り品

ロ　日用品

ハ　炊事用具及び食器

ニ　光熱材料

三　生活必需品の給与等のために支出できる費用は、季別及び世帯区分により１世帯当たり次に掲げる額の範囲内とする。この場合においては、季別は、夏季（4 月から 9 月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（10 月から 3 月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもつて決定する。

イ　住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算される額
夏季	18,800円	24,200円	35,800円	42,800円	54,200円	7,900円
冬季	31,200円	40,400円	56,200円	65,700円	82,700円	11,400円

ロ　住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
夏季	6,100円	8,300円	12,100円	15,100円	19,000円	2,600円
冬季	10,000円	13,000円	18,400円	21,900円	27,600円	3,600円

四　生活必需品の給与等は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

4　医療及び助産

一　医療

イ　医療は、災害のため医療のみちを失った者に対して、応急的に処置するものとする。

ロ　医療は、救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができる。

ハ　医療は、次の範囲内において行う。

（イ）　診療

（ロ）　薬剤又は治療材料の支給
（ハ）　処置、手術その他の治療及び施術
（ニ）　病院又は診療所への収容
（ホ）　看護

ニ　医療のために支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。

ホ　医療を実施できる期間は、災害発生の日から 14 日以内とする。

二　助産

イ　助産は、災害発生の日以前又は以後の 7 日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行うものとする。

ロ　助産は、次の範囲内において行う。

（イ）　分べんの介助
（ロ）　分べん前及び分べん後の処置
（ハ）　脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ　助産のために支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の 80/100 以内の額とする。

ニ　助産を実施できる期間は、分べんした日から 7 日以内とする。

5　被災者の救出

一　被災者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものとする。

二　被災者の救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

三　被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から 3 日以内とする。

6　被災した住宅の応急修理

一　被災した住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。

二　被災した住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1 世帯当たり次に掲げる額以内とする。

イ　ロに掲げる世帯以外の世帯　595,000 円。

ロ　半壊又は半焼に準ずる程度の損害により被害を受けた世帯　300,000 円。

三　被災した住宅の応急修理は、災害発生の日から 1 月以内に完了するものとする。

7　生業に必要な資金の貸与

一　生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うものとする。

二　生業に必要な資金の貸与は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して行うものとする。

三　生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とする。

イ　生業費　一件当たり　30,000 円

ロ　就職支度費　一件当たり　15,000 円

四　生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものとする。

イ　貸与期間　2 年以内

ロ　利子　無利子

五　生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から 1 月以内に完了しなければならない。

8　学用品の給与

一　学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものとする。

二　学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

イ　教科書

ロ　文房具

ハ　通学用品

三　学用品の給与のために支出できる費用は、次の額以内とする。

イ　教科書代

（イ）　小学校児童及び中学校生徒　教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（ロ）　高等学校等生徒　正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ　文房具費及び通学用品費

（イ）　小学校児童　一人当たり　4,500 円

（ロ）　中学校生徒　一人当たり　4,800 円

（ハ）　高等学校等生徒　一人当たり　5,200 円

四　学用品の給与は、災害発生の日から教科書については 1 月以内、その他の学用品については 15 日以内に完了しなければならない。

9　埋葬

一　埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。

二　埋葬は、原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う。

イ　棺（附属品を含む。）

ロ　埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）

ハ　骨つぼ及び骨箱

三　埋葬のために支出できる費用は、一体当たり大人 215,200 円以内、小人 172,000 円以内とする。

四　埋葬は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

10　死体の捜索及び処理

一　死体の捜索

イ　死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。

ロ　死体の捜索のために支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

ハ　死体の捜索は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

二　死体の処理

イ　死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものとする。

ロ　死体の処理は、次の範囲内において行う。

（イ）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

（ロ）　死体の一時保存

（ハ）　検案

ハ　検案は、原則として救護班において行う。

ニ　死体の処理のために支出できる費用は、次に掲げるところによる。

（イ）　死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1 体当たり 3,500 円以内とする。

（ロ）　死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は 1 体当たり 5,400 円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができる。

（ハ）　救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

ホ　死体の処理は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

11　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去

一　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。

二　障害物の除去のために支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行つた一世帯当たりの平均が 137,900 円以内とする。

三　障害物の除去は、災害発生の日から 10 日以内に完了しなければならない。

12　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費

一　救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。

イ　被災者の避難に係る支援

ロ　医療及び助産

ハ　被災者の救出

ニ　飲料水の供給

ホ　死体の捜索

ヘ　死体の処理

ト　救済用物資の整理配分

二　救助のために支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

三　救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

全部改正〔平成二六年規則二八号〕、一部改正〔平成二六年規則五九号・二八年三号・六六号・三〇年三四号・四三号〕

〔その他〕

○大多喜町自主防災組織一覧表

番号	組織名称	地区	会員内容	設立年月日
1	粟又区自主防災会	粟又区	区内住民	平成21年11月1日
2	小沢又区自主防災会	小沢又区	区内住民	平成21年11月1日
3	面白区自主防災会	面白区	区内住民	平成21年11月1日
4	大田代自主防災会	大田代区	区内住民	平成21年11月1日
5	筒森区自主防災会	筒森区	区内住民	平成21年11月1日
6	小田代自主防災会	小田代区	区内住民	平成21年11月1日
7	葛藤区自主防災会	葛藤区	区内住民	平成21年11月1日
8	会所区自主防災会	会所区	区内住民	平成21年11月1日
9	田代区自主防災会	下大多喜田代区	区内住民	平成24年7月1日
10	久保自主防災会	久保区	区内住民	平成28年5月5日
11	押沼区自主防災会	押沼区	区内住民	平成29年2月1日
12	庄司区自主防災組織	庄司区	区内住民	平成29年5月1日
13	泉水区自主防災会	泉水区	区内住民	平成29年9月1日
14	紺屋区自主防災隊	紺屋区	区内住民	平成29年11月13日
15	小内区自主防災会	小内区	区内住民	平成30年11月12日
16	笛倉区自主防災会	笛倉区	区内住民	平成30年11月12日
17	三条区自主防災会	三条区	区内住民	平成30年12月1日
18	中野本村区自主防災会	中野本村区	区内住民	令和2年2月1日
19	船子区自主防災会	船子区	区内住民	令和2年3月1日
20	八声区自主防災会	八声区	区内住民	令和2年4月1日
21	弓木区自主防災会	弓木区	区内住民	令和2年10月1日
22	百鉾区自主防災会	百鉾区	区内住民	令和2年10月1日
23	森宮区自主防災会	森宮区	区内住民	令和3年7月1日

○ 要 配 慮 者 利 用 施 設 一 覧 表

１　洪水浸水想定区域内

施　設　名	所　在　地	分　類
医療法人川崎病院	泉水 674	病院
医療法人社団クラーク会大多喜整形外科	猿稲 147-5	診療所（無床）
医療法人餘慶会小髙外科内科	大多喜 62	診療所（有床）
大多喜眼科	久保 166	診療所（無床）
大多喜町特別養護老人ホーム	新丁 173-2	特別養護老人ホーム
大多喜町立みつば保育園	船子 838－2	保育所
こども発達支援センターそらいろ	下大多喜 598	児童発達支援事業所

２　土砂災害警戒区域内

施　設　名	所　在　地	分　類
大多喜高等学校	大多喜 481	高等学校
つぐみの森保育園	中野 260	保育所

○火災・災害等即報要領

令和元年６月消防応第12号消防庁長官通知

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第40条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成６年４月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年４月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成６年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア 死者が３人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

（ア）建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

a　焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの

（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

⑶ 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が５人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・ バスの転落による救急・救助事故

・ ハイジャックによる救急・救助事故

・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第 172 条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア 災害救助法の適用基準に合致するもの

イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ 災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ 気象業務法第 13 条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

⑵ 個別基準

次の災害については⑴の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

⑶ 社会的影響基準

⑴ 一般基準、⑵ 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

１ 火災等即報

⑴ 交通機関の火災

第２の１の⑵ のアの（ウ）に同じ。

⑵ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１ 第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び 消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	月　日　時　分 （　月　日　時　分）
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者　（性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造　建築面積　㎡ 階層　延べ面積　㎡		
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　㎡
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2 第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を 記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油ｺﾝﾋﾞﾅｰﾄ等特別防災区域内の事故
2　危険物等にかかる事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者	

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏洩　4　その他（　　）				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種 第二種、その他）		
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分		
		鎮火日時 （処理完了）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）		
消防覚知方法		気象情報			
物質の区分	1危険物　2指定可燃物　3高圧ガス　4可燃性ガス 5毒劇物　6RI等　　7その他（　　）		物質名		
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　　）				
施設の概要		危険物施設の区分			
死傷者	死者（性別・年齢）　　人	負傷者等　　人（　人） 重症　　人（　人） 中等症　　人（　人） 軽症　　人（　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台　人	
		消防団		台　人	
		消防防災ヘリコプター		機　人	
		海上保安庁		人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊		人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

⑴　事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

⑵　事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

⑶　死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

⑷　救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

⑸　要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

⑹　消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

⑺　災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

⑻　その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示（緊急）・避難勧告の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）

　　不審物（爆発物）の有無

　　立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時		年　月　日　時　分
都道府県		
市町村 （消防本部名）		
報告者		

消防庁受信者氏名

火災種別	１　救急事故　２　救助事故　３　武力攻撃災害　４　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救助者数（見込）		救助人員	人
消防・救急・救助 活動状況			
災害対策本部 等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4 第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３ 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。

なお、避難勧告等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

災害の概要	発生場所					発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死　者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死			軽傷		人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人					一部損壊		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	（都道府県）			（市町村）									
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知 30 分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第４号様式（その２）

（被害状況即報）

※　被害額は省略できるものとする。
※　119 番通報の件数は、10 単位で、例えば約 10 件、30 件、50 件（50 件を超える場合は多数と記入すること。

都道府県		区分		被害	区分		被害	災等の対策本部状況		
災害名・報告番号	災害名 第　報 （　月　日　時現在）	その他	田 流失・埋設	ha	その他	公立文教施設	千円		都道府県	
			田 冠水	ha		農林水産業施設	千円			
報告者名			畑 流出・埋設	ha		公共土木施設	千円		市町村	
			畑 冠水	ha		その他の公共施設	千円			
			学校	箇所		小計	千円			
			病院	箇所		公共施設被害市町村数	団体			
			道路	箇所		農産被害	千円			
			橋りょう	箇所		林産被害	千円			
			河川	箇所		畜産被害	千円			
			港湾	箇所		水産被害	千円	災害救助法適用市町村名	計　団体	
			砂防	箇所		商工被害	千円			
			清掃施設	箇所						
			崖くずれ	箇所						
			鉄道不通	箇所						
			被害船舶	隻		その他	千円			
			水道	戸	被害総額			119番通報件数　件		
			電話	回線	災害の概況					
			電気	戸						
			ガス	戸						
			ブロック塀等	箇所						
					応急対策の状況	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）			
			り災世帯数	世帯						
			り災者数	人						
			火災発生 建物	件		自衛隊の災害派遣		その他		
			火災発生 危険物	件						
			火災発生 その他	件						

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部損壊	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

〔協定書、様式等〕

○協定・覚書等一覧表

番号	協定･覚書等の名称	相手方･対象	締結日 契約日
1	大規模特殊災害時における広域航空消防応援･千葉県事前計画	－	S62.3.23
2	千葉県広域消防相互応援協定	県内市町村及び一部事務組合	H4.4.1
3	大多喜町と荒川区との非常災害時等における相互応援に関する協定	荒川区	H7.10.1
4	千葉県水道災害相互応援協定	千葉県	H7.11.2
5	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	千葉県以下県内各市町	H8.2.23
6	災害発生時の医薬品の備蓄について	勝浦保健所	H9.9.12
7	道路損傷等の情報提供に関する覚書	大多喜郵便局長	H9.12.22
8	千葉県広域消防相互応援協定	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	H15.3.6
9	大多喜町防災行政無線局遠隔制御装置の広域消防本部指令室への設置及び署員の緊急放送の実施要望	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	H19.3.1
10	大多喜町防災行政無線局遠隔制御装置の運用に関する協定	夷隅郡市広域市町村圏事務組合	H19.4.1
11	災害時における災害応急対策に関する協定	千葉土建一般労働組合夷隅支部	H19.7.20
12	災害時における災害応急対策に係る費用負担に関する覚書	千葉土建一般労働組合夷隅支部	H19.7.20
13	災害時における災害応急対策に係る費用負担に関する覚書	千葉土建一般労働組合夷隅支部	H19.7.20
14	千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定	千葉県	H20.3.27
15	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定	(社)千葉県エルピーガス協会	H20.7.1
16	災害用飲料水等の供給協力に関する協定(※備蓄飲料水の供給に関する覚書･情報提供･災害対応型自動販売機設置に関する協定含む)	利根コカ･コーラボトリング(株)	H22.10.1
17	救護に係る費用弁償等に関する覚書	(社)勝浦市夷隅郡医師会	H23.4.1

番号	協定・覚書等の名称	相手方・対象	締結日 契約日
18	災害時の医療救護活動についての協定	(社)勝浦市夷隅郡医師会	H23.4.1
19	災害時の医療救護活動実施細目	(社)勝浦市夷隅郡医師会	H23.4.1
20	避難所及び一時避難所としての指定依頼(千葉県立大多喜高等学校)	千葉県教育委員会教育長	H24.3.12
21	災害時における一時避難所としての使用に関する協定(ゴルフ場)	千葉夷隅ゴルフクラブ 大多喜城ゴルフ倶楽部 花生カントリークラブ レイクウッド大多喜カントリークラブ マグレガーカントリークラブ	H24.3.22
22	災害時における夷隅郡市内市町間の相互応援に関する協定	夷隅管内 2 市 2 町	H24.8.10
23	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定	千葉県土地家屋調査士会	H24.10.3
24	災害時における学生の救護活動に関する協定	学校法人三育学院	H25.10.25
25	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する覚書	(株)セブンイレブンジャパン	H27.7.30
26	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	東電タウンプラニングジャパン(株)	H27.10.1
27	千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定(海洋センター)	千葉県	H28.3.25
28	大多喜町と郵便局との包括連携協定	日本郵便(株)大原郵便局長及び大多喜郵便局長	H28.6.28
29	災害発生時における大多喜町と郵便局の協力に関する協定	日本郵便(株)大原郵便局長及び大多喜郵便局長	H28.6.28
30	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人　信和会　風鈴花	H28.9.30
31	災害時における駐車場の利用及び物資調達に関する協定	大多喜ショッピングセンター協同組合　(株)いなげや	H29.9.14
32	災害時における畳の供給に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H29.10.27
33	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	H30.8.16
34	災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	R1.11.1
35	品川区と大多喜町との災害時における相互援助に関する協定	品川区	R1.12.9

番号	協定・覚書等の名称	相手方・対象	締結日 契約日
36	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	セッツカートン株式会社 Jパックス株式会社	R2.5.28
37	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定(他覚書 3 通)	東京電力パワーグリッド株式会社	R2.7.7
38	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R3.2.4
39	電気自動車を活用した災害連携協定	千葉日産自動車株式会社 日産プリンス千葉販売株式会社 株式会社日産サティオ千葉 日産自動車株式会社	R3.3.23

○ 被害調査集計表

〔　被　害　調　査　集　計　表　〕

調査地区名			地区		区分			単位	数量
報告内容			月　日　時現在		農地	田	流出	a	
報告者名							埋没	a	
区分			単位	数量			冠水	a	
人的被害	死者		人			畑	流出	a	
	行方不明者		人				埋没	a	
	負傷者	重傷	人				冠水	a	
		軽傷	人		公共土木施設	国道損壊		ヶ所	
住家被害	全壊		棟			県道損壊		ヶ所	
			世帯			町道損壊		ヶ所	
			人			橋の損壊		ヶ所	
	半壊		棟			堤防被害		ヶ所	
			世帯			ガケ崩れ		ヶ所	
			人					ヶ所	
	一部損壊		棟					ヶ所	
			世帯		水道施設			ヶ所	
			人		農業土木	農道損壊		ヶ所	
	床上浸水		棟			林道損壊		ヶ所	
			世帯					ヶ所	
			人		その他	文教施設		ヶ所	
	床下浸水		棟			病院施設		ヶ所	
			世帯			河川被害		ヶ所	
			人			清掃施設		ヶ所	
	り災棟数		棟			鉄道被害		ヶ所	
	り災世帯数		世帯			通信被害		ヶ所	
	り災者数		人					ヶ所	
非住家	公共建物		棟					ヶ所	
	その他		棟		消防団員出動状況			人	

○被害状況箇所別調査表

〔被害状況箇所別調査表〕

調査担当者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

調査年月日	年　月　日
被害発生場所	大多喜町
被害の区分	1 人的被害　2 住宅被害　3 道路被害 4 農地被害　5 その他（　　）
被害の状況 （具体的に記入）		
応急対策等の実施状況		
被災者、所有者等住所及び氏名	住　所 氏　名
推定被害額	千円
備考		

※被災地の位置を記載した住宅地図を添付願います。

○ 被 害 状 況 報 告 書

被　害　状　況　報　告　書

取扱番号

受　信　日　時			年　月　日　午前・午後　時　分			
発信者	住　所			発信者	課　名	
	氏　名				氏　名	
	電　話				電話(内)	
被　災　場　所 (付近の目標物)			大多喜町 (　　)			
被害種類	人 的 被 害		死者　　人・行方不明者　　人・重傷者　　人・軽傷者　　人			
	住 宅 被 害	住　家	全壊　　棟・半壊　　棟・一部破損　　棟 床上浸水　　棟・床下浸水　　棟			
		非住家	公共建物(建物名：　　)全壊　　棟・半壊　　棟 そ の 他(名　称：　　)　　棟			
	道 路 被 害 (橋りょう含む)		道路名： 国道損壊　　か所・県道損壊　　か所・町道損壊　　か所 (橋りょう名：　　橋の損壊　　か所)			
	農 地 被 害 (農・林道含む)		田：流出　　a・埋没　　a・冠水　　a 畑：流出　　a・埋没　　a・冠水　　a (農・林道名：　　損壊　　か所)			
	そ の 他 被 害		水道施設　　か所・断水　　件 病院施設　　か所(名称：　　) 河川被害　　か所(名称：　　) 鉄道被害　　か所(名称：　　) 電気・電話・ガス　　件(か所) 火災　　件 その他(　　)			
被 害 の 状 況						
応 急 対 策 等 の 実 施 状 況						
備　　考 (連絡事項等)						

○災害時の医療救護活動についての協定書

大多喜町において、大規模な災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、大多喜町（以下「甲」という。）と　一般社団法人　夷隅医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、大多喜町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第２条　甲は、大多喜町地域防災計画に基づく医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医師、看護師等で編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

（医療救護班の派遣の特例）

第３条　乙は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、医療救護班を派遣するものとする。

⑴　緊急かつやむを得ない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合

⑵　夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部から要請を受けた場合

２　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合は、医療救護班を派遣後速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。

３　前項の規定による報告を承認したときは、当該派遣を甲が乙に要請したものとみなす。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次のとおりとする。

⑴　傷病者に対する応急処置及び医療

⑵　医療機関への収容

⑶　助産の救護

⑷　死亡の確認

⑸　その他

（医薬品等）

第５条　医療救護活動に必要な医薬品、医療材料等は、原則として甲が調達する。ただし、甲からの要請があった場合は乙が携行し、又は調達する。

（収容医療機関の選定）

第６条　乙は、甲が傷病者の収容医療機関を選定するときは、これに協力するものとする。

（医療費等）

第７条　第４条に規定する業務における医療費は、無料とする。

２　収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（合同訓練）

第８条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に参加協力するものとする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動等を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

⑴　医療救護班の編成派遣に伴うもの

ア　医療救護班の編成派遣に要する経費

イ　医療救護班が携行した医療品等を使用した場合の実費

ウ　医療救護班の医師等が、医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費

⑵　合同訓練時における医療救護活動の前号に係る経費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

第１０条　医療救護班が医療救護活動により患者との間に医事紛争が生じたときは、乙は直ちに甲に連絡するものとする。

２　甲は、前項の連絡を受けたときは、速やかに調査し、乙と協議のうえ誠意をもって解決のため適切な措置を講ずるものとし、乙及び医療救護班は故意又は重大な過失のない限り責任を負わないものとする。

（細目）

第１１条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（協議）

第１２条　この協定に定めていない事項又は、この協定について疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（その他）

第１３条　この協定の有効期限は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期限終了１箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から１年間この協定を更新するものとする。

平成２７年4月１日

甲　夷隅郡大多喜町大多喜９３番地
大多喜町
大多喜町長　飯島　勝美　　印

乙　いすみ市大原８８４６番地
一般社団法人　夷隅医師会
会長　吉田　賢一郎　　印

災害時の医療救護活動実施細目

平成２７年４月１日付けをもって締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）第１１条の規定による細目は、次のとおりとする。

（費用弁償等）

第１条　協定書第２条第２項の規定による甲の指定する場所において医療機関等の医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷については、甲が負担する。

（費用弁償等の請求、報告）

第２条　乙は、協定書第９条及び前条の定めによる費用弁償の請求報告については、事後速やかに次により一括して甲に行うものとする。

⑴　医療救護班派遣に係る費用弁償は「費用弁償等請求書」（様式１）に各医療救護班ごとの「医療救護班活動報告書」（様式２）を添えて請求するものとする。

⑵　医療救護班派遣に係る旅費については、前１号による様式１に「旅行命令票」（様式４）を添えて請求するものとする。

⑶　医療救護班が携行した医薬品及び衛生材料を使用した場合の実費弁償は第１号による様式に「医薬品、衛生材料使用報告書」（様式５）を添えて請求するものとする。

⑷　医療救護活動の従事者が、そのため負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、速やかに「事故報告書」（様式６）により報告するものとする。

⑸　甲が実施する合同訓練に参加する医療救護班に係る費用弁償等については、第１号から前号までの定めを準用する。

⑹　救護所を設置した医療機関等において、医療救護活動により生じた施設整備の損傷にかかる実費弁償は、第１号による様式１に「物件損傷報告書」（様式７）を添えて請求するものとする。

⑺　その他医療、救護活動のため必要とする様式等については、別に定める。

（費用弁償等の支払）

第３条　甲は、前条により請求報告された実費弁償請求書等の内容を調査し、適正と認めたときは、協定書第９条第２項により算定した額を速やかに乙に支払うものとする。

平成２７年４月１日

甲　夷隅郡大多喜町大多喜９３番地
大多喜町
大多喜町長　飯島　勝美　　㊞

乙　いすみ市大原８８４６番地
一般社団法人　夷隅医師会
会長　吉田　賢一郎　　㊞

医療救護に係る費用弁償等に関する覚書

大多喜町と夷隅医師会との間に平成２７年４月１日締結した「災害時の医療救護活動についての協定書」及び「災害時の医療救護活動実施細目」で定める費用弁償等に関し、次のとおり覚書を交わし相互にこれを遵守するものとする。

（医療救護従事者の実費弁償）

第１条　医療救護活動の従事者に対する実費弁償の額は、１回の出動につき次のとおりとする。

⑴ 医　師　２１，７００円

⑵ 看護師　１４，２００円

⑶ 事務等　　８，５００円

２　医療救護活動の時間が４時間を超える場合は、次表の１時間単価に超過時間数を乗じた額を加算するものとする。

職　種	１時間単価
医　師	５，４００円
看護師	３，５００円
事務等	２，１００円

３　前１項及び２項における従事時間が午後５時から同１０時まで及び午前５時から同９時までの場合は、前項に規定された１時間単価に１００分の２５を、また、午後１０時から午前５時までの場合は、１００分の５０により算出した額を加算するものとする。

４　旅費の支給については、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」（昭和３１年大多喜町条例第９５号）の嘱託医に準じて算出した額とする。

（医薬品等の実費弁済）

第２条　医療救護班が携行した医薬品、衛生材料等を使用した場合は実費とする。

２　救護所を設置した医療機関等において医療救護活動により生じた施設、設備の損傷にかかる経費は実費とする。

（扶助費）

第３条　医療救護活動に従事した者が、そのために損傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、「災害救助法」（昭和２２年法律第１１８号）の規定に準じて損害賠償を行うものとする。

（合同訓練参加経費）

第４条　合同訓練参加者に対する実費弁償は、次のとおりとする。

⑴ 医　師　１７，４００円

⑵ 看護師　１１，４００円

⑶ 事務等　　６，８００円

２　旅費、医薬品等の実費弁済及び扶助費については、第１条、第２条及び第３条の規定を準用する。

（未収金の処理）

第５条　協定書第６条により選定された収容医療機関において災害時の医療救護にかかる医療費の未

収が生じた時は、甲の負担とする。

（その他）

第６条　第１条及び第４条の実費弁償の額は、平成１７年３月１６日付けで千葉県と公益社団法人千葉県医師会で締結された「医療救護に係る費用弁償等に関する覚書」の第１条（医療救護従事者の費用弁償）及び第４条（合同訓練参加経費）の額に変更があったときは、自動的に変更されるものとする。

２　この覚書の有効期限は、覚書締結の日から１年間とする。ただし、この覚書の有効期間終了１箇月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、期間終了の日の翌日から１年間この覚書を更新するものとする。

平成２７年４月１日

甲　夷隅郡大多喜町大多喜９３番地
大多喜町
大多喜町長　飯島　勝美　　印

乙　いすみ市大原８８４６番地
一般社団法人　夷隅医師会
会長　吉田　賢一郎　　印

○緊急通行車両等の確認及び規制除外車両の確認及び事前届出事務手続き等

１　緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続き等に関する要綱（抜粋）の趣旨

災害対策基本法第７６条第１項（昭和３６年法律第２３３号。以下「災対法」という。）により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又大規模地震対策特別措置法第９条（昭和５３年法律第７３号。以下「地震法」という。）の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第２４条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができることとされている。

この場合、災対法第７６条第１項に規定する緊急通行車両（道路交通法第３９条第１項の緊急自動車を除く。）及び地震法第２４条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和３７年政令第２８８号。以下「災対法施行令」という。）第３３条第１項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和５３年第３８５号。以下「地震施行令」という。）第１２条第１項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する処理能力が充分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、そのための事務の簡略化を図ることが必要であること。また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とすることが必要であったことから、当該車両の事前届出を受ける場合における事務処理手続等について必要事項を定め、災害応急対策等の適正を図ることを目的とする。

２　緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

①　緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

（１）事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該

当する車両であること。

ア　指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ　申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

（ア）災対法に基づく災害応急対策

a　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項

b　消防、水防その他の応急措置に関する事項

c　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

d　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項

e　施設及び設備の応急の復旧に関する事項

f　清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項

g　犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項

h　緊急輸送の確保に関する事項

i　その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

（イ）地震法に基づく地震防災応急対策

a　地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

b　消防、水防その他の応急措置に関する事項

c　応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

d　施設及び設備の整備及び点検に関する事項

e　犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

f　緊急輸送の確保に関する事項

g　地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

h　その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

a　原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

b　放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

c　被災者の救難、救助その他保護に関する事項

d　施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項

e　犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項

f　緊急輸送の確保に関する事項

g　食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項

h　その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

(エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策

a　警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置

b　施設及び設備の応急の措置に関する事項

c　保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

d　輸送及び通信に関する措置

e　国民の生活の安定に関する措置

f　被害の復旧に関する措置

（2）緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（代行者含む。）とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第１号様式）２通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ　審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ　届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第１号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ　届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、

滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書し、再交付するものとする。

オ　届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

②　発災時の緊急通行車両の確認

災対法、原災法及び国民保護法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第３９条第１項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表１・２のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

（1）届出済証の交付を受けている車両の確認

ア　確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ　確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

（イ）他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

（ウ）確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して１か月後の日とする。

（2）届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

ア　申請者

申請する車両の使用者とする。

イ　対象車両

原則として前記第２①の（1）ア及びイ（ア）、（ウ）及び（エ）の対象車両と同様とする。

ウ　申請書類

緊急通行車両等確認申請書（別記第３号様式）（以下「確認申請書」という。）に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行うものとする。

エ　確認

（ア）届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。

（イ）前記第２①（1）イ（ア）、（ウ）及び（エ）に掲げる要件について審査するものとする。

（3）標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第５号様式）に必要な事項を記載し交付するものとする。

表１　届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確　認　場　所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部

表２　届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確　認　場　所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所 警察署
	高速道路交通警察隊長	高速道路交通警察隊本部
	警察署長	県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③　地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

（1）届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②（1）と同様に行うものとする。

（2）届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②（2）アからウまでと同様に行い、前記第２①（1）イ（イ）に掲げる要件について審査を行うものとする。

（3）地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第１２条第２項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和５４年総理府令第３８号）第６条に規定する緊急輸送車両確認証明書（別記第６号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。

（4）警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記（3）の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②（3）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④　規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切で

ある車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

（1）事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

ア　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ　建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

（2）規制除外車両の事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

（ア）申請者及び申請先

前記①（2）ア（ア）及び（イ）の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

（イ）申請書類

規制除外車両事前届出書（別記第８号様式）２通に、次の書類を添えて行うものとする。

a　医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b　医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c　患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d　建設用重機、道路啓開用作業車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真（自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ　審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記（1）について審査するものとする。

ウ　届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届済証（別記８号様式。以下「除外届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ　緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用

前記①（2）エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

⑤　発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

（1）事前届出車両の確認

ア　確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ　確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

（イ）他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

（ウ）確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して１か月後の日とする。

（2）事前届出車両以外の車両に係る確認

ア　申請者

申請する車両の使用者とする。

イ　対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

（ア）燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

（イ）路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が１１人以上であることを確認する。

（ウ）霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

（エ）一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

a　医薬品、医療機器、医療用資材等

b　食料品、日用品等の消費財

c　建築用資材

d　金融機関の現金

e　家畜の飼料

ｆ　新聞、新聞用ロール紙

（オ）警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ　申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第１０号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ　確認

（ア）除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

（イ）前記④（１）及び⑤（２）イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

（３）標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第３３条第２項並びに災害対策基本法施行規則（昭和３７年総理府令第５２号）第６条第１項及び第２項に規定する標章（別記第４号様式）及び規制除外車両確認証明書（別記第１１号様式）に必要な事項を記載し、交付するものとする。

第１号様式

（　　警察署）　受理番号　　号

災 害
地震防災　　応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

千葉県公安委員会　様

申請者住所

委託
□　　氏名　　印

自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄に記載） 10 緊急輸送（　　人） ※ 品名 1 飲料水･食料　2 建築資材等　3 衣料・寝具 4 日用雑貨品　5 医薬品　6 その他（　　）
使用者 住所	
使用者 氏名	
出発地	
備　考	

災 害
地震防災　　応急対策用 第 号
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

千葉県公安委員会　印

備考	

（注）1　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。

2　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会（警察署又は警察本部交通規制課経由）に届け出てください。

3　次に該当するときには、本届出済証を返還してください。

（1）緊急通行車両に該当しなくなったとき。

（2）緊急通行車両等が廃車になったとき。

（3）その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

注１：車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　２：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

第３号様式

（　　警察署）第　　号

災　害
地震防災　　応急対策用
原子力災害
国民保護措置用

緊急通行車両等確認申請書

年　月　日

千葉県公安委員会　様

申請者　住所
氏名　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育 5　施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄ご記載） 10　緊急輸送（　　人） 品名　1　飲料水・食糧　2　建築資材等 3　衣料・寝具　4　日用雑貨品 5　医薬品　6　その他（　　）
使用者	住　所	（　）　局　番
	氏　名	
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第４号様式

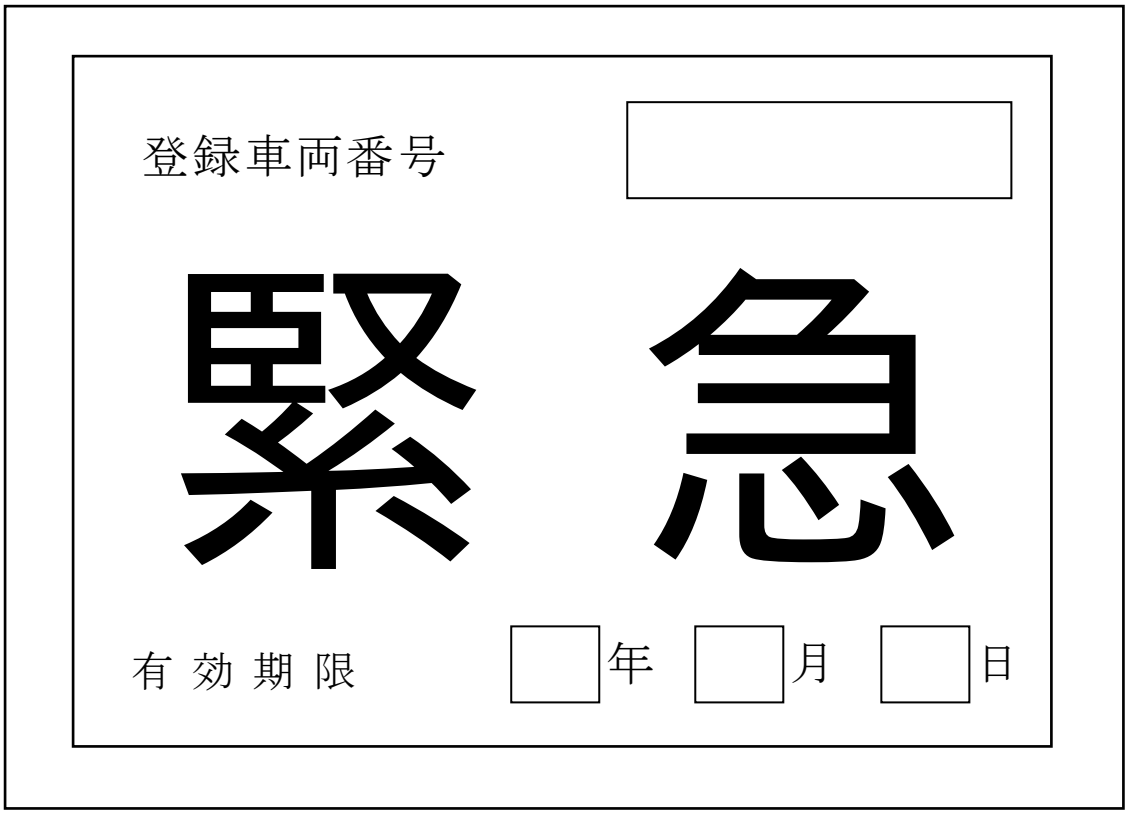

第５号様式

（　　警察署）第　　号

緊急通行車両確認証明書

年　月　日

千葉県公安委員会　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報の発令、伝達及び避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難、救護、保護 4　児童・生徒の応急教育（教材運搬等） 5　施設、設備の応急復旧 6　清掃、防疫その他保健衛生の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10　緊急輸送（　　人） ※品名　1　飲料水・食糧　2　建築資材等　3　衣料・寝具 4　日用雑貨品　5　医薬品　6　その他（　　）
使用者	住　所	（　）　局　番
	氏　名	
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

注：1　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　2　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第６号様式

（　　警察署）第　　号

緊急輸送車両確認証明書

年　月　日

千葉県公安委員会　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　応急の救護その他保護 4　施設・設備の整備及び点検 5　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6　緊急輸送路の確保 7　清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8　その他地震災害の発生の防止又は軽減等（具体的に備考欄へ記載） 9　緊急輸送（　　人） ※品名　1　飲料水・食糧　2　建築資材等　3　衣料・寝具 4　日用雑貨品　5　医薬品　6　その他（　　）
使用者	住　所	（　）　局　番
	氏　名	
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

注１：車両の用途欄は 、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　２：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

第８号様式

（　　警察署）　受理番号　　号

災　害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 年　月　日 千葉県公安委員会　様 申請者住所 （電話） 氏名　印	災　害　第　号 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年　月　日 千葉県公安委員会　印
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	（注）１　災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの県警本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 ２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部）に届け出て再交付を受けてください。 ３　次に該当するときには、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両が廃車となったとき。 (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。
使用者　住所	（　）　局　番
使用者　氏名	
出発地	
（注）この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。	

注１：車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　２：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を一つだけ○で囲んでください。

第１０号様式

（　　警察署）第　　号

規制除外車両確認申請書

年　月　日

千葉県公安委員会　様

申請者　住所

氏名　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		
使用者	住　所	（　）　局　番
	氏　名	
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通　行　経　路	出　発　地	目　的　地
備　　考		

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列５番とする。

第１１号様式

（　　警察署）第　　号

規制除外車両確認証明書

年　月　日

千葉県公安委員会

印

自動車登録番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）			
使用者	住　所	（　）　局　番	
	氏　名		
通　行　日　時		月　日　：　から　月　日　：　の間	
通　行　経　路		出　発　地	目　的　地
備　　考			

備考：用紙の大きさは、日本工業規格A列５番とする。

様式第１（県要領関係）

第　　号

地震防災
災　害　応急対策用

緊急通行車両等確認申請書

年　月　日

千葉県知事　殿

申請者　住所
氏名　　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1　警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2　消防、水防その他の応急措置 3　救難（救護）、救助その他保護 4　児童・生徒の応急の教育 5　施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6　清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8　緊急輸送確保のための措置 9　その他災害発生の防禦、拡大防止等（備考欄ご記載） 10　緊急輸送（　　人） 品名　1　飲料水・食糧　2　建築資材等 3　衣料・寝具　4　日用雑貨品 5　医薬品　6　その他（　　）
使用者	住　所	（　　）　局　番
	氏　名	
通行日時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通行経路	出発地	目的地
備　考		

注：１　車両の用途欄は、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　　２　緊急輸送の場合は、輸送人員を（　）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

様式第４（第６条関係）

第　　号

緊急通行車両確認証明書

年　月　日

千葉県知事　印

自動車登録番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		１　警報（地震予知情報）の発令、伝達及び避難の勧告、指示 ２　消防、水防その他の応急措置 ３　救難（救護）、救助その他保護 ４　児童・生徒の応急教育 ５　施設、設備の応急復旧（整備・点検） ６　清掃、防疫その他保健衛生の措置 ７　犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 ８　緊急輸送確保のための措置 ９　その他災害発生の防禦、拡大防止（具体的に備考欄へ記載） 10　緊急輸送（　　人） ※品名　１　飲料水・食糧　２　建築資材等　３　衣料・寝具 ４　日用雑貨品　５　医薬品　６　その他（　　）
使用者	住　所	（　　）　局　　番
	氏　名	
通行日時		月　日　：　から　月　日　：　の間
通行経路	出発地	目的地
備　考		

注１：車両の用途欄は 、主な用途の番号を１つだけ○で囲んでください。
　２：緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を１つだけ○で囲んでください。

○米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抜粋）

（平成２１年５月２９日付　２１総食第１１３号　総合食料局長通知）

（最終改正　令和３年 10 月 20 日付け３農産第 1288 号農産局長通知）

第４章　政府所有米穀の販売

第 11 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1　災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1)　農産局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア　災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が発動され、救助を行う場合

イ　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）が発動され、救援を行う場合

(2)　(1) の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア　農産局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする。

イ　知事は、災害救助用米穀を農産局長から全量買い受ける。

ウ　イの米穀を販売する価格は、農産局長が別途定める。

エ　代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない。

(ｱ)　(1) のアの場合は、30 日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3 か月以内）であって農産局長と知事が協議して決定した期間とする。

a　大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b　自衛隊の派遣が行われていること。

c　知事から 30 日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、農産局長がやむを得ないと認めること。

(ｲ)　(1) のイの場合は、3 か月以内であって農産局長と知事が協議し決定した期間とする。

2　災害救助用米穀の引渡方法

農産局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売する場合は、以下により販売手続を行う。

(1)　農産局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す場合は、知事と売買契約書（案）様式 4－24）により契約を締結する。

(2)　農産局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取

人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

(3) 農産局長は、災害救助用米穀の供給を迅速に行う必要がある場合であって、被災地等の状況その他の事情により知事と契約を締結するいとまがないと認める場合は、(1)及び(2)の規定にかかわらず、契約の締結前であっても、受託事業体に対し、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示することができる。この場合において、農産局長は、当該米穀の引渡し後遅滞なく知事と売買契約書（案）（様式 4-24）により契約を締結するものとする。

○ 災害救助用米穀の引渡要請書等の様式

【別紙２】

令和　　年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

○○○都道府県知事（市町村長）　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年５月29日付け２１総食第113号総合食料局長通知）第４章Ⅰ第11の１に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量(kg)	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備　考

（注1）公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。

（注2）備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。

様式４－２４

（災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却）

政府所有主要米穀売買契約書

１　種類

２　数量

３　代金

用途（価格）区分	種別	産年	産地品種	包装	量目	等級	数量（キロ数）	単価	金額	備考
計										
消費税及び地方消費税の相当額										
合計										

内　訳

４　現品受渡場所

５　現品受渡期限　令和　　年　　月　　日

６　代金納付場所　日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）

７　代金納付期限　令和　　年　　月　　日

８　買受目的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長○○○○（以下「甲」という。）と○○○○（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主要米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第１条　甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第２条　甲は、本契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第３条　乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

２　歳入徴収官は、特に必要があると認めた場合は、前項の納付場所を指定することができる。

（現品の引渡し）

第４条　甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙の発行する受領書を交換することによって行うものとする。

２　乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

３　甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

（契約内容に適合しない現品の交換）

第５条　引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

２　受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

３　乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

（保管料の負担区分）

第６条　現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

（危険負担）

第７条　第４条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

（転売等の禁止）

第８条　乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けないで転売、貸借その他売買買受目的に反した処分をすることができない。

（契約の解除）

第９条　次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部を解除することができる。

(1)　乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。

(2)　乙が、本契約の条項に違反した場合。

（違約金）

第１０条　乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年１０．９５パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

２　前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入告知書により納付しなければならない。

（延滞金）

第１１条　乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあっては、年１４．６０パーセント、違約金にあっては、民法（明治２９年法律第８９

号）第４０４条第４項に規定する各期における法廷利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

２　前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

３　前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

４　歳入徴収官は、前項によってもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

（責任の免除）

第１２条　甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあってもその責めを負わない。

⑴　天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によって現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合

⑵　第９条により契約を解除した場合。

⑶　引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であって、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

（期限の特則）

第１３条　本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条第１項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

（調査、報告）

第１４条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

２　乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

（協力義務）

第１５条　次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

⑴　甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。

(2)　倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。
(3)　甲が、第１４条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)
第１６条　乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)
第１７条　本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)
第１８条　本契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、その都度甲及び乙が誠意ある協議を行うものとする。

(合意管轄)
第１９条　契約に関して甲乙間に紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

本契約成立の証として、本書２通を作成し、記名押印の上、甲乙各々その１通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　食料安定供給特別会計契約担当官
　　農林水産省農産局長　　印

乙　住所
　　氏名　　印

○ 自 衛 隊 災 害 派 遣 要 請 依 頼 書

第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

大多喜町長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条第1項の規定による自衛隊の派遣要請を、下記のとおり依頼します。

記

1　災害の状況及び派遣要請を依頼する事由

⑴　災害の状況

⑵　派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間

年　月　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域及び活動内容

⑴　活動希望区域

⑵　活動内容

4　その他参考となるべき事項

○ 自 衛 隊 災 害 派 遣 部 隊 撤 収 要 請 依 頼 書

第　　号
年　月　日

千葉県知事　　様

大多喜町長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　月　日付け　　号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1　撤収日時　　年　月　日　時　分

2　撤収理由

3　その他必要事項

○ 首 都 直 下 地 震 対 策 大 綱

平成17年９月
平成22年１月修正
中央防災会議決定

前文

１．本大綱決定の背景

（１）相模湾から南東方向に延びる相模トラフ沿いのプレート境界では、大正12年（1923年）の関東地震と同様のマグニチュード（以下「M」という。）８クラスの地震が200年～300年間隔で発生している。次のＭ８クラスの地震の発生は、今後100年から200年程度先と考えられるが、その間に南関東地域でＭ７クラスの地震が数回発生することが予想されている。

（２）首都地域の地震対策については、昭和63年に関東地震と同様のＭ８クラスの地震について被害想定が実施され、その成果を踏まえた「南関東地域震災応急対策活動要領」が策定された。平成４年には、南関東地域直下で発生するＭ７クラスの地震を対象とした「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」が策定されたが、平成７年１月17日に発生した阪神・淡路大震災の経験により、大規模地震に対する大都市の脆弱性が明らかになったため、平成10年に「南関東地域震災応急対策活動要領」及び「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」がそれぞれ改訂され、南関東直下の地震発生に備えた政府の防災体制について充実が図られた。

（３）しかしながら、近年、インターネットによる情報通信技術や物流、金融等の高度化・国際化が進展し、経済・社会情勢が著しく変化しつつあることから、首都直下地震対策についても「首都中枢機能維持」や「企業防災」といった新たな観点からの対策強化が必要であるとの認識が広まりつつある。

一方、近年、関東地域の地殻変動に関する定点観測網が充実し詳細なデータが蓄積されてきたこと、それらに伴う知見が増大してきたこと等により、直下の地震像を明確にすることが可能な状況となってきた。これに伴い、これまで実施されていなかった詳細な被害想定を行い、これに基づく防災対策を具体化することがある程度可能な状況になってきた。

（４）このような状況を踏まえ、平成15年５月の中央防災会議において「首都直下地震対策専門調査会」の設置が決定され（第１回首都直下地震対策専門調査会は同年９月開催）、わが国の経済・社会・行政等の諸中枢機能が集積するエリアとしての首都の特性を踏まえた新たな視点から、首都直下地震対策が検討されることとなった。

首都直下地震対策専門調査会では、首都地域における地震防災の課題について検討が行われるとともに、首都直下の地震像を明らかにすることを目的とした「地震ワーキング・グループ」を設置し、首都直下で発生が予想される地震像の検討が行われた。また、首都直下地震の際に想定される直接的被害、間接的被害の予測が行われ、首都地域が抱える地震防災上の課題を明確化した上で、地震災害に強い首都地域形成に向けた国家的戦略のあり方等に関する検討が行われ、平成17年７月に中央防災会議に報告された。この報告において、予防段階から発災後の全ての段階において各主体が行うべき対策を明確化する「首都直下地震対策大綱」（以下、「本大綱」という。）策定の必要性が指摘された。

本大綱は、首都直下地震対策専門調査会報告に基づき、地方公共団体等をはじめとする関係機関の意見も十分に踏まえてとりまとめたものである。

さらに、平成18年４月、中央防災会議に「首都直下地震避難対策等専門調査会」が設置された。首都直下地震避難対策等専門調査会では、首都直下地震発生時の避難者及び帰宅困難者対策の具体化に向けた検討が行われ、平成20年10月に報告がとりまとめられた。

首都直下地震避難対策等専門調査会報告を踏まえて、本大綱に掲げる対策のうち避難者・帰宅困難者等に係るものを中心に見直しを行い、本大綱を修正した。

２．本大綱の位置付け

（１）首都地域は、政治中枢、行政中枢、経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、災害発生後、都県境を超えた広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題となる。さらに、他の地域と比べ格段に高い集積性から人的・物的被害や経済被害は甚大なものとなると予想され、その軽減策の推進は我が国の存亡に関わる喫緊の根幹的課題である。

本大綱では、このような「首都中枢機能の継続性確保」と「膨大な被害の軽減と対応」を図るという視点から、“首都中枢機能の集積地区”や“人口や建築物が密集している地区”を対象エリアとした。

（２）本大綱では首都地域の直下で発生するＭ７クラスの地震を対象とするが、首都地域では、海側のフィリピン海プレートと太平洋プレートが陸側の北米プレートの下に沈み込んでいるため、Ｍ７クラスの地震の発生の様相は極めて多様である。首都直下地震対策専門調査会報告では、首都直下の地震として選定した18タイプの地震像のうち、北米プレートとフィリピン海プレートの境界で発生するM7.3の「東京湾北部地震」が、①ある程度の切迫性が高いと考えられる地震であること、②都心部の揺れが強いこと、③強い揺れの分布が広域的に広がっていることから、首都直下地震対策を検討していく上での中心となる地震としている。

（３）このため、本大綱は、「東京湾北部地震」に対する対策を中心とする。

（４）中央防災会議は、定期的に関係府省からの報告により、本大綱に基づく対策の具体化及び推進の状況について把握し、整理するものとする。また、課題についての検討成果、施策の推進状況等を踏まえ、必要に応じ本大綱の見直しを行っていくものとする。

（５）なお、東京湾北部地震以外の１７タイプの地震についても、本大綱の内容を十分踏まえて、地方公共団体、関係事業者、地域住民等が、国の協力の下、必要な対策を講じることとする。

（６）「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」（平成４年８月21日中央防災会議決定）は廃止する。

３．対策の基本的方向

首都直下地震による被害の特徴は、「首都中枢機能障害による影響」と「膨大な人的・物的被害の発生」の２点である。本大綱は、これらの被害を軽減するための対策を基本として構成するものである。

（１）政治、行政、経済の中枢機能に障害が発生すると、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生じるほか、海外への被害の波及が想定される。特に、被災地では、政治中枢機能や行政中枢機能の障害によって、災害応急対策として必要な政治的措置が講じられなかったり、緊急災害対策本部長等からの指示や広域応援のための調整等が円滑に実施できなくなるなど危機管理機能が著しく低下するおそれがあり、その場合には、救援活動が遅れ、より多くの人命が危険にさらされたり、避難生活に大きな混乱が生じるおそれがある。さらに、経済中枢機能の障害によって、適切な経済措置が講じられなかった場合には、被災地での経済の停滞や混乱を長引かせ、その後の復旧・復興までを含め、被災地の住民生活に大きな影響を及ぼすおそれがある。

このように首都中枢機能の障害は、首都直下地震のもう一つの特徴である「膨大な人的・物的被害の発生」をさらに拡大させるおそれがあり、また、震災後の混乱を長期化させるおそれがある。このような被害様相は、他の地域では見られない首都地域に特有の特徴である。したがって、「首都中枢機能の継続性確保」が首都直下地震対策として不可欠である。

（２）膨大な人的・物的被害の発生は、我が国の存亡に関わるものであり、これを未然に防ぐための予防対策及び円滑かつ迅速な応急対策への備えを計画的・戦略的に進め、“地震に強いまち”の形成を図ることは喫緊の根幹的な課題であることは論を待たない。

“地震に強いまち”とは、地震発生時の被害が可能な限り軽減されるような都市構造や耐震性に優れた施設・設備をもつ“まち”であり、かつ、発災後には、応急対策活動の円滑かつ迅速な実施と住民の生活環境の維持に不可欠なライフライン機能や交通機能の低下を最小限にとどめる“まち”である。

このため、都市計画の根本に“防災”を置き、地震発生前から地震発生時の被害量を軽減するためのミティゲーション策（減災対策）に計画的に取り組むことが重要である。延焼遮断帯や防災活動拠点となる骨格的な都市基盤施設やオープンスペースが適切に配置されたまちづくりを進めるほか、特に危険性の高い木造住宅密集市街地の解消に向けて都市基盤整備を着実に進める。また、建築物の耐震化は、その後の火災被害や避難者の発生等にも影響する重要な対策であり、重点的に取り組む。さらに、火災対策の充実を図るほか、建築物の内外で窓ガラス、天井等の落下物・転倒物やエレベータ閉じ込め等による被災を受けないよう対策を講じることが必要である。

また、ライフライン機能や交通機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性を確保するとともに、機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧するよう体制を整備しておくことが必要である。その際、ライフライン機能や交通機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及する「相互依存性」という観点を踏まえるものとする。さらに、家具の固定等の予防対策や地域コミュニティの再生等の地域及び個人の防災力の向上による応急対策への備え等、あらゆる場面で自助・共助の方策を進めることが“地震に強いまち”を形成する上で重要である。

（3）膨大な量の被害に対しては、災害対策の主体である市区町村と国・都県との連携による対応の強化・充実は不可欠であるが、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が連携しながら総力を上げて対処しなければならない。このため、社会全体で「自助」「共助」「公助」により災害被害の軽減に向けた備えを実践する「国民運動の展開」が不可欠である。

第１章　首都中枢機能の継続性確保

首都中枢機能は、特に発災後３日間程度の応急対策活動期においても、途絶することなく、継続性が確保されることが求められる。そのため、発災後３日間程度を念頭において、果たすべき機能目標を明確化し、それを周知徹底するとともに、達成するための事前の予防対策と事後の応急対策を重点的に実施する。

１．首都中枢機能の対象

首都中枢機能は、政治、行政、経済の枢要部分を担う「首都中枢機関」、首都中枢機関の機能を支える基礎的な条件である「ライフライン・インフラ」、ライフライン・インフラを経由して供給される「ヒト、モノ、金、情報」から構成される。

発災直後の特に３日間程度の応急対策活動期において継続性を確保するべき首都中枢機関は、①政治・行政機能：国会、中央省庁（災害対策実施部局及びその関連部局（以下「災害対策実施部局等」という。））、都庁、駐日外国公館等、②経済機能：中央銀行（日本銀行本店）、主要な金融機関及び決済システム、それぞれのオフィス・電算センターである。

発災後３日間程度を念頭に置いて、これら首都中枢機関の機能継続性確保に不可欠なライフライン・インフラを挙げると、電力（非常電源用燃料を含む）、上水等、通信・情報（中央防災無線、電話、衛星通信、インターネット、放送）、道路（高速自動車国道、首都高速道路、一般国道等の幹線的な道路）、航空（空港、航空管制等）、港湾である。

２．目標設定と対策

各々の首都中枢機能が果たすべき役割に注目し、発災後３日間においても最低限果たすべき機能目標を設定する。

（１）首都中枢機関の機能目標と対策

発災後３日間を念頭においた、首都中枢機関（政治中枢、行政中枢、経済中枢）の業務の継続性確保のための機能目標と対策を以下のように定める。

①機能目標

〇政治中枢：国会

被害の広域的な波及を出来る限り最小にとどめるために政治的判断が求められる場合がある。このため、発災直後から、国会との連絡手段が確保され、必要な政治的措置が執れる環境を整備する。

〇行政中枢：中央省庁（災害対策実施部局等）

中央省庁のうち災害対策実施部局等は、被害状況の把握、被災地への救援のための調整や必要な指示等、広域的な応急対策活動をオペレーションする役割を担っている。

このため、発災直後から通信連絡手段が継続的に確保され、非常参集の連絡、危機管理センターでの必要な情報の集約及びリアルタイムの情報共有ができるようにする。

また、全閣僚及び緊急参集チームメンバーは、速やかに危機管理センターに参集する。

さらに、情報収集ヘリコプターからの画像伝送等による被災規模の把握や政府としての基本的な対処方針の決定を行い、おおむね２時間以内に緊急災害対策本部等を開設する。緊急災害対策本部は、災害対策基本法第２８条の６に基づく災害応急対策に関わる「指示」を含む広域的なオペレーションを行うとともに、国として重要なアナウンスを国内外に発信する。

その後、時々刻々の被害状況を的確に把握するとともに、適切な応急対策を実施する。

〇行政中枢：都庁

都庁は、被災したライフラインの復旧に必要となる要員や資機材の優先的な輸送等に関して指示を出す等の役割を担う。

このため、発生から１時間で災害対策要員が参集し、その後、速やかに、必要に応じて、災害対策基本法第71条に基づく災害応急対策に関わる「従事命令」を含むオペレーションが行える体制を整えておく。

〇行政中枢：駐日外国公館等

各国の駐日外国公館は、首都地域に居住する自国民への対応や海外からの支援窓口等の役割を担う。

このため、駐日外国公館等の職員のうち必要な者が参集できるよう支援するとともに、できるだけ早期に、本国との連絡が可能となる環境を整備する。

〇経済中枢

首都地域は、国際的にも重要な金融決済機能が集積している。

このため、地震が発生しても、必要な要員が参集し、必要に応じてバックアップへの切替を行うこと等により、重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制をとれるようにする。また、金融決済に関わる重要なアナウンスを国内外に発信し、日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減する役割を果たすようにする。

②防災対策

上記の機能目標を達成するために、以下の対策を実施する。

［予防対策］

首都中枢機関は、当該機関の存する建築物の耐震強化を図るほか、災害時に寸断しない通信連絡基盤を確保する。万が一、個別施設が被災した場合にも他施設やネットワーク等により機能バックアップが可能となるよう、ライフライン系統の多重化、電算センター及びオフィスのバックアップ機能の充実を図る。また、緊急参集要員の徒歩圏内居住や住居の耐震化等により、緊急参集要員を確保する。

［応急対策のための備え］

首都中枢機関は、発災時の機能継続性を確保するための計画として業務継続計画を策定するとともに、業務継続計画に基づき定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行う。また、万が一、電気や上水道の供給が停止された場合にも必要な機能が継続できるよう、最低３日間の非常用電源及び機器冷却水を確保するほか、緊急災害対策活動に要する備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品、資機材）を行い、災害対策要員の活動環境を整備する。

このほか、国、地方公共団体は、道路渋滞による活動支障が生じないよう、応急対策の推移に応じた緊急車両の通行優先順位をあらかじめ検討しておく。

［応急対策］

首都中枢機関は、各々の災害対策要員及びその家族の安否確認を行う。

また、円滑かつ効率的な業務実施のため、首都中枢機関は当該機関が存する施設への関係者以外の立入り制限を行うほか、災害対策要員の交替勤務を適切に実施する。

さらに、国は首都中枢地区における航空安全確保策を実施する。

（２）ライフライン・インフラの機能目標と対策

首都中枢機関の事業継続性確保のため、ライフライン・インフラにおいても、発災後３日程度を念頭に置いて、果たすべき機能目標と対策を以下のように定める。

①機能目標

〇電力

電力は、情報通信、照明等への動力の提供等の役割を担う。このため、以下に示す首都中枢機関の重要設備は電力の供給を途絶させないようにする。

①国会の設備（情報通信施設、照明）

②中央省庁、都庁、大使館の設備（情報通信施設、災害応急対策支援システム、照明）

③金融決済業務設備（情報通信施設、照明、日銀ネット、全銀システム）

また、仮に停電した場合でも、首都中枢機関の重要設備の電力を１日以内に供給できるようにする。

〇上水等

上水等は、各種機器の冷却水等の役割を担う。このため、速やかに首都中枢機関の重要な機器（非常用電源装置、電算機等）の稼働に必要な冷却水が利用できるようにする。

〇放送

放送は、災害時の被災状況や国として重要なアナウンスを国内外に伝達する役割を担う。このため、発災から１時間以内に被害速報を放送し、１日以内には国内外への重要なアナウンスを放送する。さらに、その後、引き続き被害状況や復旧状況を放送できるようにする。

〇無線

中央防災無線は、首都中枢機能の継続性確保を図るために重要な役割を担う連絡手段である。このため、発災直後においてもその利用に支障がないよう機能を確保する。

〇電話・衛星通信

中央防災無線の他にも、衛星通信など多様な通信手段を確保する必要がある。特に災害時優先電話回線は寸断させないようにする。

〇インターネット

インターネットは、被害の状況や災害対策の活動状況等を情報提供する役割を担う。

このため、これら首都中枢機関から重要情報を継続的に発信できるようにする。

〇道路

道路は、災害対策要員や資機材の緊急輸送基盤として重要な役割を担う。

このため、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間については、道路橋の被災、沿道建築物の倒れ込み、渋滞等による通行障害が発生しても、１日以内に緊急車両等の通行機能を確保できるようにする。

〇航空

航空は、国内外からの閣僚などの参集や緊急を要する人員・物資の輸送のため、または被害状況の迅速な把握のための基盤として重要な役割を担う。このため、１時間以内に空港の被災状況の確認を行い、その後順次、応急復旧を実施した滑走路等により運用を開始する。

〇港湾

港湾は、ライフライン復旧に関わる物資等の緊急輸送基盤としての役割を担う。

このため、ライフライン拠点施設に近接する緊急物資輸送に対応した岸壁等については１日以内に利用できるようにする。

②防災対策

上記の機能目標の達成に向け、各事業者等は以下の対策を実施する。

［予防対策］

＜ライフライン＞

ライフライン事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフラインの多重化と拠点施設の耐震化を進める。この際、道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝の整備を推進する。

また、首都中枢機関は、供給系統の多重化を図るほか、非常用電源や必要な冷却水を

確保する。

＜情報インフラ＞

電気通信事業者は、首都中枢機関に関わる情報インフラ拠点施設として、電話局、電話線、ＩＸ・ＤＮＳサーバ等の耐震化、多重化を図る。

また、首都中枢機関は、情報通信系統の多重化、震災に強い衛星の活用、災害時優先電話の適正な使用など、情報通信の確保策を講じる。

＜道路＞

道路管理者は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、重点的に橋梁の耐震補強を実施する。また、首都圏における環状道路の整備等により、災害時における代替性を考慮した道路ネットワークの多重化を推進する。

＜航空＞

空港管理者は、滑走路等の耐震化、液状化対策を進める。また、国及び空港管理者は、航空保安業務に係る施設の耐震化、多重化を図る。

＜港湾＞

国及び港湾管理者は、ライフライン拠点施設に近接し、ライフライン復旧に関わる物資等の緊急輸送基盤としての役割を担う岸壁の耐震化を図る。

[応急対策]

＜ライフライン・情報インフラ＞

ライフライン事業者及び電気通信事業者は、首都中枢機関への供給に関わるライフライン・情報インフラ拠点施設が万が一被災した場合、優先的に復旧する。

また、首都中枢機関は、被災により必要な冷却水が確保されない場合、他の用途への水使用の制限など、冷却水の確保に向けた措置を優先的に講ずる。

＜道路＞

道路管理者、都道府県警察等は、緊急輸送道路のうち、首都中枢機能の継続性確保のために特に重要な区間について、状況に応じて優先的な道路啓開、交通規制、復旧作業を行う。

＜航空＞

航空運送事業者は、要人、災害対策要員の優先的輸送を行う。

＜港湾＞

国及び港湾管理者は、首都中枢機能の継続性確保のため、護岸等の倒壊により閉塞した航路等について状況に応じ優先的な啓開、復旧作業を行う。

第２章　膨大な被害への対応　～地震に強いまちの形成～

第１節　計画的かつ早急な予防対策の推進

１．建築物の耐震化

建築物の被害は、死者発生の主要因であり、さらに出火、火災延焼、避難者の発生、救助活動の妨げ、がれきの発生等の被害拡大の要因でもある。膨大な被害量をできる限り減少させるためには、“建築物の耐震化”に重点的に取り組むことが肝要である。

（１）住宅、その他建築物の耐震化の促進

国、地方公共団体は、住宅やその他建築物の耐震化を進めるために、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細な地震防災マップを作成・公表し、耐震化の必要性について広く周知を図る。また、補助制度の活用促進により、住宅、その他建築物の耐震診断、耐震補強、建て替えを促進する。加えて、耐震改修促進に向けた税制度の整備について検討を進める。

国、地方公共団体は、特に、密集市街地や緊急輸送道路沿いの住宅、その他建築物の耐震化を緊急に推進する。

（２）耐震化を促進するための環境整備

国、地方公共団体は、住みながら耐震改修できる手法やローコストの耐震改修手法などの開発、建築士等の第三者によるアドバイス等のサービス強化、事例・費用・事業者情報・契約方法などの情報提供内容の充実及び耐震性の評価、改修に関するわかりやすいマニュアル策定など住宅の耐震診断・耐震補強の促進支援策を充実する。

また、国、地方公共団体は、多数の者が利用する建築物の耐震性の確保を図るため、建築物の取引（売買、賃貸借）時における耐震診断の有無等に関する情報提供、一定の耐震性を要する安全な建築物に対する認定マークの交付、耐震診断・改修の結果に基づく地震保険料の割引制度の導入及び耐震・免震・制震住宅など安全技術開発や販売促進に積極的な企業に対する表彰制度の導入など、安全な建築物の資産価値が評価されるしくみの構築に取り組む。

さらに、国は、耐震化に向けた定量的な目標の設定、木造住宅密集市街地等の住宅に対する耐震診断や耐震改修の指示、多数の者が利用する建築物への耐震改修の指示や指示に従わない場合の公表及び不特定かつ多数の者が利用する建築物の所有者に対する耐震改修計画の提出義務づけなど耐震化促進のための制度を整備する。

（３）公共施設等の耐震化

国、地方公共団体、関係事業者は、庁舎、学校、病院、公民館、駅等、様々な応急対策活動や避難所となりうる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなどその促進を図る。

（４）耐震化に関わる新たな技術開発等の推進と導入

国は、緊急地震速報の利用等の技術開発や、エレベータ安全停止装置の義務化によるエレベータ内の閉じ込め防止技術の導入を促進する。

（５）耐震化に関わる専門家・事業者の育成

国、地方公共団体は、耐震診断、改修の手法、各種助成制度等に関する講習会や研修会開催、専門家の登録・閲覧・紹介制度の整備及び耐震技術コンクール等による技術開発促進など、耐震化に関わる専門家・事業者の育成を図る。

２．火災対策

地震時の火災による被害は、揺れで全壊した建築物で出火しやすいことや、風速等の条件によっては、延焼が拡大し、逃げ遅れ・逃げ惑いなどが生じ、多数の死者が発生することが特徴である。建築物が密集する首都地域においては、火災による被害は全体の被害の中でも非常に大きな割合を占めるものとなる。特に環状６号線から７号線の間を中心に老朽化した木造住宅密集市街地が広域に連担しており、同時に火災が多発した場合、消防機関による消火が極めて困難となり、市街地の延焼が拡大する危険性が高い状況となる。したがって、火災対策は、首都直下地震対策の最重要課題の一つである。

（１）出火防止対策

出火の要因ともなっている揺れによる建築物の被害を軽減するために、１．で記述した建築物の耐震化とともに不燃化を促進する。

また、国、地方公共団体、関係事業者は、安全な火気器具の開発・購入促進、通電火災対策及び緊急地震速報の利用等の技術開発の促進など火気器具等の安全対策を促進する。

（２）延焼被害軽減対策

国、地方公共団体は、市街地の面的整備、道路・公園等のオープンスペース確保、避難地・延焼遮断帯として機能する河川整備のほか、沿道建築物の重点的な不燃化、耐火建築物・準耐火建築物への建築規制や誘導策の活用による不燃化誘導を進め、道路・公園等の防災公共施設及び沿道建築物が一体となった避難機能・延焼遮断機能を持つ都市の骨格防災軸（防災環境軸）などを創出する。

（３）避難体制の整備

地方公共団体は、避難路の沿道にある建築物の耐震化・不燃化、ブロック塀・石塀の解消、急傾斜地の崩壊対策等による避難路の整備、都市公園の整備等による新たな避難場所の確保を進めるとともに、避難路、避難場所の周知を図る。

３．居住空間内外の安全確保対策

（１）居住空間内の安全確保対策

屋内に設置された家具、冷蔵庫及びテレビ等の固定を促進するなど、居住空間内の安全確保を図る。

①家具の固定等

国、地方公共団体は、インターネット・パンフレット等の媒体を活用して情報提供等を行い、転倒防止措置効果に関する正しい知識の普及を図る。また、家具の適切な固定を促す住宅供給を促進するほか、安全な家具の開発・販売に積極的な事業者を表彰する制度を導入する等、安全な家具の購入の促進を図る。

②地域及び個人の防災力の向上

地方公共団体は、平常時からの地域コミュニティの再生を図るとともに、自主防災組織率の向上、閉じ込め者救出用の資機材の自主防災組織への配備など自主防災組織の育成・充実を図る。また、消防団の装備・施設の充実や消防団参加促進事業を実施する等、消防団の充実強化を図る。さらに、国、地方公共団体、関係機関は、個人や地域向けの防災に関する研修や資格制度の充実及び防災教育の充実を図るとともに、閉じ込め者の救出や負傷者の応急処置などの防災訓練を地域において定期的に実施する。

（２）外部空間における安全確保対策

交通施設や土砂災害危険箇所における被災防止、ブロック塀の倒壊や自動販売機等の路上設置物の転倒に伴う被災防止、ビルの窓ガラス、看板及び壁面タイル等の落下に伴う被災防止など、外部空間における安全を確保する。

①地域危険情報の開示

外部空間における危険性を市民、企業等に情報提供することは、予防対策の推進や災害時の危険回避にあたって重要となる。このため、地方公共団体は、国の協力の下、地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から評価した地盤の揺れやすさ、密集市街地、土砂災害危険箇所、大規模盛土造成地、埋立地及びゼロメートル地帯等における避難路の沿道の延焼、建築物倒壊、土砂の崩落などによる道路閉塞の可能性、建築物の倒壊・延焼危険性を、個々の居住地が認識可能となる程度に詳細に示した地震防災ハザードマップの作成・公表や土地取引時の情報開示などを進める。

②交通インフラの安全確保

交通インフラにおける地震時の安全性を確保するため、道路管理者及び鉄道事業者は、道路橋・鉄道高架橋の耐震補強、鉄道の脱線対策等を進める。また、国は、交通施設・車両安全対策を強化するため、緊急地震速報の利用等技術開発を進める。

③浸水等対策

国、地方公共団体は、ゼロメートル地帯等の満潮位や河川水位等に比べ地盤高の低い地域における河川・海岸堤防施設等の被災にともない発生しうる、浸水等による壊滅的な被害のおそれを防止するため、堤防施設等の耐震性向上や浸水被害拡大防止に向けた対策を推進するため、地震直後の緊急点検及び円滑かつ迅速な応急対応が可能となるよう、関係機関が連携し、あらかじめ応急対応計画等を策定するなどの体制整備を行う。

④土砂災害・地盤災害対策

国や地方公共団体は、地震による土砂災害の危険がある箇所の把握に努め、土砂災害対策を推進するとともに、国、地方公共団体、関係事業者は、ライフライン・インフラ施設の液状化対策、大規模盛土造成地の危険度評価や耐震補強工事を通じた宅地耐震化の促進、危険地区の建築物の移転促進による適切な誘導などを進める。また、国や地方公共団体は、二次災害防止を図るため、地震後の緊急点検体制の整備や避難場所への適切な避難誘導等を行い、必要に応じて応急対策を実施する。

⑤屋外転倒物・落下物の発生防止対策

自動販売機の転倒防止対策について、国、地方公共団体は、自動販売機設置者に対して、耐震性重視の「自動販売機据付基準（ＪＩＳ規格)」の周知徹底等により、転倒防止対策の促進を図る。

地方公共団体は、防犯、防災両面からブロック塀の解消誘導促進など平常時のメリットも踏まえた総合的な屋外転倒物対策を図る。さらに、窓ガラス、天井、看板、壁面タイル等の落下物を防止するため、適切な点検管理が実施されるよう管理者意識の向上や技術面での支援、指導強化等を行う。

（３）集積地区の安全確保対策

①高層ビル街、地下街、ターミナル駅の安全確保

高層ビル、地下街、ターミナル駅等、不特定多数の者が利用する都市の施設では、施設被害に伴う多数の死傷者やパニックが発生しないよう、国、地方公共団体、施設管理者は、施設の耐震化、出火防止対策及び落下物防止対策を促進する。

また、国は、「地震時管制運転装置」設置の義務化、緊急地震速報を活用した制御技術の検討等エレベータの安全対策を推進する。地方公共団体、関係事業者は、閉じ込め者の早期救出のための体制整備を促進する。国、地方公共団体、関係事業者は、エレベータ停止による不安や混乱を避けるため、早期復旧に向けた技術的課題等を整理し必要な対策を講じるほか、地震時のエレベータ運行について建築物管理者、利用者に広く周知する。

さらに、二次災害及び混乱防止を図るため、地方公共団体、関係事業者は、適時・的確な情報提供や避難誘導等の体制整備を行う。

②石油コンビナート地区の安全確保

首都地域の臨海部においては、危険物施設の集積する石油コンビナート等の工場地帯が連

なり、その防災対策は、近接する内陸の市街地等に対する被害拡大を防止する上で、重要な課題である。

このため、国、地方公共団体、関係事業者は、引き続き石油コンビナート等災害防止法に基づく対策を進める。また、石油コンビナートの被災による隣接市街地への影響評価を充実するとともに、臨海部の老朽化した工場地帯の再開発等による地震防災性の高い臨海部の整備、緊急地震速報の利用等の技術開発を推進する。

４．ライフライン・インフラ確保対策

（１）ライフラインの確保対策

電気、水道をはじめとするライフラインは、災害時の救助・救命、医療救護及び消火活動などの応急対策活動を効果的に進める上で重要となる。

このため、地震時にこれらライフライン機能が寸断することがないように、ライフライン事業者は、特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化等を進める。道路管理者は、ライフライン事業者と共同して、共同溝や電線共同溝整備を推進する。

施設が被災した場合にも、機能停止に至らないよう、ライフライン事業者及び施設の管理者は、多重化、分散化を図る。

震災後の公衆衛生の保全、雨水排水機能の確保等のため、下水道事業者は下水道施設の耐震化を進める。

（２）情報インフラの確保対策

通信等の情報インフラについても、ライフラインと同様に、応急対策活動を効果的に進める上で重要となることから、電気通信事業者は、特に、３次医療機関等の人命に関わる重要施設に対する情報インフラの重点的な耐震化等を進める。さらに、機能停止に至らないよう、電気通信事業者及び施設の管理者は、多重化や衛星の活用を図る。

地震発生時には電話の輻輳が想定されることから、電気通信事業者は、安否確認手段（災害用伝言板等）の提供及びその普及のための周知を行うとともに、携帯電話の音声通話とパケット通信の分離規制の導入による疎通向上を図る。

このほか、地震時の情報の共有化を図るため、国、地方公共団体、関係事業者は、インターネットの活用、マスメディアとの連携強化、アマチュア無線網との連携、携帯電話のパケット通信の活用、衛星携帯の普及、地上デジタル放送の活用等を促進する。電気通信事業者及び関係機関等は、連携・協力して地下空間等における携帯電話・ラジオ等の不感地帯の縮小を促進する。

（３）交通インフラの確保対策

首都地域は、道路、鉄道の基幹ネットワークが整備され、膨大な交通量が発生・集中しているため、これら施設が被災し、交通機能が寸断した場合、経済活動や応急対策活動への支障、大量の帰宅困難者の発生など、多大な影響が予測される。

道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、地震により交通機能が寸断されることがないように、交通インフラの耐震化を早急に進める。また、交通インフラが被災した場合にも、他ルートへの迂回、他の交通モードへの転換が可能となるよう交通インフラの代替性の向上を図る。

ライフライン・インフラの機能は、その影響がそれぞれの機能に相互に波及するという「相互依存性」の観点を踏まえながら確保する。

５．公的機関等の業務継続性の確保

国、地方公共団体やその他の防災関係機関は、災害時の応急対策活動、復旧・復興活動の主体として重要な役割を担う。また、これらの機関が行う通常業務の中にも、災害時であっても業務継続が必要な業務がある。これらの災害対応業務や業務継続の優先度の高い通常業務を、発災後、適切に実施することが求められる。

したがって、第１章に定める首都中枢機関以外の国、地方公共団体やその他の防災関係機関についても、災害時においても必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、例えば業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しや計画の改訂などを行う。

６．その他配慮すべき対策

（１）長周期地震動対策の推進

首都地域を含む関東平野は厚い堆積層で覆われている。このような地盤条件のところでは、震源が浅く規模の大きい地震が発生した場合、地盤の固有周期に応じた周期の長周期地震動の振幅は大きく、継続時間は長くなることが確認されている。

また、首都地域は、高層建築物や石油コンビナート施設、長大橋など多数の長大構造物が存在する。このような構造物の固有周期は長く、長周期地震動が卓越する地震の場合は共振現象による影響を受けるおそれがある。そのため、国、関係機関は、長周期地震動、及びそれが高層建築物や長大構造物に及ぼす影響についての専門的な検討を引き続き進めるとともに、必要に応じて長周期地震動対策の充実・強化を図る。

また、臨海部に集積する石油コンビナート地区では、隣接する市街地への被害影響を防止するため、国、地方公共団体、関係事業者は、石油タンクのスロッシングに伴う全面火災の防止対策を推進する。

（２）文化財保護対策の推進

首都地域には、美術工芸品を中心に国の重要文化財が多数保管されており、これらを地震災害から守ることも重要である。このため、国、関係機関は、所在情報のデータベース化を進めるとともに、文化財所有者の防災についての理解促進を図り、収蔵施設の耐震化

を促進するとともに、落下・転倒による破損防止対策や火災焼失防止対策等を進めるほか、必要に応じて安全な場所への移転促進を図る。さらに、被災して損失した文化財を復元するための復元技術の高度化等を進める。また、文化財所有者は、観覧者等の安全確保対策を充実する。

第２節　膨大な避難者、帰宅困難者への対応

１．避難者及び帰宅困難者等に係る対策の前提となる施策

（１）住宅・建築物等の耐震化・不燃化等の推進

耐震化・不燃化等による住宅・建築物等の被害の減少は、避難者の発生数の低減に寄与する。水道等のライフラインやエレベータの停止により自宅での居住が困難となるケースにおいても、これらの耐震化や早期復旧対策の実施は、同様に避難者数の低減に寄与する。

したがって、国、地方公共団体、関係事業者等は、住宅・建築物、ライフライン施設等の耐震化等に引き続き重点的に取り組む。

（２）災害時要援護者に対する支援

地方公共団体は、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」等に基づき、災害時要援護者の避難支援を適切に行う。

また、災害時要援護者が外出時に地震に遭うと、様々な困難な状況に直面することが予想されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等に係る対策の中でも災害時要援護者への対応を検討する。

２．膨大な数の避難者及び応急住宅需要への対応

（１）避難所への避難者数の低減に係る対策

膨大な数の避難者への対応について、その人数を低減させる対策を実施する必要がある。

①応急危険度判定等の迅速な実施による自宅への早期復帰促進

避難者の中には余震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人もいることから、国、地方公共団体等は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、安全な自宅への早期復帰を促す。そのため、作業に従事できる判定士の確保が極めて重要な課題であり、国、地方公共団体、関係機関等は、建築士等にさらに呼びかけ、判定士への登録を促進するほか、判定士が活動に参加しやすくするための条件整備を検討する。また、発災時に速やかに判定活動を開始するため、国、地方公共団体、関係機関は、判定士の派遣調整や交通手段・宿泊場所等のロジスティクスの確保等を検討する。

②帰省・疎開の奨励・あっせん

国、地方公共団体は、必ずしも被災地に留まる必要のない人などへの帰省・疎開の奨励・あっせんを検討する。検討にあたって、地方公共団体は、疎開の心理的な抵抗感を軽減するため、遠隔地の疎開先地等との平時からの交流の促進などに努める。また、国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、被災者がなじみのある場所に疎開できるように努める。さらに、国や企業等による在宅勤務等のテレワークの推進のための制度の検討や情報ネットワーク環境等の整備など、帰省・疎開先での勤務環境の確保を検討する。国、地方公共団体は、各地の復興状況や復興支援等に関する情

報の提供など、地域外への帰省・疎開者や避難者等に配慮した情報提供体制を検討する。

（２）避難所不足に係る対策

①既存避難所の状況把握と機能確保

地方公共団体は、避難所の耐震性を確認し耐震化を促進するとともに、自市区町村内での避難者の発生数に対する、耐震性も考慮した避難所の収容力の過不足を把握する。また、避難所の機能を確保するため、地方公共団体は、避難所における食料・飲料水及び生活必需品、災害用トイレの備蓄等や、非常用電源等の整備を進める。

②避難所としての公的施設・民間施設の利用の拡大

避難所の不足が想定される地域を有する地方公共団体は、既に指定されている公立小中学校等に加え、都県立学校、国立学校、公共施設等の公的施設や、ホテル等、私立学校、企業等の施設等の民間施設を活用して、避難所収容力を拡大する。そのため、公的施設・民間施設への避難者の受入に関する協力要請を行っていくほか、各施設所有者等が協力しやすい多様な協力内容を提案していく。また、新たに避難所として追加指定した公的施設・民間施設における避難所の運営体制を検討する。

③テント等の利用拡大

避難所の収容力の不足等から、屋外へ避難する人も多く発生することが予想されるため、国、地方公共団体は、テント等の活用を図る。そのため、発災時にテント等を円滑に供給できるよう、テント等の調達を広域的に調整するための情報の共有化などを検討する。また、地方公共団体は、企業等に対して、所有するテント等の提供を要請していくことに努める。さらに、テント等の設置可能な用地の必要量を確保するため、テント等の設置可能用地について他の災害時用途との重複を回避するための調整をしておくことに努めるほか、テント等の設置が可能な土地を保有する企業等へ協力を要請していく。

④地方公共団体間の連携等による広域的な避難体制の検討

自宅のある地域の避難所で避難者を収容しきれない場合には、同じ市区町村内、同じ都県内、さらには近隣都県も含めて、避難者の収容場所の調整を図る必要がある。そのため、地方公共団体は、広域的な避難者の移送について、対象者の選定方法、移送先の調整方法、移動手段の確保等をあらかじめ検討しておく。

また、国、地方公共団体は、広域的な避難に係る地方公共団体間の調整等に必要な基礎データについて地方公共団体や関係機関等の間で情報共有できる体制を検討する。地方公共団体は、地域外へ避難した者が避難地から自宅に戻りやすいように避難所と自宅のある地域間の移動手段の確保を必要に応じて検討しておくことに努めるほか、被災地において自主防犯組織やその他の住民組織等による見回り体制の充実に努める。

（３）必要物資等の供給と避難所運営に係る対策

発災時には、膨大な被害及び被災者への対応が必要なため、避難所運営を地方公共団体職員のみで行うことはほとんど不可能である。そのため、地方公共団体は、行政と地域社会が共同で避難所を運営する体制を検討する。

膨大な避難者が発生するため、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達が円滑に実施されない可能性がある。そのため、地方公共団体は、各家庭における最低限３日分の食料・飲料水及び生活必需品等の備蓄の必要性について、住民に対して引き続き普及啓発する。また、発災時において各避難所で必要な物資等の調達及び供給等を実施するため、国、地方公共団体は、発災時において避難者のニーズ等に対して物資等が円滑に供給できるロジスティクスの確保をあらかじめ検討しておく。

（４）避難者が必要とする情報の提供に係る対策

避難者の数が膨大になった場合にも大きな混乱を来さないようにするためには、迅速・的確な情報提供が重要である。そのため、国、地方公共団体は、国や地方公共団体自らが収集又は提供すべき情報を想定される場面ごとにあらかじめリスト化することや、防災情報の規格化を行うこと等、避難者に対する情報提供体制を検討する。また、地方公共団体は、避難所等において情報の入手や提供に必要な資機材の整備等を進めるほか、車中やテント等に宿泊している避難所外避難者に対して早期の情報提供を実施する体制を検討する。初期段階で厳しい状況下に置かれる可能性のある避難者に対して、健康管理に関する情報を速やかに提供できるよう、国、地方公共団体は、情報の内容や提供方法をあらかじめ検討しておく。

発災時においては、地方公共団体は、防災行政無線のほか、コミュニティＦＭ等多様な放送媒体等を活用して、避難者に対する支援策等、被災者支援策全般にわたるきめ細かな情報を提供する。

（５）応急住宅提供等に係る対策

国、地方公共団体は、応急修理や本格補修による自宅への早期復帰、公的な空家・空室（公営住宅等）や民間の空家・空室（民間賃貸住宅等）の活用、応急仮設住宅の早期提供等の多様な提供メニューを用意することによって、膨大な応急住宅需要に対応する。

①応急修理や本格補修による自宅への早期復帰

応急修理や本格補修による自宅への早期復帰を進めるためには、発災時に応急修理制度について速やかに周知し、修理の促進を図っていく必要があることから、地方公共団体は、災害時における応急修理の実施に必要な運用マニュアルの整備を進めるとともに、国は、その普及啓発に努める。

②空家・空室（公営住宅、民間賃貸住宅等）の活用

国、地方公共団体は、全国の地方公共団体に公営住宅等の提供を広く求めることを検討するなど、公的な空家・空室の有効活用を図る。

民間の空家・空室を活用するため、民間賃貸住宅の空家・空室の確保策として、地方公共

団体は、宅建業団体等や仲介業者を通じて、あるいは直接的な家主への要請により、平時から家主に対して震災時の民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を実施する。

さらに、国、地方公共団体は、一時提供制度への協力を促進するためのインセンティブの付与や、一時提供制度に利用可能な物件に関する情報の不動産物件情報交換システム（レインズ）への登録要請を行うことを検討する。また、地方公共団体は、発災後においても家主等に対して民間賃貸住宅の一時提供制度の周知と協力依頼を行うほか、広い居室を持つ少人数世帯等の一般住宅や企業等の施設の活用を検討する。このほか、一時提供制度における物件確保に係る弾力的運用など住宅借上げ資金の使途について柔軟に対応することを検討するほか、一時提供制度の借上げ期間終了後の入居者の退去に関する契約条件の明確化を検討しておく。また、一時提供制度における物件のマッチングを改善するため、国、地方公共団体は、地方公共団体間の広域的な調整を行える仕組みを検討するほか、地方公共団体は、被災者ニーズを考慮した募集方法を検討しておく。一時提供制度における発災後の対応体制を強化するため、地方公共団体は、宅建業者等と協力し、発災後の空家・空室情報の確認体制の強化策や情報確認の効率化策等を検討する。

③応急仮設住宅の早期提供

応急仮設住宅を早期に提供するため、被災状況によっては建設用地が確保できないおそれがあることから、地方公共団体は、応急仮設住宅の建設用地として、様々な用途の土地の活用も視野に入れて、利用可能な用地をリスト化するとともに、協定締結の要請、緩やかな協力方法の提案を行っていく。また、国、関係都県は、地方公共団体間の応急仮設住宅の配分等について、広域調整の方法をあらかじめ検討しておく。さらに、国、地方公共団体、企業等は、その他の応急仮設住宅の供給に係る検討や研究開発等を行う。

３．膨大な数の帰宅困難者等への対応

（１）一斉徒歩帰宅者の発生の抑制

①「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

公共交通機関の運行停止等により、帰宅困難者等が居住地に向けて一斉に帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺では非常に混雑し、集団転倒などに巻き込まれる可能性があるとともに、火災や沿道建物からの落下物等により死傷するおそれがあるなど、大変危険な状態となる。また、道路の混雑により、救助・救急活動、消火活動、緊急輸送活動等の応急対策活動が妨げられるおそれもある。そのためには、徒歩帰宅者の一斉帰宅を抑制することが重要であり、国、地方公共団体等は、平時から「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知・徹底するとともに、発災時に、マスコミ等の協力を得て、速やかに「むやみに移動を開始しない」ことを呼びかけるため、普段から呼びかけ原稿を用意しておく。

②速やかな安否確認の実施

一斉徒歩帰宅者の発生による混雑の抑制のためには、速やかな家族等の安否確認が重要である。そのため、国、地方公共団体、関係事業者は、災害用伝言ダイヤル１７１や災害用

伝言板サービス等、複数の手段による安否確認の必要性を周知するとともに、複数の安否確認手段の使用順位等を家族間であらかじめ決めておくことの重要性も周知する。企業等は、従業員等やその家族の安否を迅速に確認できる体制を検討するほか、学校は、学校及び生徒・児童と保護者との間の安否確認を迅速に行う体制を検討する。さらに、関係事業者は、安否確認手段の改善や拡充を検討する。

③翌日帰宅・時差帰宅や従業員・生徒等の一時収容対策の促進等

国、地方公共団体は、企業等における翌日帰宅や時差帰宅を促進するため、できるだけ徒歩帰宅者が一斉に発生するのを防ぐような帰宅パターンをとってもらうよう、企業等に呼びかける。

一斉徒歩帰宅者の発生を抑制する上で、企業・学校等における従業員・生徒等の一時収容対策の促進が重要である。そのため、国、地方公共団体は、企業等において発災時に自社従業員等を一定期間収容することの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、企業等は、従業員等が滞在するために必要な食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進める。さらに、企業等は、従業員等が外出中に災害が発生した場合の行動ルールを明確化しておくことや、事業継続のための要員確保、訪問者・利用者に対する対応を検討しておくほか、個人レベルでの対策を推進する。国、地方公共団体は、学校においても、発災時には生徒等を一定期間収容できるようにすることの必要性を明らかにしてわかりやすく周知する。また、学校においては、生徒等が校舎内に滞在することを想定して食料・飲料水、災害用トイレ等の備蓄を進め、さらに、発災時における保護者等との連絡体制を検討し、登下校の際に発災した場合の行動の周知に努める。国、地方公共団体は、幼稚園、保育所、児童館、学習塾などにおいても、学校と同様の対応が求められることの周知に努める。

④発災時における帰宅困難者等への必要な情報の提供

発災時には、国、地方公共団体、関係事業者は、帰宅困難者等に冷静な行動をとってもらうため、帰宅困難者等への必要な情報提供等を行う。

（２）円滑な徒歩帰宅のための支援

①徒歩帰宅者に必要な情報の提供、混雑箇所での混乱の回避

徒歩帰宅者に必要な情報を提供するため、国、地方公共団体等は、わかりやすい地図案内板の整備、住居表示、信号機への交差点名称の掲示、方面の表示がなされた標識の設置、歩道での道路名案内板の設置等を推進する。

また、混雑箇所での混乱を回避するため、国、地方公共団体は、車両や徒歩帰宅者による道路の混雑状況等の情報を把握し共有する体制や方法等、徒歩帰宅者に対して必要な情報を提供する体制を検討しておくほか、地方公共団体は、危険箇所や混雑箇所等での交通規制や誘導等の実施を検討しておく。発災時においてこれらの情報収集・提供を迅速に実施するため、国が主体となって用語の統一や防災情報の規格化等を検討する。さらに、国、地方公共団体は、帰宅行動選択支援システムなど、混乱回避に資する適切な行動を誘導するための方策を検討する。

②帰宅途上における一時滞在施設の確保

多数の徒歩帰宅者に対して、帰宅途上において沿道で休憩する場所が必要となることから、地方公共団体は、徒歩帰宅者の一時滞在施設として利用可能な公的施設・民間施設との協定締結、活用可能な施設のリスト化、運営マニュアル等の整備を進める。

③その他円滑な徒歩帰宅のための支援

徒歩帰宅者は都県境を越えて移動する場合も多いことから、帰宅支援対象道路の指定の拡大等、広域的な観点から実施すべき徒歩帰宅支援策について、各都県が連携して適切な支援を行うことができる体制を検討する。

また、地方公共団体等は、路上危険物への対応や救急・救護体制の検討を進める。

（３）帰宅困難者等に係るその他の対策

①都心部等における滞留者への支援の実施

都心部等では、帰宅を断念した人が大量に滞留することが予想されるため、地方公共団体は、都心部や帰宅支援対象道路に沿って、滞留者や徒歩帰宅者のために必要な飲料水、トイレ、情報等を提供する機能を持った、帰宅困難者等を支援する広場（帰宅困難者等支援広場）の確保に努めるほか、帰宅を断念した滞留者の一時滞在施設を確保する。地方公共団体は、発災時において、周辺事業者等とも協力し、滞留者等を帰宅困難者等支援広場や一時滞在施設等へ誘導するため、周辺事業者・自治会等との連携体制を検討する。さらに、都心部等における滞留者の中には、観光客などの周辺の土地に不案内な人も多いと考えられることから、国、地方公共団体は、災害時の的確な行動を促すため、観光客等への情報提供を充実させる。

②駅周辺における混乱防止・円滑な誘導体制の検討

特に主要駅周辺では、多数の滞留者等の集中による混乱の発生等が懸念される。そのため、地方公共団体は、鉄道事業者、駅周辺事業者等とともに、駅周辺における混乱防止等のための協議会の設立等、対応のための組織づくりや、駅周辺への滞留者の集中を未然に防ぐために、情報を迅速に集約し、滞留者に対して提供する体制を検討する。

③帰宅困難者等の搬送

帰宅困難者等の搬送については、国、地方公共団体、関係事業者は、バスや舟運による搬送を検討するとともに、鉄道は点検後被害がないことが確認されたところから順次折り返し運転が可能になると考えられることから、バス輸送との連携も含めた鉄道の折り返し運転を、あらかじめ検討しておく。

④発災時における望ましい行動モデルの提示と平時の備え

自らが帰宅困難者となった場合の注意事項について、日頃から普及啓発し、心がけてもらうことが必要であることから、国、地方公共団体は、通勤者、通学者、買い物客等の属性に応じた帰宅困難者等の推奨行動モデルを例示し、適切な行動を促すとともに、徒歩帰宅のための防災知識の普及に努める。

４．避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

（１）飲料水やトイレ等の提供

大量の徒歩帰宅者や都心部等の滞留者によって、飲料水やトイレ、休憩する場所等に対する膨大な需要が発生するとともに、これらの人々が地域の避難所等に向かうことが考えられる。このため、地方公共団体は、災害用トイレ等の備蓄を促進するとともに、地域の避難所に指定されていない都県立学校、市民会館、市民ホール等の公的施設等の活用、コンビニエンスストア・ガソリンスタンド等との協定締結、沿道自治会や事業者等による徒歩帰宅者への支援活動の促進等、飲料水やトイレ等の提供体制を検討する。

（２）施設等に訪れてきた避難者・帰宅困難者等への対応の検討

発災時には多数の帰宅困難者等が帰宅経路周辺の避難所等に集まることが想定されるため、地方公共団体は、帰宅困難者等の避難所への受け入れの可否、サービス提供内容、満員となった場合の対応等について、避難所運営マニュアル等にあらかじめ定めておく。

また、企業や学校等においては、施設における外部からの避難者、帰宅困難者等への対応をあらかじめ決めておく。

（３）発災時における混雑情報等の収集及び提供

発災時には、多数の徒歩帰宅者が沿道の避難所や公園等のトイレ等に集まることが想定されることから、地方公共団体は、発災時における避難所・トイレ等の混雑情報等の収集及び提供体制を検討する。その際、徒歩帰宅者等が収集した情報に係る伝達手段の確保について検討する。また、国、地方公共団体は、地方公共団体の情報システムを活用した総合的な情報提供の体制を検討する。

（４）その他避難者と帰宅困難者等に共通する課題への対応

国、地方公共団体等は、ボランティアの受入体制を検討しておくとともに、救護活動等に取り組む団体との連携、国内だけでは十分な量の調達が短期間では困難な資機材・物資・サービス等について、海外からの支援を円滑に受け入れるための体制等を検討しておく。

さらに、国、地方公共団体、企業等は、避難者や滞留する人々に対して、滞在地域における助け合いに加わることの呼びかけを検討する。

第３節　地域防災力、企業防災力の向上

１．地域防災力の向上

膨大な被害の発生が想定されることから、公的な被災者支援活動だけでは限界がある。そのため、地域住民による自助、共助の強化を図る。この際、防犯、福祉、環境等の平常時における施策との連携に配慮した防災対策のあり方について検討することが重要である。

（１）自助の推進

国、地方公共団体は、個人レベルでの防災力向上として、“自らの身の安全は自らが守る”という意識啓発を行うほか、住宅耐震診断・補強、家具の転倒防止策を実施するよう啓発する。

国、地方公共団体は、各家庭において、消火器の購入と位置確認、電気機器・火気器具の適切な取扱方法の確認、食料・飲料水・非常用持出品・携帯ラジオ等の確保、家族相互の安否確認方法の確認など災害時への備えが強化されるよう啓発するとともに、教育や訓練を定期的に実施する。

（２）共助の推進

地方公共団体は、地域レベルでの防災力を向上させるため、平常時からの地域コミュニティの再構築、防災と防犯が連携した地域安心安全ステーションの整備、自主防災組織の育成・強化、消防団の充実強化を図るほか、普段から危険情報に関する情報開示等、自主的な防災活動を円滑に実施するための支援を行う。

さらに、国、地方公共団体は、防災ボランティアの活動環境の整備を進める。

２．事業継続性の確保

（１）事業継続計画の策定と実行

これからの企業の防災対策は、個々の部署ごとの対応ではなく、組織全体の経営戦略として、災害時に可能な限り短時間で重要な機能を再開するための対応方針を、事前に準備することが重要である。このため、企業が事業継続計画（Business Continuity Plan 以下「ＢＣＰ」という。）を策定し、同計画に基づき対策を実践し、それを改善・発展・定着させるための継続的な取組みを平時から実施することが重要である。

すなわち、①経営者が方針を立て、②計画を立案し、③日常業務として実施・運用し、④従業員の教育・訓練を行い、⑤結果を点検・是正し、⑥経営者が見直すことを繰り返す、このような一連のサイクルをＢＣＰとして明確に規定、遵守することが重要となる。

このため、国は、企業によるＢＣＰ策定を支援・促進する立場から、ＢＣＰガイドラインの周知を図る。

（２）評価制度の検討

国は、企業が所有する施設の耐震性、バックアップのシステムやオフィスの確保、即応した要員の確保、迅速な安否確認など、企業の防災に対する具体的な取組を自己評価できる環境を整える。また、関係事業者と共同して、防災報告書、防災会計、防災協力事業所の認定など、防災の取組を外部にＰＲできる仕組みを構築する。

３．企業による社会貢献

企業は、災害時の事業継続性の確保に努めるに留まらず、防災社会構築に向けて地域貢献を果たす。

（１）企業倫理・社会的責任

〇顧客、従業員等の生命の安全確保

事業所の建築物の補強や什器の固定、不燃化、避難環境の整備、避難誘導体制の整備など、顧客及び従業員等の生命の安全確保を図る。また、顧客、従業員等及びそれらの家族の安否確認を行う。

〇二次災害防止対策

大規模構造物の周辺への倒壊防止、出火による周辺への延焼防止及び鉄道脱線による沿線構造物の損壊防止など、周辺地域への安全確保の観点から二次災害防止のための取組みを進める。

（２）事業活動を通じた社会革新

〇減災技術開発

安価で効果のある耐震補強技術の開発、免震・制震住宅の開発・販売及び防災ベッドや揺れを感知して電力の供給を停止する電熱器具等の普及などの減災に寄与する商品開発・普及を図るとともに、緊急地震速報の積極的活用を進める。

〇リスクファイナンス

民間金融機関において、地震災害時発動型ファイナンスなど、災害・事故等のリスク発生時における事業継続資金等を確保するための多様な金融商品開発と販売促進が進められるよう、政策金融機関による信用補完を含め、国は必要な支援を検討する。

（３）投資的社会貢献活動

〇周辺地域の救援

平常時から、市町村の防災関係部局、消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体と連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等、地域防災力に積極的に貢献する。

災害が発生した際には、市民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指す。

地域貢献には、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、他に、技術者

の派遣、保有する資機材を使った救援活動など企業の特色を活かした被災者支援も求められる。地域貢献に関する協定をあらかじめ締結するなど、平常時から連携のための備えをしておく。

第４節　広域防災体制の確立

１．首都圏広域連携体制の確立

（１）災害対策本部の速やかな設置

国は、地震発生後、ＤＩＳ（地震防災情報システム）等を活用して被害像を把握した上で、緊急災害対策本部等を速やかに設置する。また、必要な情報が即座に集約される体制づくりをさらに進める。なお、官邸が被災により使用不能である場合には、緊急災害対策本部は内閣府（中央合同庁舎５号館）内に、内閣府（中央合同庁舎５号館）が被災により使用不能である場合には防衛省（中央指揮所）内に、防衛省（中央指揮所）が被災により使用不能である場合には立川広域防災基地（災害対策本部予備施設）内に設置する。

また、国は、災害発生時の各地域における医療搬送や緊急輸送等の行動を、現地レベルで的確に調整・実施できるよう、政府の現地対策本部を設置する。設置場所は、原則として、有明の丘基幹的広域防災拠点施設とする。また、地方公共団体の災害対策本部間との情報共有化や連絡調整体制をあらかじめ整えるほか、ヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の被災直後の状況を、通信衛星等も活用してリアルタイムで収集するとともに、概観できる地図を迅速に作成し、“防災情報共有プラットフォーム”を用いて共有化することにより、災害発生時の迅速な情報把握とそれに基づく的確な対応がとれるようにする。

（２）国及び地方公共団体間の連携

被害が広域かつ甚大なため、国や地方公共団体間における広域的な応急対応が円滑にオペレーションできる体制の確立が重要となる。このため、国、地方公共団体は、震度等、防災上の基礎情報の迅速かつ確実な収集体制を強化する。

また、国は、地方公共団体、関係機関と連携し、国と地方公共団体の有機的な連携を促す体制や多様な災害に柔軟に対応し計画的に構築できる体制等について検討を進める。

さらに、国、地方公共団体は、罹災証明の発行事務など中長期的な被災者支援を念頭に置いた一般行政職員の広域応援についての連携体制の強化を図る。

（３）被害想定に基づく緊急活動体制の確立

①救助・救急活動、医療活動、消火活動及び輸送活動等

国は、救助・救急活動、医療活動、消火活動、輸送活動（救助・救護要員の被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送）等について、被害想定に基づき、あらかじめ地域ごとの派遣内容や必要量等を計画する。

地震発生後は、この計画に基づき、現地からの被災情報が不十分な初期段階においても、派遣等の準備や活動を開始する。その後、被災状況等の情報に基づき、必要に応じ活動内容等の修正を行うなど、的確な活動を実施する。

②食料・飲料水及び生活必需品等の調達

国は、食料・飲料水及び生活必需品等の物資の調達等に関しても、被害想定に基づき、

あらかじめ各地域の必要量を計画しておき、発災後は、関係業界団体等と連携し、速やかに、計画に基づき被災地外での物資調達等を行い、被災地へ搬送する。

地方公共団体は、これらの活動を円滑に実施するため、首都直下地震対策専門調査会の被害想定等を基に、あらかじめ、自らの物資備蓄量を適切に確保した上で、なお不足する物資の内容、量等を整理し、受援体制の整備を進める。

（４）広域連携のための交通基盤確保

広域的な連携活動を支える基盤として、広域防災拠点の整備と相互のネットワーク化を進める。

国、地方公共団体は、広域防災拠点を、被災地の外周部に配置することにより、被災地内への必要以上の交通流入を抑制し、円滑な応急対策活動のための環境を確保する。

また、効果的な広域オペレーションを実施するため、首都圏の広域防災のヘッドクォーターの機能等を有する有明の丘地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点及び現地対策本部の一端として被災時における物流コントロール機能の一部を有する東扇島地区に設置された東京湾臨海部基幹的広域防災拠点を中心に、各拠点の役割分担を、各都県の広域防災拠点、ブロック拠点、配送拠点のように階層化し、明確にすることによって、交通流を適切に制御できるようにするとともに、地震後の緊急物資や復旧機材等の輸送にあたり中心的役割を果たす東京湾臨海部基幹的広域防災拠点が、所期の機能を発揮できるよう、適切な運営体制を確立する。

道路管理者は、緊急輸送道路における道路橋の耐震補強、首都圏における環状道路の整備等、災害に強い道路ネットワークの整備を進める。鉄道事業者は、利用可能な折り返し駅からのシャトル輸送及び各鉄道事業者間の相互連携等の鉄道輸送ネットワークを構築する。空港管理者は、滑走路の耐震化及び都心部におけるヘリポートの確保等の航空輸送ネットワークを構築する。港湾管理者、河川管理者等は、耐震強化岸壁等の整備及び東京湾臨海部基幹的広域防災拠点との連携、河川舟運の活用等の水上輸送ネットワークの構築を図ることや、震災時の輸送路としても活用可能な緊急用河川敷道路及び船着場等の整備を行う。なお、各ネットワークの整備については、必要に応じて国が協力するものとする。これにより、総合的な交通ネットワーク対策の充実を図る。

また、発災後の交通を早期に確保するためには、道路啓開や復旧の迅速な実施が重要である。このため、道路管理者は、道路の被災情報の収集・連絡体制の強化を図るとともに、ＩＴＶや道路情報モニター等を活用し、迅速な道路被災情報の収集・共有を行う。また、道路啓開・復旧用資機材について、平常時からの備蓄や所在の把握、建設業者等との協定などにより、適正な確保・配置を行う。

さらに、地方公共団体は、除去後の放置車両の仮置き場としても利用可能な空地のリスト化をあらかじめ行い、随時、情報を更新しておく。

また、特に発災直後は航空機、船舶等の需要や空港、港湾施設が逼迫することから、国は、的確な交通手段確保のための調整を行う。

（５）海外からの支援の受け入れ

海外からの支援申し入れについて、国は、関係省庁申し合わせ等を踏まえ、適切かつ迅速な対応を図ることとする。特に、外国からの救援部隊については必要に応じ速やかに受け入れられるよう体制の整備を図る。

２．救助・救命対策

大規模な地震が発生した場合、木造住宅密集市街地、高層ビル、地下街、ターミナル駅等では、多数の自力脱出困難者が発生することが想定される。

このため、国、地方公共団体等は、救助・救命のための要員の確保・育成や必要資機材の配備など体制の充実強化を図る。さらに、救助・救命効果の向上を図るため、特別高度救助隊、高度救助隊及び警察広域緊急援助隊の充実・強化を図る。また、救助作業の実施にあたって、救助を求める者の存在が確認しやすいように、いわゆる「サイレント・タイム」を設けるためのルールを確立する。

国、地方公共団体、関係機関は、大量の発生が予測される重傷者について、災害医療情報の共有化を進めるとともに、救護班の派遣、医薬品・医療資機材の供出、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送について体制の充実を図る。

３．消火活動

（１）消防力の充実・強化

地方公共団体は、初期消火を迅速かつ的確に実施するよう、平常時からの地域コミュニティの再構築、自主防災組織の育成・充実、婦人防火クラブの活性化、防災教育の充実、訓練の実施等を行うとともに、常備消防及び消防団を充実・強化することによって、初期消防力の充実・強化を図る。

また、地方公共団体は、耐震性貯水槽の整備、河川・海水等の自然水利利用システムの構築、自然水利活用遠距離送水システムの活用、下水道処理水及び農・工業用水等の利用等、被災時にあっても使用できる消防水利を確保する。

さらに、近隣の地方自治体との相互応援協定の締結促進、緊急消防援助隊の充実・強化等、広域的な応援体制をより充実・強化する。

その他、国、地方公共団体は、救助ロボットによる救助等の先端科学を応用した技術の開発、ヘリコプターによる空中消火の検討等を行う。

災害発生時に、自主防災組織及び婦人防火クラブは、消火活動、避難路等の危険物除去等、消防機関が実施する応急活動に協力する。

また、地方公共団体は、木造住宅密集市街地や危険物質を取り扱う施設の火災発生情報を早期に収集・把握するとともに、特に広域避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

（２）的確な避難体制の確立

火災時は風向きによって避難の方向も異なることから、例えば、一時避難場所から広域避難場所への安全かつ迅速な避難誘導が実施できるよう、地方公共団体は、地域住民に対して適切な情報提供を行う体制を強化する。この際、外国人滞在者が多いという首都地域の特徴も踏まえ対応する。

地方公共団体は、火災延焼危険地区における交通規制の強化を行い、被害拡大の防止を図る。

４．災害時要援護者支援

高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等、いわゆる災害時要援護者に対する防災上の配慮が以前にも増して重要となっている。また、首都地域では地理に不案内な出張者、旅行者等が常時多数滞在している。

災害時要援護者支援にあたっては、近隣による助け合いが重要であり、地域防災力向上のための人材育成、意識啓発のほか、個人情報保護に留意しつつ災害時要援護者の所在情報の把握を進める必要がある。このため、市区町村は、福祉関係部局を中心とした「災害時要援護者支援班」の設置、一人一人の災害時要援護者のための「避難支援プラン」の策定等の支援体制の整備を図る。

また、国、地方公共団体は、これら震災時に的確な防災行動をとりにくい立場にある者の安全確保を図るため、防災ベッド等、災害時要援護者に配慮した防災商品の開発と普及を促進するとともに、段差の解消等、地域バリアフリー化を推進する。

地方公共団体は、聴覚障害者や日本語が理解できない外国人等に対しても的確な情報が伝達されるよう、多様な伝達形態や多様な言語による情報提供を実施する。

５．保健衛生・防疫対策

地方公共団体は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、水洗トイレが使用できなくなった場合のトイレ対策、ゴミ収集対策等、避難所をはじめ被災地の衛生環境維持対策を進める。また、国の協力の下、不足が想定される感染症専門医を確保する。

また、国、地方公共団体は、迅速かつ的確な死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に係る体制を整備するとともに、地方公共団体は、死体処理用資機材の確保、死体保管・運搬体制の整備及び火葬場・棺桶の確保等、死体処理対策を強化する。

６．治安の維持

首都地域は、ヒト、モノが過密に集積し、また、経済社会活動に不可欠な重要施設・機能が多いことが、他の地域には見られない特徴である。このような首都地域の特徴を踏まえ、治安の維持方策を充実する。

このため、国、地方公共団体は、発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察に

よる警備体制の充実を図るとともに、実践的な訓練を実施するほか、防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を進める。

また、地方公共団体は、流言飛語に基づく風評による混乱を防止するため、コミュニティＦＭなど多様な放送媒体を活用して、治安に関する地域単位のきめ細かな情報を提供する。

７．ボランティア活動の環境整備

国、地方公共団体、関係機関は、相互に連携して、災害ボランティアの受付や各種活動の調整を行う災害ボランティアセンターの活動を支援するとともに、国や地方公共団体の対策本部は、被災地ニーズの的確な提供等ボランティアセンターとの連携を図る。

第５節　復旧・復興対策

１．震災廃棄物処理対策

極めて膨大な震災廃棄物量の発生は、道路閉塞等につながり応急活動の阻害要因となり得る。早期の道路啓開を実現するためにも、被災地内において、震災廃棄物の仮置き場所を確保する必要がある。

このため、地方公共団体は、あらかじめ仮置き場所としても利用可能な空地をリスト化し、随時、情報を更新するなどにより、仮置き場の候補となる場所、必要な箇所数を検討しておく。また、国、関係機関の協力の下、震災廃棄物を順次被災地外にも運搬・処理する場合も想定し、河川舟運や港湾を活用した水上輸送体制を整備しておく。

また、地方公共団体は、国の協力の下、震災廃棄物処理計画の策定により、リサイクル対策や地方公共団体間の広域的な協力体制の整備等具体的な処理対策を検討する。

２．ライフライン・インフラの復旧対策

ライフライン事業者、電気通信事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、首都中枢機関及び特に人命に関わる重要施設に対しては優先的に復旧させるなど、早期に復旧できるよう人材確保や資機材の配備など復旧体制を強化する。復旧にあたっては、各ライフライン・インフラ間の「相互依存性」にも考慮する。

３．首都復興のための総合的検討

首都地域の復興は、単に防災の観点のみならず、総合的な国土利用の観点から新たな首都像の構築に向けたまちづくりがなされるべきであり、想定される様々な課題に対して、各関連主体の緊密な連携のもと総合的な検討が行われなければならない。

（１）円滑かつ迅速な復興計画実現のための事前準備

国、地方公共団体は、復興の理念や目標の設定等の復興の過程を通じて目指す都市像の策定、復興本部の設置等の実施体制の整理及び発災後からの時間軸に沿った実施手順の整理やそのマニュアル化等について検討する。

また、国、地方公共団体は、復興に向けた基金の検討を行うほか、企業はリスクファイナンシングの充実強化等による復興資金の確保策についても検討する。

（２）発災後の計画実現方法

国、地方公共団体は、発災後を想定した関係者間の合意形成の進め方等、目指す都市像を実現するための方策の検討や、復興理念等を念頭に置いた平常時からのまちづくりの実践方策の検討を行う。

第３章　対策の効果的推進

１．幅広い連携による震災対策の推進

（１）首都直下地震対策の推進にあたっては、関係する機関が広域かつ多岐にわたることから、減災目標、進捗状況等について、国の各機関、地方公共団体が認識を共有し、一体となって取り組んでいく必要がある。

特に、建築物の耐震化等の減災対策については、各事業が効果的に実施されるよう、政府が中心となり、関係省庁の緊密な連携の下、計画的に対策を推進していく必要がある。このため、国は、期限を定めて定量的な減災目標を設定し、減災目標を達成するために必要な数値目標及び具体的な実現方策等を定めた「首都直下地震の地震防災戦略」（平成18年４月21日　中央防災会議決定）に基づく対策を推進するものとする。地方公共団体においても、上記地震防災戦略を踏まえ、地域目標を策定するとともに、その達成のための対策の実施に努める。

また、国は、災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時における主として政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年４月21日　中央防災会議決定）について、累次の訓練等を通じて掌握された課題を的確に反映させる形で適宜見直し、より実践的なものとしていく。また、地方公共団体においても、上記要領を踏まえ、必要に応じ、広域災害に対応した防災計画の見直しを行う。

さらに、国は、関係機関と連携して想定される膨大な経済被害に対して、経済活動の維持・回復等、非常時に実施すべき具体的な経済対策を定める「首都直下地震時経済対策要領（仮称）」を策定する。

（２）本大綱においては、多岐にわたる様々なレベルの連携の必要性を示してきたが、その中でも防災対策を一義的に担う地方公共団体と、積極的に被災地方公共団体の支援にあたるべき国との総合的な連携が極めて重要である。本大綱に示された施策や課題については、国、地方公共団体等がそれぞれ取組を行う中で、相互に支援していくとともに、共同の取組や整合性の確保を図っていく必要がある。

特に重点的に取り組む課題については、国、地方公共団体で取組方針や優先順位を明らかにするよう努めつつ、相互の連携の下、順次速やかに取り組んでいく必要がある。

（３）また、震災対策の推進状況に関する定期的なフォローアップが重要であり、予防対策の推進状況については、単に事業量だけでなく、その事業の効果も含めた推進状況を把握するとともに、各防災機関の防災体制についてもフォローアップの必要がある。

特に、地域住民の意識については、災害が長期間発生しない場合には、急激に低下することがあるので、国、地方公共団体は、フォローアップのうえ、積極的な啓発活動を実施していく必要がある。

（4）さらに、近年の地震被害を検証し、その結果を踏まえて対策の充実を図る。

２．地震防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用

震災対策の推進に当たっては、震災及び地震防災に関する調査研究の果たす役割が重要であり、特に首都地域における大規模震災による被害の甚大性に鑑みれば、調査研究の成果を活用した事前対策を推進する必要性は極めて高い。

このため、国、地方公共団体、関係機関は、理学的研究としての地震学や、地震動が構造物に与える影響、耐震設計、構造の耐震補強、まちづくりなどに関する土木工学、建築学、都市計画学など工学的分野での調査研究及び震災時の人間行動や情報伝達、住民の生活復興など社会科学的な分野での調査研究など、多岐にわたる関連分野相互の連携を図りながら、地震による被害の軽減を図るための震災及び地震防災に関する調査研究を一層総合的に推進する。

特に、大規模震災による被害の軽減を図るため、地震発生直後の緊急地震速報の活用、通電火災防止対策、長周期地震動による超高層ビル・石油コンビナート施設等の長大構造物等への影響、地震時の鉄道脱線メカニズム、衛星通信技術を利用した災害応急対策等について、関係する諸機関相互の連携の下、調査研究及び実証実験を推進する。さらに、これらの知見・成果を地方公共団体等に普及させることにより、防災力の向上、人的・物的被害の軽減を図る。

３．実践的な防災訓練の実施と対策への反映

（1）地震の発生時における震災応急対策の実施体制を確保するとともに、併せて住民や企業等の防災意識の高揚を図るため、国、地方公共団体及び指定公共機関等は、相互の緊密かつ有機的な連携・協力の下に、住民、企業等と一体となって、総合的な防災訓練を実施する。

特に、「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年４月21日　中央防災会議決定）に基づく広域的な防災活動については、関係機関の連携の下、図上訓練の実施も含め訓練を定期的に実施し、同要領の改訂等に反映させる。

（2）防災関係機関は、首都直下地震の特殊性を十分考慮し、各機関の事業継続の確保に係る訓練、発災時の広域的応急対策訓練や現地対策本部訓練、石油コンビナート等の危険物施設等における訓練及び参加者自身の判断も求められるような内容を盛り込んだ訓練など、実践的な防災訓練の充実を図る。

４．国民運動の展開

首都直下地震では、多様な被災事象が大規模かつ同時に発生して、その影響が全国、世界へと波及していく。膨大な規模に及ぶ被害を軽減させるためには、行政による公助だけでは限界があり、社会のあらゆる構成員が相互に連携しながら総力を上げて対処していく必要がある。

具体的には、首都直下地震による被害の軽減に向け、「公助」にあわせ、住宅の耐震補強、

家具の固定等の被害軽減策の実施、非常持ち出し品の用意、最低限３日分の食料や水の備蓄、避難場所や避難路の確認等の災害への備え、被災の様相や周辺地域への拡がり等の自分自身とその周辺に及ぶ被害影響について事前習得、「災害時には自らの身は自ら守る、初期消火に努める、車では避難しない」等の適切な行動の実施等の個人や家庭における「自助」、自主防災組織の組織化の一層の促進、リーダの育成等の自主防災組織の活動の充実、平常時からの地域コミュニティの再構築、災害ボランティア活動の環境整備、消防団の充実・強化、企業による地域貢献等の地域コミュニティによる「共助」により防災対策を推進するべきである。このため、社会全体で、生命、身体、財産を守るための具体的な行動を実践する「国民運動の展開」を強力に推進する。

○ 義 援 金 品 の 関 係 様 式

別記様式

No.

義 援 金 品 受 領 書

金額　￥

品　名	数　量	摘　要

上記のとおり受領いたしました。

年　月　日

様

大多喜町災害対策本部長

大多喜町長　印

〔条例等〕

○ 大 多 喜 町 防 災 会 議 条 例

昭和37年９月29日
条 例 第 １５号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第６項の規定に基づき、大多喜町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に定める事務をつかさどる。

⑴　大多喜町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

⑵　町長の諮問に応じて大多喜町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

⑶前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴　千葉県知事の部内の職員のうちから町長が千葉県知事の同意を得て任命する者

⑵　千葉県警察の警察官のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者

⑶　町長が、その部内の職員のうちから指名する者

⑷　教育長

⑸　消防長及び消防団長

⑹　指定地方行政機関の職員のうちから町長が当該所属長の同意を得て任命する者

⑺　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が当該機関の長の同意を得て任命する者

⑻　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命するもの

６　前項の委員の定数は、25人以内とする。

７　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じ専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、前条の委員のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（委任）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年10月４日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成12年３月21日条例第28号抄）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年12月18日条例第34号抄）

この条例は、公布の日から施行する。

○大多喜町災害対策本部条例

昭和37年９月29日
条例第１６号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第８項の規定に基づき、大多喜町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部所の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、その事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に「部」を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）

第５条　前各条に定めるもののほか、本部の事務に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年６月27日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年12月18日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

○ 大 多 喜 町 災 害 見 舞 規 程

平成27年７月３日
訓 令 第 ３ 号

大多喜町災害見舞規程(平成８年訓令第４号)の全部を改正する。

(目的)

第１条　この規程は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）の適用を受けない災害発生の際、その見舞に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　住家　専用住宅又は併用住宅等の居住用の建物で、現に居住しているものをいう。

(2)　非住家　住家の附属屋的建物で、物置等をいう。

(3)　非所有の建物　居住者が所有していない住家及び共同住宅をいう。

(4)　事業用建物　事務所、店舗、工場、共同住宅、貸家等の営利を目的としたものをいう。

(5)　全焼　焼失面積が家屋の延床面積の70パーセント以上に達したもの又は現存部分に補修を加えて再使用することが困難なものをいう。

(6)　半焼　焼失面積が家屋の延床面積の20パーセント以上で、全焼に該当しないものをいう。

(7)　全壊　損壊面積が家屋の延床面積の70パーセント以上に達したもの又は現存部分に補修を加えて再使用することが困難なものをいう。

(8)　半壊　損壊面積が家屋の延床面積の20パーセント以上で、全壊に該当しないものをいう。

(9)　流出　流出面積が家屋の延床面積の70パーセント以上に達したもの又は現存部分に補修を加えて再使用することが困難なものをいう。

(10)　床上浸水　家屋の1階床組以上に浸水したものをいう。ただし、１階床組がない家屋は、45センチメートル以上浸水したものをいう

(適用基準)

第３条　本町の区域内において発生した非常災害（法の適用に至らない程度の火災、風水害、地震及びその他の災害をいう。）による被害が次の各号のいずれかに該当し、町長が必要と認めたときは、その見舞を行う。

(1)　本町に居住し、住民基本台帳に記載されている者が死亡又は生死不明となったとき。

(2)　本町に居住し、その所有に係る住家又は非住家が被災したとき。

(3)　本町に居住し、その非所有の建物が被災したことにより当該建物に居住できなくなったとき。

(4)　その他前３号に掲げるものに準ずる被害があったとき。

(見舞金)

第４条　町は、前条に定めるその被害の実情に応じ見舞金を支給する。ただし、併給は行わないものとする。

２　前項に規定する見舞金の種別、支給区分及び金額は、別表のとおりとする。

（適用除外）

第５条　前条に定める見舞金の支給を受けようとする者の故意又は重大な過失により災害が発生したとき又は事業用建物が被災したときは、見舞金を支給しないものとする。ただし、町長が情状等をしんしゃくし、特別の事由があると認めた場合は、支給額を別に定め、支給することができる。

（補則）

第６条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この訓令は、公示の日から施行する。

別表（第４条関係）

種別	支給区分	金額
住民	死亡又は生死不明（1人につき）	50,000円
住家	全焼・全壊・流出	50,000円
	半焼・半壊	30,000円
	床上浸水	30,000円
非住家	全焼・全壊・流出	30,000円
	半焼・半壊	10,000円
	床上浸水	5,000円
非所有の建物	居住できない（１世帯につき）	20,000円

○大多喜町防災行政無線局管理運用規程

平成２年３月16日
訓令第５号

（目的）

第１条　この規程は、大多喜町地域防災計画に基づく災害対策に係る防災行政及び一般行政業務に関し、円滑な通信の確保を図るために設置する大多喜町防災行政無線局の管理及び運用について、電波法（昭和25年法律第131号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この規程における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1)　無線局

電波法第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2)　固定系親局

特定の受信設備に対し、同時に同一の内容の通報を送信する無線局をいう。

(3)　固定系子局

固定系親局の通信相手となる受信設備をいう。

(4)　基地局

陸上移動局を通信の相手方として大多喜町内に設置する移動しない無線局をいう。

(5)　陸上移動局

陸上移動中又はその特定しない地点に停止中運用する車載、可搬又は携帯型の無線局をいう。

(6)　中継局

固定系親局と固定系子局との間の通信を中継するため、陸上に開設する移動しない無線局をいう。

(7)　無線系

前各号の無線局及びその附帯設備を含めた通信システムをいう。

(8)　無線従事者

無線設備の操作を行う者であって、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の配置）

第３条　無線局の配置等は、別表第１及び別表第２のとおりとする。

（無線系の総括責任者）

第４条　無線系に総括責任者を置く。

２　総括責任者は、無線系の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括責任者は、町長の職にある者を充てる。

（管理責任者）

第５条　無線系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括責任者の命を受け、その無線系の管理及び運用の業務を行うと共に通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、総務課長の職にある者を充てる。

（管理者）

第６条　次の所には、管理者を置く。

(1)　固定系親局及び基地局の通信操作を行う部署

(2)　本庁以外であって陸上移動局を配置した出先機関等の部署

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局又は施設等の管理並びに指揮の業務を所掌する。

３　管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、出先にあっては当該機関の長をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第７条　無線系に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理及び運用し、無線局に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これに充てる。

（通信取扱者）

第８条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

２　通信取扱者は、無線局の運用にたずさわる一般の職員とする。

（無線従事者の配置、養成等）

第９条　総括責任者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。

２　総括責任者は、無線従事者の適正配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。

３　総括責任者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年４月１日をもって無線従事者名簿(別記第１号様式)を作成する。

（無線従事者の任務）

第10条　無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行う。

２　基地局に配置された無線従事者は、その通信の相手方である陸上移動局の通信取扱者の行う無線通信を指揮監督する。

（備付け書類等の管理）

第11条　管理責任者は、電波法令等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

２　管理責任者は、主任無線従事者・無線従事者選(解)任届(別記第２号様式)の写しを保管しておくものとする。

（提出書類）

第12条　総括責任者は、無線従事者を選任又は解任したときは、無線従事者選(解)任届を関東総

合通信局長に提出するものとする。

(無線局の運用)

第13条　無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。

(無線設備の保守点検)

第14条　無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1)　月点検

(2)　６月点検

２　６月点検については、業者を指名し、委託し、行うものとする。

３　点検項目については、無線設備の点検記録表(別記第３号様式)のとおりとする。ただし、６月点検については、別に定める。

４　保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1)　６月点検は、総括責任者

(2)　月点検は、管理責任者

５　予備装置及び予備電源については、毎月１回以上その装置を使用し、その機能を確認しておくものとする。

６　点検の結果異常を発見したときは、直ちに管理責任者に報告するものとする。

(通信訓練)

第15条　総括責任者は、非常災害時に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1)　総合防災訓練に併せた総合通信訓練　毎年１回以上

２　訓練は、通信統制訓練、住民への広報等の伝達訓練及び移動系における情報収集訓練を行う。

(研修)

第16条　総括責任者は、毎年１回以上、通信取扱者等に対して電波法令等関係法令及び運用細則並びに無線設備の取扱要領等の研修を行うものとする。

附　則

この訓令は、平成２年４月１日から施行する。

附　則(平成２年10月16日訓令第９号)

この訓令は、平成２年10月１日から施行する。

附　則(平成３年２月４日訓令第１号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成３年８月26日訓令第５号)

この訓令は、平成３年８月26日から施行する。

附　則(平成３年12月９日訓令第８号)

この訓令は、平成３年12月９日から施行する。

附　則(平成４年７月27日訓令第3号)

この訓令は、平成４年７月27日から施行する。

附　則(平成５年２月８日訓令第４号)

この訓令は、平成５年２月８日から施行する。

附　則(平成５年７月16日訓令第６号)

この訓令は、平成５年７月16日から施行する。

附　則(平成６年３月23日訓令第3号)

この訓令は、平成６年３月23日から施行する。

附　則(平成６年７月20日訓令第９号)

この訓令は、平成６年７月15日から適用する。

附　則(平成６年８月22日訓令第10号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成７年５月23日訓令第８号)

この訓令は、平成７年４月１日から施行する。

附　則(平成７年８月３日訓令第９号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成７年７月26日から適用する。

附　則(平成８年１月25日訓令第１号)

この訓令は、平成８年１月25日から施行する。

附　則(平成11年３月12日訓令第２号)

この訓令は、平成11年２月22日から施行する。

附　則(平成12年３月31日訓令第２号)

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則(平成12年12月28日訓令第８号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成12年12月５日から適用する。ただし、第２条第５号の規定は平成13年１月６日から施行する。

附　則(平成13年３月２日訓令第２号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成16年３月29日訓令第１号)

この訓令は、平成16年４月１日から施行する。

附　則(平成17年11月15日訓令第14号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成18年３月27日訓令第１号)

この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

附　則(平成20年２月20日訓令第１号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附　則(平成20年３月31日訓令第３号)

この訓令は、平成20年４月１日から施行する。

附　則(平成21年３月31日訓令第５号)

この訓令は、平成21年４月１日から施行する。

附　則(平成23年３月31日訓令第４号)

この訓令は、平成23年４月１日から施行する。

附　則(平成24年３月30日訓令第３号)

この訓令は、平成24年４月１日から施行する。

附　則(平成29年３月31日訓令第１号)

この訓令は、平成29年４月１日から施行する。

附　則(令和２年３月31日訓令第３号)

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

附　則(令和３年５月24日訓令第２号)

この訓令は、公示の日から施行する。

※　別表及び別記様式略

○大多喜町り災証明書交付要綱

平成23年5月30日
告示第51号

(趣旨)

第1条　この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害によって生じた被害(以下「り災」という。)の証明書(以下「り災証明書」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(り災証明書の交付申請)

第2条　り災証明書の交付を受けようとする者は、り災証明書交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類等を添えて申請しなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(1)　り災の状況が判明できる写真及び位置図

(2)　り災の程度が死亡であるときは、死亡診断書又は死亡したことが明らかであることを証明する書類

(3)　り災の程度が重傷及び軽傷であるときは、医師の診断書

(申請書の審査等)

第3条　町長は、前条の規定による交付申請があったときは、その適否を審査し、必要に応じ調査することができる。

(り災証明書の交付)

第4条　町長は、り災者又はその他町長が適当と認める者(以下「申請者」という。)からり災証明書交付申請書が提出されたときは、次の事項に従いり災証明書(別記第2号様式)を交付することができる。

(1)　り災証明書は、災害によるり災が確実に立証できる場合に交付する。

(2)　り災証明書で証明できる事項は、災害による被害に関する事項とし、火災によるり災証明及び災害による損害額は除くものとする。

(3)　り災証明書を交付することができる対象者は、り災物件の所有者、管理者、占有者、担保権者、保険金受取人その他町長が認める者とする。

2　り災証明書の様式がその提出先において特に定めがある場合は、これを様式とみなし正本及び副本各1部を提出させ、副本に証明行為をすることができる。

(り災の認定基準)

第5条　り災の認定基準は、別表のとおりとする。

(申請期限)

第6条　第2条の規定による交付申請は、災害を受けた日からおおむね30日以内に行わなければならない。ただし、町長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(手数料)

第7条　り災証明書の交付手数料は、大多喜町手数料条例(平成12年条例第15号)第6条第7号

の規定により、無料とする。

附　則

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

別表(第5条関係)

り災の認定基準

被害区分			認定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者
	重傷者		当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者		当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1か月未満の治療を要する見込みの者
家屋被害	住家被害		現実に居住の用に供している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
		全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊し、流失し、埋没したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
		大規模半壊	居住する住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のもの
		半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部が喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用することができる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
		一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く
		床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの
		床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの
	非住家被害		住家以外の建築物で、他の被害箇所項目に属さないもの。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、該当部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊を受けたもののみを記入する
		公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする
		その他	公共用建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする

別記第１号様式(第２条関係)

り 災 証 明 書 交 付 申 請 書

年　　月　　日

大多喜町長　　様

申請者　住　所
氏　名　　㊞
電　話

り　災　日　時	年　　月　　日　　時　　分ごろ
災　害　種　別	□暴　風　　□豪　雨　　□洪　水　　□地　震 □その他(　　)
申 請 者 区 分	□所有者　　□管理者　　□占有者　　□担保権者 □保険金受取人　　□その他(　　)
り　災　場　所	大多喜町
証明を要する事項	□人的被害　　□家屋被害 □その他(　　)
目　　的	□保険(共済)金の請求 □被災者生活再建支援金の申請 □その他(　　)
必　要　枚　数	枚

※添付書類　1　り災の状況が判明できる写真及び位置図
　　2　死亡診断書等
　　3　医師の診断書等

第2号様式(第4条関係)

り 災 証 明 書

申請者	住　所	
	氏　名	
災害種別		
り災日時	年　月　日　時　分ごろ	
り災場所	大多喜町	
り災物件及びり災の程度		

上記のとおり相違ないことを証明する。

第　　号
年　月　日

大多喜町長　　㊞